



公式投票者情報ガイド

州特別選挙

11月8日 (火曜日)

誤りのないことの認証

私、California州州務長官Bruce McPhersonは、ここに記載された法案が、2005年11月8日に州全土で実施される予備選挙で、California州の選挙人に提出されること、および、本ガイドが法律に従って正当に作成されたものであることをここに認証いたします。

2005年8月15日、California州Sacramentoにおいて、証人として署名および州印を捺印します。

A handwritten signature in blue ink that reads "Bruce McPherson".

Bruce McPherson
州務長官

2005





州務長官

California州の投票者の皆さん

投票箱に投票するか郵便投票を行うかによらず、皆さんが11月8日に行われる州特別選挙に参加されることを強くお願いいたします。投票権の行使は市民にとっての最大の責任です。選挙は自由社会における市民参加の最高の意志表現であり、我々はこの特別な権利を大切にし、尊重し、誠実に守る必要があります。

今回の投票で皆さんが検討するのはいくつかの重要な法案です。これらの法案は州民発案の手続きを通じ投票にかけられました。

このパンフレットには、情報に基づいた選択を皆さんが行うに当たり手助けとなる情報が記載されています。法案に賛成および反対する公平な分析や議論、公式の要約、法案そのものの本文、その他の役に立つ情報が一つにまとめられ参考資料として掲載されています。これらの資料は州務長官のウェブサイトwww.voterguide.ss.ca.govからも入手可能です。このウェブサイトにはまた選挙運動資金の情報開示の情報へのリンク (<http://cal-access.ss.ca.gov/Campaign/Initiatives/List.aspx>) もあり、選挙運動資金の提供者を知ることができます。

州特別選挙は一般的に行われるものではなく、定期的に行われる選挙に比べ多くの場合投票率が低くなります。しかし、社会や財政、医療、教育の分野に影響を及ぼす問題についての今回の投票で、投票を通じて皆さんの声を反映させることは賢明な選択となります。

選挙人名簿への登録や投票についての質問や意見、懸念事項がある場合は、州務長官事務所またはお住まいの地域の選挙役員まで申し出てください。無料電話ホットライン—**1-800-345-VOTE**もご利用いただけます。

California州の将来を決める11月8日の州特別選挙での皆さんの投票をお願いいたします。

内容

	ページ
投票法案要約	1
<hr/>	
州民発案による州憲法修正および制定法	
提案	
73 未成年者が妊娠中絶を行う前の待機期間および親への通知。 州民発案による州憲法修正案。	6
74 公立学校の教師。 本採用までの待機期間。 免職。州民発案による制定法。	12
75 公務員の組合費。政治献金に関する制約。職員の承諾条件。 州民発案による制定法。	18
76 州の支出および学校に対する財政支援の制限。 州民発案による州憲法修正案。	22
77 選挙区改訂。 州民発案による州憲法修正案。	32
78 処方薬の割引き。 州民発案による制定法。	36
79 処方薬の割引き。 州の協定による払い戻し。 州民発案による制定法。	42
80 電力会社。 規定。 州民発案による制定法。	50
<hr/>	
提案された法律の本文	56
<hr/>	
投票者法案の権利	77

投票法案要約 クイック リファレンス 綴じ込みガイド

11月8日（火曜日）

この綴じ込みリファレンスガイドには、11月8日に投票が行われる州の提案のそれぞれについての要旨と連絡先情報が記載されています。

投票所に忘れずにお持ちください!

提案
73 未成年者が妊娠中絶を行う前の
待機期間および親への通知。
州民発案による州憲法修正案。

要約

親または後見人の監督下にある未成年者の中絶を定義し、医学的な緊急事態あるいは親が権利放棄している場合を除き、医師が未成年者の親または後見人に通知してから48時間が経過するまで、未成年者の中絶を禁止するよう州憲法を修正する。報告要件を義務化する。違反した医師に対して金銭的損害を課す権限を与える。財政的影響：州が負担する純費用は不明であるが、ヘルスおよびソーシャルサービスプログラム、裁判所、州の管理費用を合わせて、年間数百万ドルに上ると考えられる。

賛成 / 反対の説明

賛成

この法案に賛成することは、次のことを意味する：一定の例外を除き、少なくとも中絶を行う48時間前までに、医師は妊娠している未成年者の親または法的後見人に通知する義務を課すよう州憲法が改正される。

反対

この法案に反対することは、次のことを意味する：未成年者は、従来通り、成人と同等の範囲にて中絶処理を受ける。未成年者に対して中絶処理を実施する医師は、通知の義務を課されない。

意見

賛成

California州民100万以上の署名をもって提案第73号を修正する。妊娠中絶を行う前と後の娘たちへの助言およびケアについてのCalifornia州民の権利を復活させる。同様の法律が30以上の州で少女たちを保護している。我々の娘たちの安全、健康、保護のために、第73号に賛成投票しましょう！

反対

第73号は、政府がファミリーコミュニケーションを義務付けると述べている。政府は義務付けることはできない。妊娠して、おびえているティーンエイジャーには裁判官が必要なのではなく、カウンセラーが必要なのである。傷つきやすいティーンエイジャーは、両親に話せず、危険で、違法の妊娠中絶に頼るかもしれない。両親が知りたいのは当然だが、ティーンエイジャーを守ることがなおさら重要である。

追加情報について

賛成

YES on 73 / Parents' Right to Know and Child Protection
2555 Rio De Oro Way
Sacramento, CA 95826
フリーダイヤル (866) 828-8355
Janet@YESon73.net
www.YESon73.net

反対

Steve Smith
Campaign for Teen Safety
555 Capitol Mall, Suite 510
Sacramento, CA 95814
(916) 669-4802
info@noonproposition73.org
www.NoOnProposition73.org

提案
74 公立学校の教師。
本採用までの待機期間。
免職。州民発案による制定法。

要約

公立学校の教師の試用期間を2年から5年に延長する。2回連続で不満足な勤務評価を受けた教員を教育委員会が免職する手続きを修正する。財政的影響：教師への報酬、勤務評価、その他の業務に対して、教育委員会が負担する費用への実質的な影響は不明である。影響は、学区によって異なり、またその後の人事措置によっても大きく左右される。

賛成 / 反対の説明

賛成

この法案に賛成することは、次のことを意味する：新規に採用された教員の試用期間が2年から5年に延長され、2回連続で不満足な勤務評価を受けた本採用教員を、修正解雇手続きによって、学区が免職することができる。

反対

この法案に反対することは、次のことを意味する：新規に採用された教員の試用期間は、従来通り2年間であり、本採用教員の解雇手続きに変更はない。

意見

賛成

提案第74号は、我々の子供たちに質の高い教師を確保するための真の教育改革である。第74号への賛成投票により、終身在職への資格が2年から5年へと変更となる。第74号への賛成投票はよい教師に報い、問題のある教師を一掃する。第74号への賛成投票は、教育を改善し、我々の子供たちに最良の教師を確保する。

反対

提案第74号は、生徒の成績を向上せず、懸命に働く教師を罰するのではなく、我々の学校の真の問題を無視する。California州の教師を免職でき、免職される。教師に保証されているのは終身雇用の仕事ではなく、解雇前の単なる審問である。本州民発案は、多くの教師のその権利を取り消す。提案第74号は、我々が絶対に必要とする一流の教師の採用の妨げとなる。

追加情報について

賛成

Governor Schwarzenegger's California Recovery Team
310 Main Street, Suite 225
Santa Monica, CA 90405
Joinarnold.com

反対

Andrea Landis
No on 74, a Coalition of Teachers and School Board Members for Quality Teaching and Learning
1510 J Street, Suite 210
Sacramento, CA 95814
(916) 443-7817
info@noonproposition74.com
www.noonproposition74.com

提案
75 公務員の組合費。政治献金に関する制約。職員の承諾条件。州民発案による制定法。

要約

公務員の組合費を、各職員の事前承諾なしに、政治献金に流用することを禁止する。慈善事業または職員の利益となる献金についてはこの例外とする。組合は組合員による政治献金を管理し、要望があれば公正政治慣習委員会に報告する必要がある。財政的影響：州および地方政府が小額の実施費用を負担することになるが、罰金や手数料収入によってその一部は相殺されるものと考えられる。

賛成 / 反対の説明

賛成

この法案に賛成することは、次のことを意味する：公務員の組合は、政治目的で組合費または手数料を徴収および利用するには、政府職員の組合員および非組合員から、毎年書面による承諾を得る必要がある。

反対

この法案に反対することは、次のことを意味する：公務員の組合は、毎年書面による承諾を得ることなく、政治目的で組合費または手数料を徴収および利用することができる。非組合員からの手数料は、その非組合員が反対した場合、政治目的に利用することはできない。

意見

賛成

提案第75号は、公務員の組合員が毎年の承諾なく、組合費を政治献金に流用することを防止する。現状では、公務員の組合員は、苦勞して稼いだ金を反対する選挙候補者または政治問題へ献金することを強要されている。提案第75号への賛成投票は、これらの献金を明らかに自発的なものとする。

反対

提案第75号は、教師、看護婦、警察官、消防士にとって不公平である。本提案により、彼らの労働組合が大企業とは異なる規則を採用することになる。それは不要である。米国最高裁判所は、すべての公務員は組合への加入や政治献金を強要されることはないと述べている。組合に反対する企業が本提案を後援している。

追加情報について

賛成

Californians for
Paycheck Protection
1500 W. El Camino Ave. #113
Sacramento, CA 95833
(916) 786-8163
info@caforpaycheck
protection.com
www.caforpaycheck
protection.com

反対

Shawnda Westly
The Strategy Group
35 S. Raymond Ave. #405
Pasadena, CA 91105
(626) 535-0710
info@prop75No.com
www.prop75No.com

提案
76 州の支出および学校に対する財政支援の制限。州民発案による州憲法修正案。

要約

州の支出を、前年度の水準に過去3年間の平均歳入増加分を加算した金額に制限する。学校に対する財政支援の最低条件を変更する（提案98）。州知事は、特定の状況下において、州知事の選択で歳出予算額を削減することが認められる。財政的影響：追加的な支出制限および州知事に与えられた新たな権限により、現行法と比べて州の支出が削減されるものと見込まれる。減額は学校にも適用することができ、費用は他の地方政府に転嫁される。

賛成 / 反対の説明

賛成

この法案に賛成することは、次のことを意味する：州の支出に、最近の平均歳入増加分に基づく追加的な支出制限が定められる。州知事は、特定の財政状況下において、州の支出を独自の判断により削減する新しい権限を付与される。学校およびコミュニティカレッジの支出の決定について、年間予算の決定事項に基づく割合が高くなり、憲法上の財政支援保証条項に影響される度合は低くなる。

反対

この法案に反対することは、次のことを意味する：州は追加的な支出制限を採用せず、州知事は特定の財政状況下において州の支出を削減する新しい権限を付与されず、学校およびコミュニティカレッジの財政支援に関する現行の憲法条項は変更されない。

意見

賛成

提案第76号は州の支出を制限し、破綻したCalifornia州の予算制度に取り組む。第76号へ賛成投票することで、将来の負債を減らし無駄な支出を削減し、道路やヘルスケア、警察へ増税なしでより一層の資金を使えるようになる。二大政党の予算問題解決を促す「抑制と均衡」を実現するには、提案第76号に賛成投票しよう。

反対

第76号は学校への40億ドルの財政支援を削減し、投票者が承認した学校への財政支援保証額を覆し、州の予算に対する絶対的権力を州知事へ与え、抑制と均衡のある我々の制度を崩壊させてしまう。本提案は新税を阻止するものではない。警察、消防、トラウマ治療や児童への予防接種を含むヘルスケアなどの地方の支出が危機にさらされる。

追加情報について

賛成

Governor Schwarzenegger's
California Recovery Team
310 Main Street, Suite 225
Santa Monica, CA 90405
Joinarnold.com

反対

Andrea Landis
No on 76, Coalition of
educators, firefighters, school
employees, health care givers
and labor organizations
1510 J Street, Suite 210
Sacramento, CA 95814
(916) 443-7817
info@noonproposition76.com
www.noonproposition76.com

提案
77

**選挙区改訂。
州民発案による州憲法修正案。**

要約

California州の上院、下院、国会および査定平準局の各選挙区を改定する州憲法の手続きを修正する。立法界の指導的立場の人々によって選出される3名の退職裁判官からなる委員会を必要とする。財政的影響：州が負担する選挙区改定の一回費用は総額150万ドル以下で、郡が負担する費用は100万ドル程度である。今後の費用も削減される可能性があるが、実質的な影響は投票者による決定に左右される。

賛成 / 反対の説明

賛成

この法案に賛成することは、次のことを意味する：選挙区の区分は、退職裁判官によって提起され、州総選挙の投票者によって承認される。この法案の承認後、今後、連邦国勢調査が実施される度に利用される、選挙区改定プランが作成される。

反対

この法案に反対することは、次のことを意味する：選挙区の区分は、従来通り、議会によって提起され、州知事によって承認される。選挙区改定プランは、今後、連邦国勢調査が実施される度に作成される。

意見

賛成

提案第77号は、政治家に州民に対する説明責任を取らせるものである。提案第77号への賛成投票は、政治家でなく選挙区に投票する際に有権者が確実に最終決定権を有する公平で競争的な選挙を保証する。提案第77号は、特別利益団体の影響力を低下させ、選挙区に対する説明義務を政治家に果たさせる。公平な選挙区、真の競争のために、提案第77号に賛成投票しよう。

反対

後援者たちは、提案第77号により政府がよりよいものになると信じてくれることを望んでいる。惑わされないでください！**細則**を読んでください。本提案が有効となる前に、有権者は選挙区改定を却下する権利を失い、政治家は自分に有利に選挙区の線引きを行うために裁判官を選出し、納税者に何百万ドルもつけが回され、我々の憲法に確実に組み込まれる。提案77号に反対投票してください！

追加情報について

賛成

Edward J. Costa
People's Advocate
3407 Arden Way
Sacramento, CA 95825
(916) 482-6175
emily@peoplesadvocate.org

反対

Californians for Fair
Representation—No on 77
1127 11th Street, Suite 950
Sacramento, CA 95814
(916) 448-7724
www.noonproposition77.com

提案
78

**処方薬の割引き。
州民発案による制定法。**

要約

一定の低・中所得のCalifornia住民を対象に、処方薬割引きプログラムを設置する。ヘルスサービス部門に対し、プログラムに参加する薬局と割引きについての契約を締結し、またプログラムに参加する製薬会社と払い戻しについての契約を締結する権限を与える。財政的影響：年間数百万から2-3千万ドルの管理およびアウトリーチ費用が州の負担となる。払い戻し用の事前準備金の費用が州の負担となる。具体的金額は不明だが、州および郡のヘルスプログラム費用が大幅に削減される可能性がある。

賛成 / 反対の説明

賛成

この法案に賛成することは、次のことを意味する：収入が連邦貧困レベルの300パーセント以下の世帯の構成員を含む、州の一定の居住者が薬局で購入した処方薬の支払い費用を軽減するため、新たに、州による処方薬割引きプログラムを設置する。

反対

この法案に反対することは、次のことを意味する：州は、Medicareを受けている老人や身体障害者を支援する現行の州のプログラムの範囲以上に、処方薬の割引きプログラムを拡大しない。

意見

賛成

提案第78号は、何百万人もの高齢者や低所得者、無保険者のCalifornia州民に処方薬の40%割引購入を提供する。オハイオ州で成功を取ったプログラムをもとにした提案第78号は、大規模な政府の官僚組織が不要で直ちに効果を発揮する。高齢者、納税者、看護婦、医者、患者の代弁者たちは提案第78号に賛成投票しよう。
www.calrxnow.org

反対

処方薬を提供する製薬会社が後援する提案第78号は、提案第79号を阻止するためのカムフラージュであり、消費者団体が支持する真に実行可能な計画である。「自発的」提案第78号のもと、製薬会社は単一での割引を提供する必要はないが、いつでも終了できる。提案第78号に反対投票しよう。

追加情報について

賛成

Californians for
Affordable Prescriptions
1415 L Street, Suite 1250
Sacramento, CA 95814
info@calrxnow.org
www.calrxnow.org

反対

Anthony Wright
Health Access California
414 13th Street, Suite 450
Oakland, CA 94612
(510) 873-8787
awright@health-access.org
www.VoteNoOnProp78.com

79

提案

処方薬の割引き。
州の協定による払い戻し。
州民発案による制定法。

要約

資格のある所得層に属するCalifornia住民に医薬品を割引き価格で提供する。州が交渉した製薬会社の払い戻しから、資金が調達される。Medicaidの最低価格を提供しない製薬会社とMedi-Cal契約を締結することを禁止する。財政的影響：年間数百万から2-3千万ドルの管理およびアウトリーチ費用が州の負担となる。払い戻しの事前準備金の費用が州の負担となる。以下の大幅な費用や節約の可能性があるが金額は不明である：(1) Medi-Calの純費用または節約(2) 州および郡のヘルスプログラムの節約。

賛成 / 反対の説明

賛成

この法案に賛成することは、次のことを意味する：収入が連邦貧困レベルの400パーセント以下の世帯の構成員を含む、州の一定の住民が薬局で購入した処方薬の支払い費用を軽減するため、新たに、州による処方薬割引プログラムを設置する。この新しいプログラムは、医薬品の払い戻しのためにMedi-Calと連携する。

反対

この法案に反対することは、次のことを意味する：州は、Medicareを受けている老人や身体障害者を支援する現行の州のプログラムの範囲以上に、処方薬の割引きプログラムを拡大しない。

意見

賛成

提案第79号は、何百万ものCalifornia州民に対して処方薬の実行可能な割引を提供する。提案第79号は、製薬会社の「自発的」提案第78号よりも大幅な割引をより多くの州民に提供する。提案第79号は、処方薬の費用を削減して、納税者の負担を減らす。消費者、ヘルスケア従事者、高齢者の代弁者は、提案第79号に賛成投票しよう。

反対

提案第79号は公約したことを果たせない。Maine州で実施されることがなかった、失敗したプログラムに本提案は基づいている。提案第79号は貧しい患者たちの必要な医薬品へのアクセスを脅かすことから、連邦政府がこれを承認を得ることはない。提案第79号は、大規模な官僚組織をつくり、何百万ドルもの負担増となる。さらに悪いことに、公判弁護士が何千ものつまらない訴訟を起こす。
www.calrxnow.org

追加情報について

賛成

Anthony Wright
Health Access California
414 13th Street, Suite 450
Oakland, CA 94612
(510) 873-8787
awright@health-access.org
www.VoteYesOnProp79.com

反対

Californians Against
the Wrong Prescription
1415 L Street, Suite 1250
Sacramento, CA 95814
info@calrxnow.org
www.calrxnow.org

80

提案

電力会社。
規定。
州民発案による制定法。

要約

電力会社をCalifornia公益企業委員会による規制の対象とする。電力の消費者が民間公益企業からその他の供給事業者へ切り替える許容範囲を制限する。すべての電力小売業者に対し、2010年までに再生可能なエネルギー資源の調達を増加するよう要求する。財政的影響：年間の管理費用は、おそらくごく少額から400万ドルの範囲であり、手数料によって賄われると考えられる。電気料金への影響が不明であるため、州および地方の費用および収入への実質的影響は不明である。

賛成 / 反対の説明

賛成

この法案に賛成することは、次のことを意味する：公益企業委員会(PUC)の権限を拡大し、電力会社を規制できるようにする。電力調達プロセス、供給の妥当性についての要件、および再生可能エネルギー利用割合基準に関するPUCの現在の方針が、法制化される。既存建造物内の小規模な電力の消費者は、その承諾なしに、時間帯別電気料金の支払いを求められることはない。電力サービスへの新たな「直接取引き」を禁止する現行の条項は、2015年以降も引き続き有効となる。

反対

この法案に反対することは、次のことを意味する：PUCの権限は電力会社を規制できるように拡大されない。電力調達プロセス、供給の妥当性についての要件、および再生可能エネルギー利用割合基準に関するPUCの現在の方針は、法制化されない。PUCは、既存建造物内の小規模な電力の消費者が、時間帯別電力サービスを受けるよう求められるかどうか、またどのようにしてそれを求められるかを決定する。電力サービスへの新たな「直接取引き」は、2015年まで禁止されるが、2015年以降は解禁される。

意見

賛成

規制緩和がもたらした停電や市場操作に我々が二度と直面しないためにも賛成投票しよう。提案第80号は、汚染のない、安価で十分な電力供給および再生可能な資源の一層の活用をする安定かつ信頼性の高い電力システムを保証する。低料金、環境保護、規制緩和の防止に賛成投票をしよう。

反対

提案第80号は、California州の将来のエネルギーへの、リスクが高く、反消費者、反環境のアプローチである。太陽熱や地熱の資源を利用するグリーンエネルギーを制限する。この紛らわしい法案は、電気料金を下げること、停電を防止することもなく、消費者の選択を削減する。複雑なエネルギー政策は、公聴会にて策定すべきであり、州民発案を通じて行うべきではない。

追加情報について

賛成

Mindy Spatt
The Utility Reform
Network (TURN)
711 Van Ness Avenue,
Suite 350
San Francisco, CA 94102
(415) 929-8876
info@yesonproposition80.com
www.yesonproposition80.com

反対

Bob Pence
Californians for
Reliable Electricity
1717 I Street
Sacramento, CA 95814
(916) 551-2513
www.noprop80.com

公式表題および要約

作成：司法長官

未成年者が妊娠中絶を行う前の待機期間および親への通知。 州民発案による州憲法修正案。

- 親または法的後見人の監督下にある未成年者については、医学的な緊急事態あるいは親が権利放棄している場合を除き、医師が未成年者の親または法的後見人に通知してから48時間を経過するまで、中絶を禁止するよう州憲法を修正する。
- 中絶を、「受胎後まだ生まれていない子どもである、胎児の死亡」と定義する。
- 未成年者は、本人が十分に成熟していること、あるいは、本人にとってそれが最善であるとの説得力ある明確な証拠を根拠として、通知を履行しない旨の裁判所命令を取得することが認められる。
- 各種の報告要件を義務化する。
- 違反した医師に対して金銭的損害を課す権限を与える。
- 一定の例外を除き、中絶については未成年者の同意を必要とする。
- 未成年者の同意が強制的なものである場合、法的救済が認められる。

立法アナリストによる州および地方政府への予測される財政的影響の要約:

- 州が負担する純費用は不明であるが、ヘルスおよびソーシャルサービスプログラム、裁判所、州の管理費用を合わせて、年間数百万ドルに上ると考えられる。

立法アナリストによる分析

背景

従来 of 州法案

1953年、未成年者が、親の承諾または通知なしでも、成人に施されるものと同様の妊娠医療を受けられるようにした州法が制定された。本法令および中絶に関するその後の法制度の進展に基づき、未成年者は、親の承諾または通知なしでも中絶を受けることができるようになった。

1987年に、州議会はこの法令を修正して、未成年者は中絶を受ける前に親または裁判所の承諾を得るように義務付けた。しかし、法的異議の申し立てにより本法令が施行されることはなく、最終的には1997年にCalifornia州最高裁判所がこの法令を無効とした。その結果、現在州内の未成年者は、成人と同程度の中絶処置を受けている。こうした未成年者の中には、低所得者向けのMedi-Calヘルスケアプログラムなど、各種の州のヘルスケアプログラムの利用者も含まれている。

立法アナリストによる分析 (続き)

提案

通知条件

本提案は、一定の例外を設けた上でCalifornia州憲法を修正し、医師（またはその代表者）が妊娠している未成年者の中絶を実施する際、最低でもその48時間前に、当該未成年者の親または法的後見人に通知することを義務付けるものである。（本法案では、医師または未成年者が、親または後見人の承諾を得ることは義務付けていない。）本法案は、「親または法的後見人の監督下にある」未成年者が関与している場合にのみ適用される。本提案では、親または法的後見人の監督下にある未成年者とは、法的に有効な婚姻関係にない18歳未満の女性で、米国の現役軍務に就いておらず、州法においてその親または後見人の保護監督および管理下にないと言明していない者、と定義している。

医師は、次の2通りの方法のいずれかにより、規定の通知を配付する：

- **書面による通知を直接渡す。**書面による通知を親または後見人に直接手渡しする。例えば、診療所での検査や中絶そのものを受ける未成年者に親が付き添ってきた場合。
- **通知を郵送する。**医師が配達証明を要請し、通知されるべき親または後見人限定で通知が配達される場合に限り、書面による通知を書留郵便で親または後見人に送付することができる。これと同時に、書面による通知の写しを別途親または後見人に第1種郵便でも送付しなければならない。この方法をとった場合、書面による通知を郵送した日から2日目の正午をもって、通知がなされたものと見なす。

通知条件の例外

本法案は、通知条件について次の例外を設けている：

医学的な緊急事態。医師が未成年者の医療記録において、母体の死亡を阻止するためには中絶が必要であること、あるいは処置の遅延が「身体の主要な機能に重大かつ回復不能な障害をもたらす深刻な危険を招く」ことを保証する場合は、通知条件は適用されない。

親または後見人が権利放棄を承認している場合。未成年者の親または後見人が署名入りの権利放棄の書面を医師に提出している場合、親または後見人は、待機期間を含む通知条件に関する権利を放棄することができる。

裁判所が権利放棄を承認している場合。妊娠している未成年者は、少年裁判所に対して、通知条件に関する権利の放棄を要請することができる。裁判所が、未成年者が中絶を受けるかどうかを判断するに十分成熟し、かつ十分な知識を有している、あるいは通知することが未成年にとって最善であるとはいえないと判断した場合、裁判所は権利放棄を承認することができる。権利放棄の要請が却下された場合、未成年者はその決定について上訴裁判所に控訴することができる。

権利放棄を求める未成年者は、裁判費用を支払う必要はなく、裁判所が暫定後見人を指定して訴訟に関するその他の援助を供与し、かつ、裁判所が指名した弁護士に依頼する権利が与えられる。未成年者の身元については機密扱いされる。裁判所は、通常、権利放棄の要請を受理してから3業務日以内に審問し、判決を示さなければならない。上訴裁判所は、通常、4業務日以内に控訴を審問し、判決を下さなければならない。

立法アナリストによる分析 (続き)

本提案では、また、いかなる裁判においても、裁判所が親または後見人による身体的、性的、あるいは精神的虐待の証拠が認められたとした場合には、裁判所はその証拠を郡の児童保護機関に回付しなければならないと規定している。

州の報告条件

本提案の規定により、医師は、未成年者に中絶を実施した場合、その1か月以内に、一定の情報を記した報告書を州のヘルスサービス部門（DHS）に提出しなければならない。DHSへの報告書には、医師の身分証明、中絶を実施した日付および場所、未成年者の出生年および月、その他中絶が実施された状況についての一定の情報を記載する。医師が提出する書類では、未成年者の身元、ならびにいかなる親または後見人の氏名が特定されることはない。DHSはこうした書類に基づき、未成年者に実施された中絶に関して信頼性のある統計資料をまとめ、一般公開される年次報告書に掲載する。

懲罰

未成年者に中絶を実施しながら本法案の条項に従わない者は、未成年者、その法定代理人、あるいは不当に通知を拒否された親または後見人によって起こされた、民事訴訟の損害についての責任を負うものとする。未成年者あるいはその医師を除き、中絶の通知が親または後見人に届けられたと意図的に虚偽の情報を提供した者は、軽犯罪で有罪となり罰金が課徴される。

強要された場合の救済

本法案では、未成年者に中絶を強要しようとしている者がいる場合、当該未成年者は少年裁

判所に救援を求めることを認めている。裁判所は、そのような場合には迅速に対応することが求められ、強要を阻止するために必要ないかなる措置をとることができる。

財政的影響

本法案が州政府に与える財政的影響は、主として、こうした新たな条件が未成年者の中絶や出産に対する態度にどのように影響を与えるかによって左右される。他州の同様の法律に関する研究から、本法案がCalifornia州の未成年者の出産率に与える影響は、例えあったとしても限られたものであると推察される。California州の未成年者の出産率が増加する場合、州が負担する純費用は、ヘルスおよびソーシャルサービスプログラム、裁判所、州の管理費用を合わせても、年間数百万ドルを越えることはないと考えられる。本法案によって起こりうる主要な財政的影響については、以下で検討する。

州のヘルスケアプログラムの節約および経費

本法案で提案する法令と同様の他州の法令に関する調査では、California州内の未成年者への中絶件数が減少する結果となる可能性が推察される。California州で実施される中絶が減少すれば、程度は不明であるが、California州の未成年が州外で中絶を受ける件数が増える可能性がある。また、本法案の結果、中絶を回避する未成年者がいれば、この年代の中絶件数が減少する可能性がある。いずれの理由にしろ、本提案により、California州で中絶を受ける未成年者の総数が減少すれば、未成年者に医療サービスを提供するMedi-Calプログラム、その他のヘルスケ

立法アナリストによる分析 (続き)

プログラムを利用して実施される中絶も減少するものと思われる。この結果、金額は不明であるが、州はこうしたプログラムにかかる経費を節約することができる。

本法案により、金額は不明であるが、州のヘルスケアプログラムに一定の費用が増加する可能性も考えられる。本法案により、未成年者の中絶が減り、公的資金によるヘルスケアの対象となる低所得世帯の子供の出産率が増えれば、州が追加費用を負担することとなる。こうした追加費用には、妊娠、出産、育児を通して供与される医療サービスの費用も含まれる。

これらの経費および節約に起因する州の実質的な財政的影響は、例えあったとしても、年間2-3百万ドルを越えることはないと考えられる。こうした費用は、ヘルスケアサービスを提供するプログラムの州の出費総額と比べれば、大した金額ではない。Medi-Calプログラムだけでも、2005-06年度に州が負担する費用として130億ドルが見積もられている。

州の管理費用

DHSは初年度、本法案を施行するのに必要な新方式の開発、医師による報告システムの確立、および未成年者が受けた中絶に関する統計資料を含む初回の年次報告書の準備に、最高35万ドルの州の費用を負担する。本法案を施行するためにDHSが負担する継続的な州の費用は、年間15万ドル程度と考えられる。

少年裁判所および上訴裁判所の費用

本法案に、未成年者が裁判所に通知条件の権利放棄を要請することを認める条項があることから、本法案を採択した結果、州が裁判所に支払う費用が増加することが考えられる。こうした費用の規模は不明であるが、主として、権利放棄を求める未成年者の人数によっては、年間数百万ドルに及ぶ可能性がある。こうした費用は、2005-06年度に17億ドルと見積もられている、州から裁判所への支出の総額と比べれば、大した金額ではない。

ソーシャルサービスの費用

本法案により、中絶を受けようとする未成年者が思いとどまり、低所得の未成年者の出産率が増加すれば、California州雇用機会と子どもに対する責任(CalWORKs)プログラムでの貧困家庭への生活補助およびサービスにかかる支出が増加する。こうした費用が生じたとしても、年間2-3百万ドルを超えないものと考えられる。CalWORKsプログラムは、州と連邦政府の両方からの資金援助を受けているが、現在CalWORKsには全額連邦政府の資金が投じられているため、追加費用については州が負担するものと考えられる。こうした費用は、2005-06年度におよそ51億ドルの州および連邦政府の資金が見積もられているCalWORKsへの州の出費の総額と比べれば、大した金額ではない。このような状況において、州や郡の児童福祉や養護施設への費用が若干増加することも考えられる。

提案73号への賛成意見

California州で18歳以下の少女は、学校の看護師からアスピリンをもらうにも、インフルエンザの予防注射を受けるにも、歯を抜くにも、親に知らされることになっている。

しかし、外科処置や薬剤による妊娠中絶は、こっそりと親の知らぬところで、13歳以下の子どもにさえ実施されている。

妊娠中絶によって引き起こされるかもしれない、身体的、精神的、また心理的に深刻な問題の数々について、親は若い娘を助けてやる準備も、娘をこれ以上の性的搾取や妊娠から守ってやる準備もできないのである。

California州における4万6千件以上の学齢期の少女による妊娠についての調査では、その3分の2以上が平均年齢22.6歳の成人男性により妊娠させられていたことがわかった。

警察捜査によると、California州で秘密裏に行われる未成年者への妊娠中絶は、この妊娠が法で定義するレイプや性的虐待の証拠であるにも関わらず、ほとんどが児童保護サービスに報告されることはない。これはこれらの少女をさらなる性的虐待、レイプ、妊娠、中絶、性感染症の危険の中に放置するものである。

これこそが、提案第73号「親の知る権利および児童保護」へのCalifornia州民投票を求めて100万人以上の署名が提出された理由である。

提案第73号は、妊娠中絶が未成年の娘に対して実施される最低48時間前に、親または後見人1人に通知されるよう求めている。

30以上の他の州の親と娘たちは、この提案第73号のような法律に何年にもわたり支援されてきた。多くの場合、このような法律が通過した後、未成年者の妊娠および中絶が大幅に減少している。

親がこれに関わるようになり、自由な妊娠中絶へ隠れてアクセスできなくなると、未成年者は妊娠へつながるような無謀な行動を避けるようになる。隠れた中絶を利用して犯罪を隠匿できなくなると、インターネット犯罪者を含む年上の男性が未成年者を妊娠させることも阻止される。

本人の選択により、未成年者は少年裁判所に対して親への通知なしに妊娠中絶を許可するよう、陳情書を提出することができる。当該の未成年者は弁護士に支援を求めることができる。当該者が自分で判断できるほど十分成熟している、または親へ通知することが最善ではないと証明された場合、判事は当該者の請願を認める。この手続きは機密扱いされ、迅速に無料で行われるものである。当該未成年者が何者かによって妊娠中絶の同意を強制されている場合も、少年裁判所からの保護を受けることができる。

世論調査では、大多数の人々が親への通知の法制定に賛成したことを示している。人々はこういった未成年者（妊娠中でおびえており、おそらくは年上のボーイフレンドに見捨てられたか、圧力をかけられている）が親からのアドバイスと支えを必要としていることを知っているのである。

多くの未成年者に妊娠中絶を実施しているクリニックに雇われた他人などよりも、親は娘の養育により大きな気配りと愛情を注いできており、娘の個人的、また医学的な背景もよく知っていて、その将来を気にかけている。

未成年者には妊娠中絶を受ける、または拒否する権利があるが、親は娘が選択肢を理解し、最適な看護を受け、医療記録と背景を伝えられるよう助けることができる。

通知を受けた親はまた、大量出血や感染、その他の死に至る問題が発生した場合に、迅速な治療を受けることができる。

提案第73号に「賛成」票を投じて、親が未成年者の娘をケアし、守れるようにしましょう！

www.YESon73.net

WILLIAM P. CLARK, California州最高裁判所判事、
1973–1981

MARY L. DAVENPORT, M.D.、
米国産科婦人科学会理事

MARIA GUADALUPE GARCIA, 組織委員長
親の知る権利および児童保護 / 73号に賛成

提案第73号の賛成意見に対する反論

十代の若者を安全に守るのは親の最大の関心事だが、提案第73号の賛成者は、政府が若者に親とコミュニケーションするように強制できると信じているようだ。誰をからかっているのだろうか？家族のコミュニケーションは政府に「要求」されるものではない。まだ若いうちに責任ある性行動について娘と会話することが、娘たちを守る最良の方法である。

実際、大多数の十代の若者は親と話をするが、中にはそれが安全にできない者もいる。こういった若者が簡単に裁判所に行けると言うのなら、賛成者たちは間違っている。虐待がある家庭の、弱い立場にある、おびえた十代の若者に単純に「裁判所へ行け」と期待するのは、理不尽な話である。California州の裁判所は混み合っている。このような若者が裁判所の手続きに耐える必要はない。

インターネット犯罪者や法定レイプ犯による卑劣な行為をこのような新しい法で阻止できると主張するのなら、賛成者たちは間違っている。これは馬鹿げた話で、ただ投票者をおびえさせるためにここに挙げられているのである。

賛成者たちが言わないのは、この法律により、このような手続きについて医師は政府に報告を強制されるということである。

政府はなぜ知る必要があるのだろうか？また彼らは私たちの憲法に追加する発案の文句に「受胎後まだ生まれていない子どもでもある、胎児」という言葉を忍び込ませている。これが通知と一体何の関係があるというのだろうか。分かりかねる。

私たちに分かっているのは、類似した法のある他の州の事例を鑑みて、California州の最高裁判所がこれらの法律は家族を支援するものではなく、実際は十代の若者を危険にさらすのだと証拠が「圧倒的に」裏付けていると結論を出したということである。

California州女性有権者同盟、医学専門家、そして何百万人の憂慮する親たちは、あなたが反対票を投じるように強くお願いする。

www.NoOnProposition73.orgをご覧ください。

DEBORAH BURGER, RN、
California州看護士協会会長

KATHY KNEER、
California州家族計画協会CEO

A. ERIC RAMOS, M.D.、
California州家庭医学院院長

提案第73号に対する反対意見

親は当然の権利として十代の子どもに関わりたいたいと思っているし、すべての親が子どもたちに最善を望んでいる。しかし、家族の良いコミュニケーションを政府が強要することはできない。

親は子どもたちを安全に守ることを第一に考えている。これは、誰かのところに行ってすべてを打ち明けられないようなときでも、いつでも安全にいてほしいということである。

家族のコミュニケーションは、十代になって計画外の妊娠に直面するはるか以前に始まっているべきである。私たちの娘を守る最善の方法は、まだ若いうちに責任ある、適切な性行動について話し始め、彼らが私たちのところに必ず来られるような雰囲気を読んでおくことである。

両親と良い関係を築いている若者でさえも、妊娠のような微妙な話題について話すのには勇気がいるだろう。

しかも悲しいことに、問題を抱えた家庭の若者もいる。そのような家庭には深刻な問題があったり、親が虐待的であったり、その妊娠自体、親近者が原因となっている場合もある。

この法律はそれらの弱い立場にある若者（もっとも保護を必要としている者たち）を危険にさらし、裁判所へ行くよう強制するものである。考えてみてほしい。その少女はすでにおびえきっており、妊娠していて、彼女の家族は虐待的かそれより悪い状況である。少女は混みあった裁判所で、判事のところへ堂々と進み出たりはしない。この少女に必要なのは判事ではなく、カウンセラーである。

通知を義務づける法律は、親に相談することができない妊娠中のおびえた十代の若者に、医師のところで医学的な助けを得る代わりに、恐ろしいことをさせるものである。他の州では、親への通知の法律によって、十代の若者が親に話すか、違法な中絶や安全ではない中絶を受けるかの選択を迫られ、その危険性にも関わらず違法な中絶を選ぶ若者もいるのである。十代の子どもは、十代の子どもなのである。

絶望した若者が、違法な自己誘発型、またはヤミの妊娠中絶

に頼った場合、多くのものが深刻な傷害に苦しみ、中には死亡するものもある。

California州看護士協会、California州家庭医学院、California州医師会はすべて、提案第73号に反対している。通知義務の法律は一見良さそうだが、現実の社会では、十代の若者を現実の危険に置くものである。

若者の妊娠に対する本当の対策は予防であり、また力強く優しい家庭であって、私たちの娘を危険にさらす新しい法律ではない。

California州の十代の妊娠率は、法律の改正や強制通知の法律がなくても、この10年間で大幅に下落した。これは医師、看護士、親、教師、カウンセラーが若者に対し、責任、節制、そして避妊について教育しているからである。これらのプログラムが私たちの娘を安全に、問題から守ってくれる。

少女たちがまだ若いうちに話をし、彼らが自由にコミュニケーションできる場所を用意するのが最善の解決方法である。

万一、理由のいかに関わらず、娘が私たちのところに来られない、また来ようとしないうちに、私たちは彼らが安全な正規の医療措置を受け、質の高いカウンセリングを思いやりのある医師や看護士から確実に受けられるようにしなければならない。

私たちは親として、娘がこのような決断に直面したときにそれを知ること、彼らを助け、支えたいと願っている。しかし同時に、親として、私たちの娘の安全は、通知してほしいという希望よりもより重要なのである。

私たちと一緒に提案第73号に反対投票してください。

ROBERT L. BLACK, M.D., FAAP,
アメリカ小児医師会理事会役員、California州支部

RUTH E. HASKINS, M.D.,
議会委員会、米国産科婦人科学会、California IX支部議長

DEBORAH BURGER, RN,
California州看護士協会会長

提案第73号の反対意見に対する反論

反対者たちは以下についてまったく理解していない。

1. 親への通知の法律がいかに機能するか。
2. 少年裁判所がいかに機能するか。
3. 妊娠中絶産業がいかに機能しているか。

反対者たちは、「現実の社会では」通知の法律が「十代の若者を現実の危険にさらす」と言っている。しかし30以上の州で既にこの法律が制定されていて、それらの州の現実の経験が、未成年者への危険や危害なしに、これらの法律が未成年者の妊娠と中絶の割合を下げるものだと示しているのである。

虐待を受けている未成年者が親への通知を望まない場合、提案第73号は厳重な機密保持と、少年裁判所手続きを補助する指定後見人を必要としており、手続きは通常非公式で、判事のプライベートな部屋で行われる。判事は、その少女にとって親を関与させることが最善であるか、また少女が成熟して、決断できる程度によく理解しているかを判断し、児童保護機関に虐待の証拠を報告して虐待問題が対処されるようにする。反対者たちの解決方法は、隠れた妊娠中絶を許容し、虐待に戻らせるものである。

親は娘が「思いやりのある医師」から「安全な正規の医療措置を受けられる」よう「確実にすべき」だと述べている。

しかし、その方法は？何も知らされない親は、娘に対して何も確実にしてやることはできない。隠れて妊娠中絶を受ける未成年者は「質の高いカウンセリング」や「思いやりのある医師」を求めているのだ。彼らは、彼らや、彼らの医療記録、履歴を知る者が誰もいない中絶クリニックに定期的に通っている。

Los Angeles Timesは多くの中絶ビジネスが「もぐり」であり、標準以下の治療が傷害や死亡につながると報告している。

親への通知は効果がある。

私たちの娘の安全、健康、保護のために、提案第73号に賛成票を投じよう！

PROFESSOR TERESA STANTON COLLETT, J.D.
親への通知と親の関与についての法律の権威

JANE E. ANDERSON, M.D., FAAP,
薬科大学、サンフランシスコ、カリフォルニア大学小児科教授

KATHERINE R. DOWLING, M.D., FAAP, FAAFP
南カリフォルニア大学薬学部家庭医学名誉助教授

公式表題および要約

作成：司法長官

公立学校の教師。本採用までの待機期間。免職。州民発案による制定法。

- 教師が本採用になるまでの期間を、通年で連続2学年から、通年で連続5学年に延長する。
- 本法案は、試用期間が2003-2004会計年度以降に始まる教師に適用される。
- 2回連続で不満足な勤務評価を受けた本採用教員を教育委員会が免職する手続きを修正する。

立法アナリストによる州および地方政府への予測される財政的影響の要約:

- 教師への報酬、勤務評価、その他の業務に対して教育委員会が負担する費用への実質的な影響は不明である。影響は、地区によって異なり、またその後の人事措置によっても大きく左右される。

立法アナリストによる分析

背景

幼稚園から12年生までの学校区の職員の大半は、いわゆる「正規」職員である。正規職員は主として教師であるが、専門講師、カウンセラー、図書館員なども含まれる。全正規職員は、学区に

採用される前に、各自の職域における基本的な資質を証明する何らかの免許（あるいは資格）を取得しておく必要がある。

正規職員の雇用形態。 現行の州法では、正規職員が学区で業務に従事する最初の2年間を試用期間としている。現在では、試用期間中の正規職員は、最低でも年に一回の勤務評価を受けるよう州

幼稚園から12年生までの各州の教師の試用期間の年数

1年	2年	3年			4年	5年
Connecticut	California	Alaska	Kansas	Oregon	Kentucky	Indiana
North Dakota	Illinois	Alabama	Louisiana	Pennsylvania	Michigan	Missouri
South Carolina	Maine	Arizona	Massachusetts	Rhode Island	North Carolina	
	Maryland	Arkansas	Minnesota	South Dakota		
	Mississippi	Colorado	Montana	Tennessee		
	Nevada	Delaware	Nebraska	Texas		
	New Hampshire	Florida	New Jersey	Utah		
	Vermont	Georgia	New Mexico	Virginia		
	Washington	Hawaii	New York	West Virginia		
		Idaho	Ohio	Wisconsin		
		Iowa	Oklahoma	Wyoming		

立法アナリストによる分析 (続き)

法により規定されている。学区は、職員の1年目あるいは2年目の終了時点で、具体的な理由を提示しなくとも、その職員を再雇用しない旨を決定できる。再雇用されなかった場合、試用期間中の職員は、この決定に異議を申し立てる権利を有しない。3年目の初頭において、正規職員は本採用（または終身在職権保有）とみなされる。（教師を主体とする正規職員のCalifornia州試用期間政策に関する詳しい説明は、枠内の付記を参照のこと。）

本採用の職員の免職手続き。 現行の州法では、本採用の正規職員は、不満足な勤務状況、その他の多岐にわたる理由（不正、反職業的行為など）により免職されることがある。本採用の職員の多くは、最低でも2年に1回の勤務評価を受けなければならない。不満足な評価を受けた場合、満足な評価を獲得するまで毎年評価を受けるか、または免職される。免職の理由に関わらず、免職の手続き（州法にも規定されている）には、十数もの段階がある。手続きの第一段階は、学区が免職の理由を明らかにし、免職の意向を伝える30日前通告を渡すことである。職員からの要請があれば、この手続きに、公式な管理公聴会や、高等裁判所さらには上訴裁判所に控訴する権利が加えられる。不満足な勤務状況を理由に免職する以前に、学区はまず、職員が勤務状況を改善する機会として90日間の猶予を与えなければならない。

提案

提案第74号は、既存の州法の以下の点を変更するものである。

試用期間を5年に延長する。 本提案では、新規の正規職員の試用期間を2年から5年に延長する。

本採用の職員の免職手続きを修正する。 本提案では、2回連続で不満足な勤務評価を受けた場合、不満足な勤務を理由に本採用の職員が解雇となる旨を明記している。この場合、職員の免職は教育委員会の裁量によるものとし、委員会は以下の事項を実施しなくてもよい。

- 現在、本採用の職員に認められている、勤務状況を改善する機会としての90日の猶予期間の設定。
- 不満足な勤務に関する具体的な事例について、（評価にその内容が記載されている場合）評価時以前の証拠書類の提出。

このような変更により、免職手続きの初期段階で必要となる条件を軽減し、評価プロセスに重点を置くことができるという効果が期待できる。この変更は、正規職員全員を対象としているが、主に教師に影響するものと考えられる。

立法アナリストによる分析 (続き)

CALIFORNIA州試用期間政策における 変遷の概要

1927年から1982年まで、California州では3年間の試用期間が制定されていた。この期間、試用期間中の職員は通常、免職の決定に異議を申し立てることに少なくとも限定的な法的権利を有していた。

州の試用期間政策における近年の大変革と
いえば、1983年に実施された試用期間の3年から2年への短縮である。その上、当時試用期間の職員に与えられていた一定の法的保護が削除された。こうした政策が今日でも施行されている。

- 試用期間が延長されるため、学区はより多くの教師を最初の5年間に免職することができる。つまり、試用期間の終わりに近い給与の高い教師を、試用期間の初期の給与の低い教師に差し替えれば、結果として給与が節約される。
- 同様に、本提案の免職手続きの修正により、学区の本採用の教師の離職率が高まる可能性がある。ここでも、給与の高いベテランの教師を給与の低い経験の浅い教師に差し替えることによって、教師にかかる費用が節約される。
反対に、次のような場合には、学区によっては教師にかかる費用が増大することもある。
- 試用期間の延長と免職手続きの修正が、職務に対する不安感を助長させる要因と受け止められ、教師の確保が難しくなる。教師が不足すると、教師への報酬にかかる費用が上昇する傾向につながる。
- 試用期間が延長された場合、学区は、現行の2年よりも長期に渡って新任教師に成果を挙げるチャンスを与えながら対処をし続けることになる。費用の安い未経験の教師に差し替える代わりに、こうした教師を雇用し続ければ、未経験の教師を採用した場合よりも教師の給与への費用がさらに増大する結果となる。

上記の通り、学区に与える実質的な影響は、地域の労働市場、その学区で働くことに魅力があると受け止められているか、本法案に対する学区の措置などの諸要因により、大きく異なるものと思われる。

財政的影響

本提案は、教師への報酬、勤務評価、その他の業務に関連する費用に影響を及ぼす。

教師への報酬にかかる費用への影響

本提案は、学区の教師にかかる費用にさまざまな影響を与える。実質的な影響は、今後学区が講じる措置に左右され、また学区ごとでも大きく異なる。例えば、次のような場合には、学区によっては教師にかかる費用が削減されることがある。

立法アナリストによる分析 (続き)

評価費用への影響

本提案により、教師の勤務評価にかかる費用が増加する。現行法では、職員は最初の5年間に最低3回の評価を受ける必要がある。本提案に準じる場合、同じ期間に評価を5回受ける必要がでてくる。つまり、学区は、試用期間中の職員について、最高で2回分多くの評価を実施しなければならない。さらに、不満足な評価を得た教師については大きな賭けとなるため、学区がこうした教師の査定の文書化に費やす時間が増大する可能性がある。

このような費用もまた、学区によって大きく異なる。この費用は、少額（学区がこうした業務の追加を既存の事務職員に処理させるための費用）から多額（学区がこうした責務に対処する職員を追加補充するための費用）まで幅があるものと考えられる。学区がどのように対応するかにより、州全体の費用は、比較的から少額から年間2-3千万ドルの範囲に及ぶ可能性がある。

その他の財政的影響

本法案により、州および学区にその他の影響を与える可能性がある。

管理および訴訟費用。 本提案が学区の管理および訴訟費用に与える影響は不明である。一方、本

提案では、必要な文書が僅かながら減少し、不満足な勤務状況を理由に免職するために必要な特別の90日前の通告が不要となるため、免職手続きが簡素化される。こうした措置により、一定の管理費用の節約が見込まれる。しかし他方では、免職手続きが多少簡素化されることから、教師の免職の頻度が増える可能性がある。その結果、教師が管理公聴会を要請したり、控訴する回数、ならびにそれらに付随する費用が増加する可能性がある。

交渉にかかる費用。 本提案が原因で、集団交渉にかかる費用が増加する可能性がある。評価の手続きは、集団交渉の対象となっており、通常教師の契約書に規定されている。評価プロセスが大きな賭けとなる以上、評価関連の交渉が長期化し、費用が増加する可能性がある。こうした費用は、評価プロセスの改正、評価基準の改善、および不満足な勤務状況の定義に関するものである。現在、集団交渉にかかる費用は州が地域の学区に払い戻しをしているため、追加費用についても州が負担するものと考えられる。

採用および研修。 本法案の結果、学区の教師の離職率に変動がある場合、それに応じて教師の採用および研修にかかる経費にも影響するものと思われる。

提案74号への賛成意見

提案第74号はCalifornia州の軌道を修正するために必要な、超党派の改革のひとつである。

提案第74号は真の教育改革である。

California州の学校は以前、国内でも最も良好な状態であった。

残念ながら、公立学校への支出は今年30億ドル増加し、州予算全体のほぼ50%を占めているにも関わらず、私たちは正しい道から外れてしまった。

私たちが苦勞して出した税金のさらに多くをただ問題につき込む代わりに、私たちはより多くの資金を教室に与え、問題のある教師に無駄な金を払う代わりに、質の高い教師に見合った報酬を与える必要がある。

残念ながらCalifornia州は、出来の悪い教師を配属換えるのをほぼ不可能にし、極端に高価なものにしている、時代遅れの「終身在職権」に関する法律を採用している数多くの州のひとつである。

California Journal (1999年1月5日発行)によると、ある学区は10万ドル以上を法的費用に使用し、最終的に1人の教師の退職に2万5千ドル支払った。他の学区は職に適さない1人の教師を解雇するのに8年かかり、30万ドル以上を費やした。

不適格な教師を守る規則や規制、官僚制度と戦うことは、教室に使われるべき資金を無駄にすることである。

今日、問題のある教師でさえも、事実上「終身雇用」を保証されているようなものである。

提案第74号は、生徒たちが最良の教師に教えてもらえるよう保証するためのものである。

- 教師は本採用が「保証された」職員となる前に、たった2年間ではなく、5年間の優良な実績が必要とされる。
- 5年間の待機期間により、教師は終身在職にふさわしい専門性があることを実証する機会をより多く得られることになる。校長はより長い時間をかけて教師を評価できる。
- 2回連続で不満足な評価を受けた終身雇用の教師の排除をより簡単にする。

- 最良の教師にそれに見合った報酬を与え、問題のある教師を排除することで、教師の質を向上させる。残念ながら、提案第74号の反対者たちは改革を望んでいない。
- 組合の有力者たちは多くの教育改革を阻み、改革のない教育に対して投票者により多くの税金を払わせたがっている!
- 彼らは提案第74号を廃案にさせるためには手段を選ばず、California州の軌道修正をするのに必要な改革について投票者を惑わすためのテレビ広告に何百万ドルもつぎ込んでいる。

彼らの詐欺のような戦略に騙されてはならない。提案第74号に「賛成」の学級担任教師の声:

「私は17年間小学校の教師をしてきました。良い教師は一生の仕事への保証など必要としません。私は、私が単にどれだけの期間この職についていたかではなく、私の仕事ぶりに基づいて再雇用され、昇進したいと思っています。提案第74号に賛成することは、教師の質を改善し、学校の質を改善することなのです。」

Susan Barkdoll, San Bernardino
市統一学区

「多くの教師は熱心に働き、生徒に配慮し、より一層の努力に励んでいます。」残念ながら、そうでない教師もいます。私はこの職業の恥となるような教師を見してきました。子どもたちはより良い教師を得てしかるべきです。子どものもっとも高い潜在力を発揮するよう動機づけて励ましてくれる教師を子どもたちは必要としているし、校長には満足な仕事をしていない教師を教室から排除できる力が必要です。」

Jacqueline Watson, Placentia-Yorba Linda
統一学区

生徒たちが最良の教師をもてるよう保証するために、提案第74号に「賛成」しよう。

ARNOLD SCHWARZENEGGER、知事
GEORGE SCHULZ、知事経済諮問委員会議長
KARLA JONES、Orange郡、2004年教育者賞

提案第74号の賛成意見に対する反論

提案第74号は、熱心に仕事をする教師を罰するために考案されたもので、これは真の教育改革などではない。

提案第74号は以下のように、私たちの学校の本当の問題点に何ら働きかけるものではない。教室の規模を縮小したり、子ども1人1人に教科書を与えたり、学校を清潔で安全な場所にするわけではない。その代わりに、私たちが真剣に必要としている質の高い教師の雇用を妨げるものである。California州は既に仕事熱心な教師を見つけ、確保するのに苦勞している。

第74号の賛成者たちはこの法律について誤って述べている。今日、教師には保証された一生の仕事などない。現在の法の下で、教師は解雇されうるし、また解雇されている。提案第74号は何千万ドルの資金を、教室から行政支出に転用させるよう学区に強制するものである。

提案第74号を読むと、この法案の何も「質の高い教師に見合った報酬を与える」ものでないことがわかる。以前は教師を評価して、質の高い教師には1万ドルの賞与を与えるプログラムがあったが、Schwarzenegger知事は今年その予算をカットした。

現在の2年間の試用期間の代わりに、なぜ5年間などと言いつつ出したのだろうか? 5年間あれば生徒の成績が向上するか、質の高い教師が増えるなどということを証明する事実は何もない。

提案第74号には、新しい教師がこの難しい仕事をより良く行えるよう支援する指導システムや評価システム、またいかなるサポートサービスも含まれていない。

教師をスケープゴートにすることで政治的には急場をしのげるかもしれないが、これは学校が必要とする実質的な改革の課題を構成するものではない。

提案第74号は「問題がはっきりしないまま解決策を出している古典的な例」である。San Francisco Chronicle、2005年7月11日。

提案74号に反対投票してください。

MARY BERGAN、California州教員連盟代表
MONICA MASINO、学生CTA代表
MANUEL “MANNY” HERNANDEZ、
Sacramento市統一学区 副学区長

提案第74号に対する反対意見

提案第74号は見掛け倒しで、必要がなく、不公平である。これは生徒の成績を改善するものでもなければ、公立学校教育を意義ある形で改革するものでもない。さらに、この実施により学区は何千万ドルという費用を負担することになる。

提案第74号は教室の規模を小さくしたり、新しい教科書やコンピュータ、早急に必要な学習教材を提供するものではない。教師のトレーニングや学校内の安全を改善するわけでもない。また教育への資金を増やもしなければ、雨漏りしている学校の屋根一つ直せないのである。

教師の雇用がどのような仕組みになっているかについて人々に誤解させているがゆえに、提案第74号は人を欺くものである。California州の教師には生涯の仕事など保証されていないし、終身在職権もない。すべての教師が2年間の試用期間の後に得るものといえば、解雇される前に意見を述べる権利だけである。

提案第74号に反対投票をしましょう。

現行の州法では、反職業的行為、犯罪行為、不正、その他の教師に適さない活動により、不満足な評価を受けた教師を解雇できる権限を学区に既に与えており、この教師がどれほどの期間在職していたかは関係ない。

提案第74号は、解雇される前に教師が意見を述べる権利を奪うものであり、教師に対して不公平である。犯罪者にも法の適正手続きの権利が認められるのだから、教師が同じ基本的権利を求めてしかるべきである。

今後10年間で、私たちには10万人の新しい教師が必要となる。提案第74号は、私たちが教師を雇用、質の高い教師を確保する力を損なう一方で、教師の実績または生徒の成績のいずれをも向上させるわけではない。提案第74号は若

い教師をもっとも傷つけるものである。この重要な時期に、教職に就こうとする若い人々のやる気を損なう。

この教師に反対する不必要な発案は、ただ一つの理由のために投票にかけられることとなった。それは州知事の教育に対するひどい実績を口にし、学校に完全な資金提供をするという公約を破ったことを批判する教師を罰するためである。

州知事は提案第74号は必要だと言っている。しかし大学の研究者によると、教師の試用期間を延長することが教師の実績や生徒の成績を改善するという主張を裏付けるような証拠は見つかることもないという。良い授業は指導、訓練、そして支援によって実現するものであり、提案第74号に課されるような否定的で懲罰的なアプローチによるものではない。

第74号に反対投票を。提案第74号は教育に対する州知事の失敗から目をそらさせることが目的なのである。州知事が大々的に宣伝していた、州の教育予算から獲得した予算を返済するという公約を去年破った際に、California州の学校は31億ドルを失った。今もまた、知事がさらに40億ドルの教育資金を削減しようと計画していると、予算の専門家や教育家が警告している。

教師を罰することよりも、子どもたちの人生に大きな影響を与えることに、またCalifornia州の学校と生徒が順調に進むために必要なものを声に出してくれていることに対し、私たちは彼らに感謝しなければならない。

私たちと一緒に提案第74号に「反対」投票してください。

BARBARA KERR, California州教員協会会長

JACK O'CONNELL, 州教育長

NAM NGUYEN, 教育実習生

提案第74号の反対意見に対する反論

74号の反対意見に騙されてはいけません。彼らは真の教育改革を望んでいないのである。彼らの解決策は、無駄と官僚的な規制がはびこるシステムに、毎年何十億もの新規の税収をただつぎ込むということである。

私たちはさらに多くの資金を教室に提供し、出来の悪い教師や理不尽な法的費用、官僚的規則や規制に無駄な資金を使うのをやめなければならない。

今日、納税者の金を無駄にし、最終的に子どもたちを傷つける時代遅れのシステム、「終身雇用保証」された出来の悪い教師を入れ替えることはほとんど不可能である：

*Riverside Press Enterprise*は数年前、生徒を侮蔑的な名前呼び、生徒に悪態をつき、R指定の映画を見せ、一度は4年生の児童に肉切り包丁を車に取りに行かせた教師について報道した。その教師は解雇されたか？されなかった！彼女が退職する際に2万5千ドルが支払われた。

何百万ドルも弁護士に支払って、長々として無駄な

解雇手続きに手間をかけるよりは、学区は時代遅れの終身雇用に関する法に従って、退職させる教師に対し、強制的に支払わされている。

提案第74号は以下のように良い教師を守り、報酬を与えながら、責任ある客観的な方法において、実績の低い教師の交代を可能にするものである。

- 教師は本採用の対象となる前に、2年間ではなく、5年間良い実績を収めるように求められる。
- 2回連続で不満足な評価を受けた終身雇用の教師の排除を可能にし、またそのコストを抑える。

「第74号に賛成」投票を。—公立学校をより良くする責任ある改革。

www.JoinArnold.com

DR. PETER G. MEHAS, Fresno郡教育長

HUGH MOONEY, Galt Union高等学校区教師

LILLIAN PERRY, Fontana統一学区 教師

公式表題および要約

作成：司法長官

公務員の組合費。政治献金に関する制約。 職員の承諾条件。州民発案による制定法。

- 各公務員が毎年指定の書面で事前に承諾する場合を除き、公務員の労働組合が公務員の組合費または手数料を政治献金に流用することを禁止する。
- 慈善団体、健康保険、その他、公務員の直接的な利益につながる目的のために徴収された組合費および手数料については、この制約は適用されない。
- 公務員の労働組合は、各公務員および組合の政治献金について記録を保管し、公正政治慣習委員会に提出する必要がある。
- これらの記録は、一般への情報開示の対象にはならない。

立法アナリストによる州および地方政府への予測される財政的影響の要約:

- 州および地方政府が小額の実施費用を負担することになるが、罰金や手数料収入によってその一部は相殺されるものと考えられる。

立法アナリストによる分析

背景

政府職員の組合。政府職員団体は、民間企業の従業員と同様に、組合を職員の代表とし、給与、福利厚生、その他の雇用条件について雇用主と交渉することができる。政府職員は各々、職員団体を代表する組合に参加するか否かを決めることができる。組合の交渉は、組合員および非組合員の両方を含む、団体に属する全従業員に影響する。そのため、団体員は通常、組合員であるか否かに関わらず、交渉および代理行為への対価として一定額の組合費や手数料を組合に支払う。

組合費や政治目的の手数料の使用。政府職員の組合では、交渉および代理行為とは関係のない、その他の活動を行うことがある。例えば、公務員の組合が、選挙候補者や政治問題への支持や反対などさまざまな政治目的で組合費を追加請求するよう決定することがある。非組合員から徴収した手数料は、非組合員が異議を唱えた場合には、こうした政治目的に使用することはで

きない。組合は、毎年その支出のうち政治目的に費やした割合を公表しなければならない。

提案

本法案は、州の制定法を修正し、公務員の組合が、政治目的のために職員の組合費や手数料を請求し使用する場合は、政府職員から毎年書面による承諾を取り付けるよう義務付けるものである。本条件は、組合員および非組合員の両方に適用される。また、本法案では、組合に対し承諾書の写しなど一定の記録を保持するよう義務付けている。

財政的影響

州および地方政府において、本法案の承諾条件を施行するための費用が多少増加する可能性がある。こうした費用の総額は少額であると思われる。こうした費用の一部は、本法案の条項に従わなかった場合の罰金の増額分、および組合費や手数料の給与所得控除の処理にかかる費用を補うために政府機関が請求する手数料によって、相殺される見込みである。

提案75号への賛成意見

提案第75号は、公務員の同意なしに政治献金が差し引かれ、使用されるのを防ぐものである。

Californiaには根本的な不正が存在している：

- 何十万人もの公務員労働組合員は、苦勞して得た収入を反対する選挙候補者や政治問題に対して献金するよう強要されている。
- 力があり政治的なつながりを持つ組合幹部（ごく一部の人間）は、政治活動を資金援助するためのこれらの「強制的献金」について、組合員の同意なしに一方的に決定できる。労働者に選択肢はない。この金は自動的に組合費から控除される。

消防士、警察官、教師、その他の公務員はCalifornia州民のために尽力しており、我々は彼らの働きから多大な恩恵を受けている。だからこそ、公務員の苦勞して得た収入が奪われ、政治家や政治活動に渡される前に、公務員に承諾を得るということが妥当である。

多くの公務員労働組合員は、組合幹部の挙げる政治方針を支持しておらず、以下のように反対する選挙候補者や活動に献金を強要されるのは正しいことではない：

- 政治活動の会計記録では、固定資産税を何十億ドルも増税し、提案第13号による保護を無意味にするような法案を投票用紙に載せるために、複数の公務員の労働組合が200万ドル以上を費やしたことが示されている。
- 組合員の多くは反対しているかもしれないが、個々の組合員の反対に関わらず組合幹部はただ金を徴収し、使用する。これは間違ったことで、公正ではない。

以下は実際の労働組合員のコメントである。

「私は20年間公立学校の教師をしてきました。教職に就いたときに提供される福利厚生のために組合に加入し、ずっと誇りをもって参加していました。しかし、組合が多くの良いことをしていても、組合はよく... 私の組合費の一

部を、私が反対する政治... 運動に献金しています。これはまったく不当なことです。私は教師組合の組合員でいたいとは思いますが、組合幹部の政治方針に私のお金を献金するよう強制されたくはありません。」

Diane Lenning, Huntington Beach

「私は最大の州職員労働組合の組合員です。私は組合と、組合がやることを信頼しています。組合はいろいろな面で私を支えてくれていますが、私の組合費の一部を政治目的に使ってもらう必要はありません。もし私が選挙候補者に政治献金をしたければ、それは任意であって、強制されるべきではありません。」

Jim Prunty, Glendora

提案第75号 - それは常識である。

この法により次のことが実行される：

- 公務員に私たちすべてと同じ選択肢を与える。
- 公務員労働組合に対し、政治目的に組合費を徴収する前に、毎年組合員から書面による同意を得ることを定める。
- 政府公務員が苦勞して得た賃金が、いつ、どのように選挙候補者や政治運動の支援に使用されるか、また使用されることの是非を、公務員が決定できるようにする。

提案第75号は、組合が政治献金を徴収することを防ぐものではなく、献金が明確に任意で行われるようにするものである。

提案第75号に賛成投票してください。

Californiaの労働者に誰もが持つべき自由と選択肢を与え、労働組合員の政治的権利を復活させましょう。

詳細は、www.caforpaycheckprotection.comをご覧ください。

MILTON FRIEDMAN、ノーベル賞受賞者

LEWIS UHLER、会長
全米納税者制限委員会

ALLAN MANSOOR、Orange郡保安官代理協会会員

提案第75号の賛成意見に対する反論

支持者たちは労働者を保護するかのよう、ただ装っているだけである。

提案第75号のスポンサーであるLewis Uhlerは6月8日付の*San Francisco Chronicle*で、公務員の「強欲さ」と「傲慢」のために、彼らをターゲットにする第75号を提案したと述べている。75号に出資するUhlerは大企業は労働者を守ろうとしているわけではない。黙らせようとしているのだ。

労働者はすでに保護されている

米国最高裁判所は、すべての公務員は組合への加入や政治献金を強要されることはないと述べている。組合員はすでに自分たちのリーダーを選び、内部の決定に関わっている。もちろん、グループ全体の決定すべてに個々の組合員が同意しているわけではない。しかし、それが民主主義である。

提案第75号は公正さの問題ではない

「今年、子どもたちの学校は、大企業が金を払った法案によって攻撃されています。そのいくつかは学校への年間資金提供を40億ドルも永久削減します。

「提案第75号は、教師が組合を通して将来の選挙でこうした有害な法案と戦う力を制限はしても、学校への資金

援助を削減しようとしている大会社や銀行を何ら制限するものではありません。

「提案第75号は、私たちが学校や子どもたちのために戦うかわりに、政府が押し付けた官僚的な手続きに時間と金を使わせる目的で作られたのです。」

Heidi Chipman, Kraemer中学校教師

他にも困る者がいる。病院の職員保護のために戦っている看護師たち... 殉職した者たちの遺族給付金の撤廃と戦っている警察官や消防士たち。彼らの労働組合は提案第75号に規制されても、彼らの相手は規制されないのである。

教師、看護師、警察官、消防士に対する、この不当な攻撃を止めさせてください。提案第75号に反対投票してください。

www.prop75NO.comをご覧ください。

LIEUTENANT RON COTTINGHAM、議長

California治安官研究組合

MARY BERGAN、代表
California教員連盟

DEBORAH BURGER、会長
California看護師協会

提案第75号に対する反対意見

提案第75号は不必要で不当なものである。この隠れた意図は、公務員を弱らせ、大企業の政治的影響力を強めることにある。

提案第75号は教師、看護師、警察官、消防士の権利を保護するものではない。むしろ、政治家が教育、ヘルスケア、公共安全を蝕もうとするときに対抗する彼らの力をそぐものである。

1998年、投票者たちはこれに類似した提案を拒否し、組合員も圧倒的な反対票を投じた。

教師、看護師、消防士、警察官がターゲットに

75号はなぜ、我々すべてを助けてくれる人々をターゲットにするのだろうか。

教師たちは最近、州が公立学校から借り入れたのに返済しなかった資金を取り戻すために戦った。看護師たちは患者を守るために、病院の人員削減と戦っている。警察官や消防士たちは、殉職した者の家族に向けた遺族給付金の撤廃と戦っている。

提案第75号は、教師、看護師、消防士、警察官の声をいちばん聞く必要があるときに、その声をかき消そうという不当な試みである。

提案第75号は、公務員のみを規制するものだ。企業が株主のお金を政治に使っていても、企業は規制しないのである。超党派のCenter for Responsive Politics (政治監視センター) は、すでに全米で24に1の割合で企業が労働組合に、政治のためにより多く支出させていると述べている。提案第75号はこの不均衡をさらに悪化させるものである。

現在の法律は労働者をすでに保護している

California州の公務員を労働組合に加入するよう強制することはできない。非組合員は団体交渉サービスに対して手数料を支払うが、合衆国最高裁は一貫して組合がこれらの手数料を政治目的に使用してはならないと裁定している。組合は不当な手数料が政治に使用されていないことを保証するため、労働者に対して財務明細書を送らなければならない。今日、25%の州職員は組合の政治活動へ一切の献金を行っていない。

組合員はすでに、民主的に自分たちのリーダーを選出または罷免する権利と、政治献金に関する内部規則を制定する権

利を持っている。提案第75号は組合員が自ら決定を下す権利を奪い、これを政府が定める官僚的手続きに変えようというものである。

被雇用者のプライバシーを侵害

提案第75号は参加する意思のある者に、職場内にもれ広がる可能性のある、政府が定める個人情報開示に署名するよう求めるものである。個々の被雇用者と彼らの政治献金に関する情報を保有するこの書類を、州当局が入手する可能性があり、それは被雇用者に対し仕事上の報復や脅迫の可能性を生み出す、個人のプライバシーの侵害となる。

提案第75号の裏にいるのは誰？

この先導的スポンサーはJohn Birch協会の活動家であったLewis Uhlerで、Uhlerはブッシュの社会保障民営化計画を推進する運動を行った。

これはSmall Business Action Committee (零細企業活動委員会) という一見小さな団体に支援されていたが、この団体は大企業から資金を得ていた。

75号の後援者は労働者の権利を守りたいと言っているが、それは真実ではない。彼らは最低賃金設定に反対し、被雇用者ヘルスケアの保障に反対し、8時間労働制に反対している。75号の後援者は労働者の味方ではなく、彼らに抵抗する労働者を黙らせたいと思っているのだ。

提案第75号に反対を

他の誰を規制することもない教師、看護師、消防士、警察官、保安官などの公務員の労働組合に規制をかけるこの不当な試みを止めるために、力をお貸しください。

LOU PAULSON、会長
California消防士協会

BARBARA KERR、会長
California教員協会

SANDRA MARQUES, RN、会長
California州看護師協会

提案第75号の反対意見に対する反論

労働組合幹部が何を信じさせようとしても、世論調査では60%近い組合員の家族が提案第75号を支持している。

提案第75号は労働組合や企業の政治的影響力についての法案ではない。これは単純に個人の選択肢の問題である。

超党派の、ある被雇用者権利グループが、ワシントン州の給与保障法案の結果を調べたところ、教員の85%が労働組合の政治活動に参加しないことを選択したという結果が示された。

刑務所看守の組合と教員組合の最近の行動を考えてみてほしい。これは公正なことだろうか。

4,000人以上の看守の反対にも関わらず、労働組合は政治活動と政治家に献金するために、組合費を2年間で1,800万ドル上昇させることを決定した。

組合員の投票議決なしに、教員組合は政治運動を資金援助するために、組合費を3年間で5,000万ドル引き上げることを最近決定した。

これは公正な選択ではない。これは我々の教師、警察官、消防士、そして他の公務員が受けるべき待遇では断じてない。

75号に賛成することは、公務員の労働組合が組合費を政治

的に自動的に使用する前に、単純に組合員の承認を得ようということである。

提案第75号は、組合が政治献金を徴収することを防ぐものではなく、献金が明確に任意で行われるようにするものである。これにより公務員の労働組合幹部は組合員に対してより信用できる存在となるだろう。

隠れた意図など一切なく、権力争いもない。ただ労働者の権利を守っているだけである。公式の表題と要約を読めばわかるように、これはそれだけ単純なことなのだ。

提案第75号に賛成投票を。組合幹部ではなく個人に、政治への組合費使用の是非について決定させましょう。

JAMES GALLEY、元副会長
127地区AFSCME/AFL-CIO

ARCHIE CAUGHILL、組合員
全米サービス従業員労働組合

PAMELA SMITH、会員
California教員協会

州の支出および学校に対する財政支援の制限。
州民発案による州憲法修正案。

- 州の支出を、前年度の水準に過去3年間の平均歳入増加分を加算した金額に制限する。
- 学校に対する財政支援の最低条件を変更する（提案98）。最低基金が停止された場合は返済条件が撤廃される。
- 学校への財政支援ベースの最低基準額を超える歳出予算についてはこの例外とする。
- 現在、学校または税金救済に充てられている一般財源収入の超過額を、予算準備金、特定の建設、債務返済に充当する。
- 州知事は、特定の状況下において、職員報酬や州の契約など、州知事が選定した歳出予算を削減することが認められる。
- 州の予算成立が遅れている場合は、前年度の歳出予算を継続して利用する。
- 州の特別基金借入れを禁止する。
- 地方政府の負担分の支払いを要求する。

立法アナリストによる州および地方政府への予測される財政的影響の要約:

- 追加的な州の支出制限を規定し、州知事にほとんどのプログラムの支出を削減する新たな権限を付与するこの条項により、現行法に比べて支出の削減が見込まれる。減額は学校にも適用することができ、費用は他の地方政府に転嫁される。
- 新たな支出制限により、特に、いい状況の時に準備金を蓄え、それを厳しい状況の時に活用できるようになるため、今後、州の支出の流れがより円滑なものになると見込まれる。
- 学校への財政支援の拠出方法を変更するこの条項により、学校およびコミュニティカレッジの財政支援に関する決定が州の立法者によって毎年行われるようになり、憲法上の財政支援保証条項に影響される度合いが軽減する。
- 本法案の制定により、現行法に比べ、総予算のうちの比較的多額を受領しているプログラムと少額しか受領していないプログラムが混在する州の支出が是正される可能性がある。

立法アナリストによる分析

要約

本法案は、州予算に関するCalifornia州憲法に大幅な変更を加えるものである。図1に示すように、本法案では、州の支出にさらなる制限を設け、州の支出を独自に削減する重大で、新たな権限を知事に与え、さらに、学校およびコミュニティカレッジへの財政支援に関するCalifornia州憲法の主な条項を改正する。

こうした条項の併用による州の支出への効果については、図2に示す通りである。現行法と比べ、主な影響は、長期に渡る支出の削減が見込まれる点である。さらに、本法案の結果として、州の支出の流れがより円滑になり、州の支出の割合に変化が生じる可能性もある。

本法案の主な条項の詳細については、以下で順次検討していく。

背景

CALIFORNIA州の予算

今年、California州は公益事業を実施するために州

図1

提案第76号：主な条項

- ✓ **州の支出制限の追加**
 - 去3年間の平均歳入増加分に基づき、州の支出に二次的な制限を課す。
- ✓ **州知事の権限拡大**
 - 特定の財政状況下において、独自に州の支出を削減するために、州知事に新たに実質的な権限を与える。
- ✓ **学校への財政支援の変更**
 - K-12の学校とコミュニティカレッジに最低保証額に関する州憲法の主な条項をいくつか変更する。
- ✓ **その他の変更**
 - 交通機関への財政支援、州基金間のローン、学校や地方政府、特別基金への支払いに関する変更をいくつか実施する。

立法アナリストによる分析 (続き)

図2

提案第76号主な財政的影響

✓ 支出の影響

- 支出制限の追加と州知事に与えられた新たな権限により、現行法と比べて、今後州の支出が削減されるものと見込まれる。また、こうした削減により、費用は地方政府（主に郡）に転嫁される。
- 新たな制限により、特に、いい状況の時に準備金を蓄え、それを厳しい状況の時に活用できるよう、今後、州の支出の流れを「円滑なもの」になると見込まれる。
- 州知事に与えられた支出削減の新しい権限と法案のその他の条項により、州の支出の割合が異なる可能性がある。すなわち、現行法と比べ、支出全体に占める割合が、増加するプログラムもあれば、減少するプログラムもでてくる。

✓ 学校への影響

- 学校への財政支援の拠出方法を変更するこの条項により、学校の財政支援に関する決定が州の立法者によって毎年行われるようになり、憲法上の財政支援保証条項に影響される度合いが軽減する。
- 支出制限や州知事の新たな権限による予算削減が学校に適用される。

の予算から約1130億ドルを支出する。この総額のおよそ5分の4にあたる900億ドル前後は、初等・中等教育（K-12）、高等教育、ヘルスおよびソーシャルサービス、刑事裁判などの州の一般財源から、主要なプログラムに拠出される。一般財源の支出を支える資金は、主として、州税の3本柱である、所得税、消費および使用税、法人税で賄われている。

州の支出総額の残りの5分の1は、何百もの特別基金からの拠出であり、この場合、特定収入（ガソリンやたばこの物品税など）からの基金は特定目的だけのために（交通やヘルスケアなど）拠出される。

California州では、州と地方政府の財政が緊密に関連している。例えば、K-12教育、ヘルスおよびソーシャルサービスへの州の支出の大半は、地方の政府機関が運営するプログラムへ割り当てられる。州と地方政府がプログラムの費用を分担しているものもある。

州の財政状況

California州は、2001-02年度以来、一般財源の州予算が毎年大幅に不足するという事態に直面して。2001年の株式市場の大暴落および景気の低迷を受けて予算不足が拡大した。この不況により、州の収入は、州が支出を確約している全資金を供給するために必要な水準を大幅に下回る結果となった。収入は再び増加傾向にあり、州にも予算問題の解決に向けた進歩がみられるものの、政策立案者は2006-07年度に見込まれる州の予算不足に対処するためにさらなる措置を講じる必要がある。

州の支出制限への追加

現行法

1979年以来、California州は、州および州内の何千もの各地方政府に対して、年間の支出制限を課してきた。管轄区域ごとの年間の制限は、1978-79年度（基準年）の支出を基準にして、人口増加および経済成長に応じて毎年調整される。現在の州政府の支出は支出制限を約110億ドル下回っており、つまり、現行の制限は現在のところ支出を抑えるものになっていない。制限と実際の支出との間に大きな格差が生じるようになったのは、収入が急激に落ち込んだ2001-02年度以降である。

提案

本法案は、州の支出の年間増加率に2次的制限を加える。2006-07年度からは、州の一般財源と特別基金を合算した支出は、一般財源と特別基金の収入を合算した過去3年間の平均増加率によって調整され、前年度水準の支出が制限される。

実際の支出が制限を下回った年の翌年の支出制限は、実際の支出額である減額された水準が基準となる。自然災害（火事、洪水、地震など）や米国が敵からの攻撃を受けた場合には、支出が一時的に制限を超えることもある。

収入が制限を超えた場合。収入が制限を超えた場合、その超過額は一般財源と州の各特別基金に比例配分される。厳密な割り当て方法については、本法案では詳しく説明しない。特別基金に割り当てられた収入の超

立法アナリストによる分析 (続き)

過分は、翌年の支出用に備蓄される。一般財源の収入の超過分については、以下の通り割り当てられる。

- 25パーセント — 州の予備基金。
- 50パーセント — 年度予算条例に応じて、次のいずれかの返済に割り当てられる。(1) 提案第98号のメンテナンスファクターの未払い分(下記参照)。年間の返済額は残高の15分の1以下とする。(2) 州発行の赤字公債。(3) 2003-04年度から2006-07年度までの交通投資基金からの借入金。年間の返済額は2007年6月30日時点の残高の15分の1以下とする。
- 25パーセント — 道路、ハイウェイ、学校建設のプロジェクト資金。

上記の目的に割り当てられた基金は、翌年の支出制限を算定する際の支出額には算入されない。

財政的影響

2005年に講じられた予算対策および近年の好調な収入の増加傾向からみて、施行の初年度となる2006-07年度には、新たな支出制限が州の支出を抑制する可能性はないものと見られている。これは、現行法において、制限が推測された収支額を上回る見込みのためである。

しかし、長期的にみると、支出制限は年間の州の支出に多大なる影響を与える可能性があるものと考えられる。というのも、長期的にみれば、新たな支出制限は、経済や州の収入の変動と一定の方法で作用しあうためである。California州の収入は経済状況の変化に敏感に反応する。すなわち、景気の循環が上向きで経済が拡大しているときは収入も急伸する傾向にあり、景気の循環が下向のときは伸び率も低迷あるいは落ち込む傾向にある。その結果、新たな支出制限は、常に直近の過去3年間の平均収入増加率に基づいて算定されるため、経済が急速に成長しているときは実際の収入よりも遅いペースで増加し、経済が後退しているときは、実際の収入よりも速いペースで増加する。図3はこれを図示したもので、収入の多い時期と少ない時期の、年間収入と支出制限の提案額の関係を表している。

本法案が長期に渡って支出に与える実質的な影響は、収入が拡大している間に、収入が下降する期間の支出を維持するだけの予備基金を、州が「備蓄」できるかどうかによる。

- 十分な基金を蓄えることができた場合、支出制限への主な影響は、長期に渡って支出の流れが一定になることである。この場合、経済拡大時には支出を抑制され、収入が落ち込んだ時期には(準備

金を利用して)支出の追加が容認される。図3をみると、「収入超過」の時期には、「収入低迷」の時期に制限までの支出を維持できるよう、十分に準備金を蓄えておく必要があることがわかる。

- しかし、州が多額の準備金を備蓄できなかった場合は、長期的には制限の設定により支出の不足に終る可能性がある。苦境時に収入減を緩和するだけの十分な準備金が州にないためである。こうした不足が生じた場合、収入が低迷している時期の実際の支出である減額された水準が、その翌年以降の支出制限を算定する際、新たな、より低額な「出発点」となる。この方式をとると、支出制限が長期の間に徐々に減額される可能性がある。

増税できるかどうかへの影響。州が支出資金を調達するために増税ができるかどうかについて制限が与える影響は、以下の特定の状況次第である。

- 総収入が支出制限を下回りそうな場合、州が税金または手数料を引き上げ、その収益を収入が低迷している期間に直ちに使用することはおそらく可能である。
- しかし、支出が既に制限に達している場合、収入を引き上げ、その収益を直ちに使用することはおそらく不可能である。しかし、数年のうちに、増税が新たな支出制限を調整する要素に影響を及ぼすようになれば、いずれは新たな税収益の使用はおそらく可能である。

(1) 新規のサービスまたはサービスの拡大に資金援助する、あるいは(2) 継続的な予算不足を解消しようとしている、のいずれかの理由により、州が税金または手数料の引き上げを検討している場合は、後者の状況に該当する。

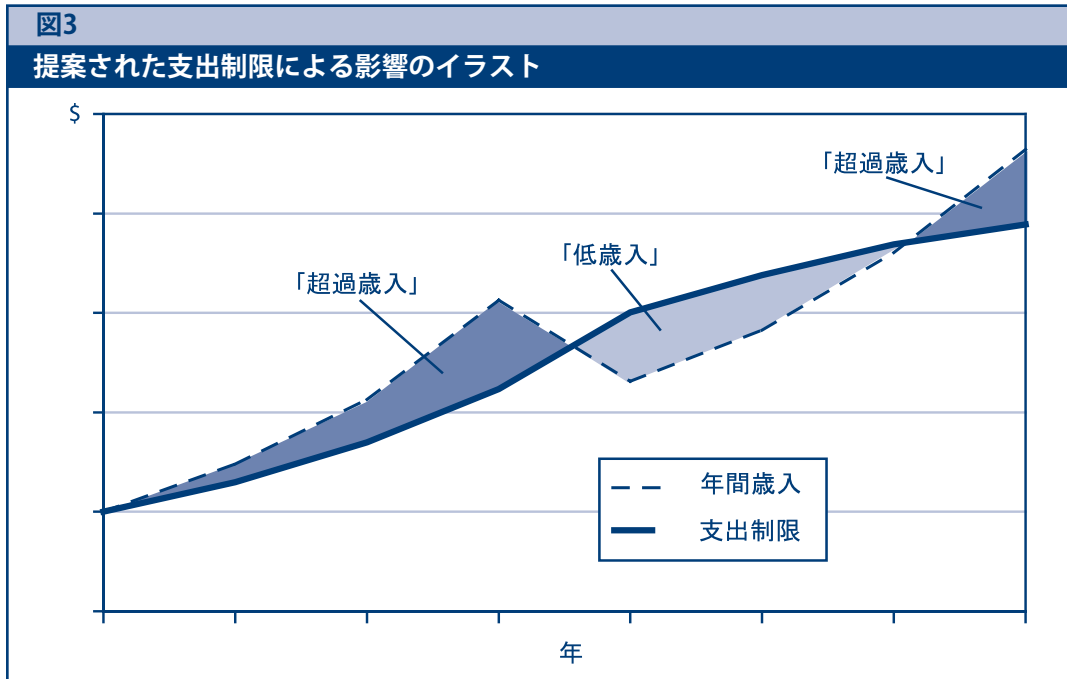
長期的にみれば、この制限の施行により、現行法に比べて州の支出が削減される可能性があると考えられる。

知事の権限拡大

現行法

基本条項。州憲法では、知事は1月10日までに翌会計年度分(毎年7月1日に開始)の予算を提案し、州議会は6月15日までに予算を通過させるよう義務付けている。その後、知事は通過した予算案に署名するか、もしくは拒否権を行使するかのいずれかを選択する。知事はまた、法案に署名する前に、予算の大部分の分野の支出を削減することができる。しかし、この項目別拒否の権限は、別の

立法アナリストによる分析 (続き)



法律によって支出が規制されているプログラムには適用されない。また、この拒否権は、議会の各院の3分の2の賛成票をもって覆することができる。知事が一旦予算に署名すると、プログラムへの資金を独自に削減することはできない。

均衡予算条件。提案第58号(2004年3月の投票により承認済)では、議会を通過し、最終的に署名を得て法として成立した予算は均衡がとれたものであるよう義務付けている。この均衡とは、支出が徴収可能な収入を超過しないことである。

予算遅延。州予算が制定されないまま会計年度が始まった場合、費用の大半は支出を継続する認可を受けていない。しかし、多数の判決および憲法の法的解釈から、州予算が制定されていない場合においても、一定の種類の出費については、その支払いを継続することが認められる。州予算が制定されていない場合でも支払いが継続可能な支出は、以下の通りである。州の職員の給与の一部、公債の元本と利子、その他、州法または連邦条件により認可されている各種の出費(K-12学校用の一般目的基金など)。

中間補正。提案53号に基づき、予算が署名され法として成立したものの不均衡となった場合、州知事は財政

非常事態を宣言して、州議会の特別議会を招集し、財政不均衡に対処する措置についての提案を討議する。州議会が、特別議会が召集されてから45日以内に予算問題対策の法案を通過させ、知事に提出することができなかった場合には、州議会ではその他のいかなる法案を討議することも、その両院を休会することも禁じられている。

提案

本法案は、予算遅延に変更を加え、知事に対してより拡大した権限を付与する。

予算遅延。新会計年度の初日までに予算が制定されていない場合、本法案では、新たな予算が制定されるまでは、前年度の予算条例で認可された支出水準が引き続き効力を有するものとする。したがって、前年度に予算条例の歳出予算を受領していたすべての州のプログラムは、引き続き財政支援を受けることとなる。

財政非常事態。本法案は、知事に、(1)知事の行政当局が出した収支の概算見積もりを基に財政非常事態を宣言し、(2)非常事態対策について合意に至らなかった場合は独自に支出を削減する、新たな権限を付与する。

立法アナリストによる分析 (続き)

本法案では特に、知事の行政当局が以下の2つの状況のいずれかを認めた場合、知事が財政非常事態の宣言書を発行することを認めている。

- 一般財源収入が、行政当局の概算見積もりよりも1.5パーセント以上下回っている場合。
- 会計年度の初めと終わりを比べ、州の予備基金の残高が半分以上減少している場合。

知事が非常事態を宣言すると、州議会の特別議会が召集され、45日(予算遅延の場合は30日)以内に不足対策に関する法規を制定する。当該の法規が制定されなかった場合、本法案では、知事の裁量で不足を解消できるよう、州の支出を削減する(以下に述べる項目は例外とする)新たな権限を知事に付与する。州議会は、この削減を覆すことはできない。

削減の適用。削減は、(1)連邦法およびその規制に準拠するために必要な支出、(2)減額により州が当事者となっている契約に違反する恐れのある歳出予算、(3)未払いの債務のうち期日が到来している元本と利子の支払い、を除くすべての一般財源支出に適用される。契約、団体交渉協定、または本法案の発効日後に支払い義務が発生した給付に関するいかなる一般財源支出も、削減の対象となる。

給付に関する支出への影響。州の一般財源の支出の大半は給付金である。年齢、所得水準、一定の障害など、特定の受給認定基準に該当する個人がサービスを受ける権利を有するプログラムがある。給付の主な例として、低所得者向けの各種のヘルスおよびソーシャルサービスがある。こうしたプログラムの多くは、地方の政府機関によって運営されている。

本法案は、給付プログラムに対して資金提供が可能な金額を削減する権限を知事に付与する。しかし、サービスの受給資格、助成金の金額、プログラムが提供するサービスの範囲などを規定する特定の法律を修正する権利を知事に与えるものではない。議会がこうした根本的な法律を変更しない限り、給付プログラムは、知事が削減を実施する時点において効力を有する法律に準じて引き続き運営される。削減した後で援助資金の残額が使い果たされてしまった場合、州は当該会計年度の残余期間について、給付用の資金を提供する義務がなくなる。

財政的影響

本法案は、知事に、州の大半の支出を削減する新たな権限を付与する。この変更が各会計年度に及ぼす財政

的影響は、知事および州議会が予算に関して何を優先事項とするかによって異なる。しかし、長期的にみれば、知事に支出を削減する権限を与えることにより、現行法と比べて州の支出が減少するものと思われる。また、支出の割合が異なる可能性もある。つまり、現行法と比べ、支出全体に占める割合が増加するプログラムもあれば、減少するプログラムもでてくる。

地方政府への影響。Californiaの郡は、州のヘルスおよびソーシャルサービスの大半の給付プログラムを運営している。また、郡では、当該の州によるサービスの受給資格に該当しない低所得者層の人々向けに別途のヘルスおよびソーシャルサービスプログラムに資金を提供している。知事が給付プログラム用の州への資金援助を削減した場合、一定のプログラムに支払うべき費用の一部が郡に転嫁され、地域が資金提供するヘルスケアやソーシャルサービスのプログラムへの需要が高まる可能性がある。知事は、地方政府に提供する州のその他の資金についても削減する可能性がある。

学校への財政支援の変更

現行法

提案第98号は、1988年に投票によって可決された法案であり、州憲法に、K-12の学校およびコミュニティカレッジ(K-14教育)に「財政支援の最低保証額」を制定している。提案第98号の目的は、K-14への財政支援が生徒数および州の経済に応じて増加することである。California州では現在、提案第98号のK-14教育への財政支援に年間約500億ドルを充てている。その総額のうち、約370億ドルが州の一般財源から、その他の130億ドルが地方資産税の税収から賄われている。最低保証額は、毎年財政支援の一連の拠出方式を基に算定される。保証額は、主たる資金の拠出方式(「テスト2」という)に準じて、学校の生徒数および州の経済の概要に応じて毎年増加する。図4は、提案98号がどのように機能し、そして本法案によってどう変化するかを示したものである。

提案98号には、代替的な、より厳しい資金の拠出方式(「テスト3」という)があり、通常、州の収入の伸びが低迷している場合、もしくは落ち込んでいるときに施行される。また、学校への財政支援は、州議会の3分の2の賛成票をもって直ちに削減することができる。これを、保証の「停止」という。テスト3または停止が生じた場合、通常、州のK-14への財政支援は減少する。州は、この財政支援の差額を記録しておくよう義務付けられており、この差額

立法アナリストによる分析 (続き)

図4 本法案がK-12の学校とコミュニティカレッジのための学校支出保証をどのように変更するのか	
現行保証の仕組み	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 提案98号による最低保証額。 三つの方式(「テスト」)に基づいて行われる。実施されるテストは年ごとの経済成長と一般財源歳入の増加に左右される。 <ul style="list-style-type: none"> • テスト1 一般財源の負担分。 一般財源歳入の39パーセントを提供する。このテストは、1988-89年度以来実施されていない。 • テスト2 一人当たりの個人所得の増加。 生徒数と一人当たりの個人所得の増加に基づいて、前年度の資金を増加する。このテストは、一般財源歳入の増加が通常レベルから安定したレベルにある数年に渡り、通常実施されている。 • テスト3 一般財源歳入の増加。 生徒数と一人当たりの一般財源歳入の増加に基づいて、前年度の資金を増加する。一般的にこのテストは、一般財源歳入の増減が緩やかな場合に実施される。 ✓ 提案第98号の施行停止。 これは、法案が上下院で3分の2の賛成により成立する場合に起こり、財政支援はあらゆるレベルで確保される。 ✓ 財政支援レベルの長期目標。 テスト2の条項に従って常に財政支援を実施する場合、これがK-14教育への財政支援のレベルとなる。保証やテスト3実施の停止のいずれかの理由によって提案98号の財政支援がその年のテスト2レベルを下回る場合には、テスト2レベルを「追跡」し、増収の場合にはテストレベルがK-14教育への財政支援が回復する目標レベルとなる。 ✓ メンテナンスファクター。 これは、実際の財政支援がテスト2レベルを下回るときに常に発生する。このメンテナンスファクターは、実際の財政支援額と長期目標額の差額に相当する。現在、K-14への財政支援レベルは、長期目標支援レベルより38億ドル少ない。すなわち、現在の未払いのメンテナンスファクター額は、38億ドルである。 ✓ メンテナンスファクターの回復。 これは、学校への財政支援が増加し、長期目標支援レベルに戻る際に起こる。回復は、一般財源歳入の堅調な増加により、多年度にわたるK-14教育への追加財政支援が必要な拋出方法によって、あるいは最低保証額を上回る法案歳出予算のいずれかによって起こる。 	
本法案での変更	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 今後、テスト3を実施しない。 歳入が少ない年は、提案98号の最低保証額は、自動的にテスト2レベルを下回らない。 ✓ 今後、メンテナンスファクターを発生させない。 K-14教育が(停止や州知事による削減により)テスト2で要求されたレベル以下で財政支援を受けた年がある場合、支援額不足を長期目標額へ戻すという将来の義務はなくなる。これらの削減は、提案98号の最低保証額に恒久的に「段階的に減額」される。 ✓ 未払いのメンテナンスファクターを単発の債務に転換する。 本法案では、未払いのメンテナンスファクター(推定38億ドル)を、単発の債務に転換する。この債務は、今後15年間で完済される。(現行法とは対照的に)こうした債務の支払いにより、将来の提案第98号の最低保証額が増額されることはない。 ✓ 最低保証額を上回る今後の歳出予算を単発の支払いとして勘定する。 最低保証額を上回る支出は、今後の保証額を計算する基準を引き上げるものではない。 	

を「メンテナンスファクター」という。現行法では、州は、これまでに発生した38億ドルのメンテナンスファクターを計上したまま2005-06会計年度を終えることとなる。

増収となった場合、提案第98号では、財政支援の長

期的な目標水準に達するよう、メンテナンスファクターを支払い、学校への支出を増加させることを義務付けている。このような支払いがなされた場合、メンテナンスファクターが「回復した」という。この回復額は、翌年度の提案第98号の算定基礎に算入される。

立法アナリストによる分析 (続き)

収入が減少している時期(テスト3)にはK-14への財政支援を引き締め、その後の収入が好調な時期には財政支援額を増加させる(メンテナンスファクターの回復)ことを容認する拠出方式は、1990年に投票によって承認された提案第111号に追加された。提案第98号の原文にこのような修正を加えることで、経済が「停滞」しているときには保証額が自動的に減少し、経済が「良好」などときには保証額が自動的に増加するようになる。

提案

テスト3およびメンテナンスファクターの撤廃。本法案は、テスト3およびメンテナンスファクターを撤廃し、提案第111号に加えられた変更を元に戻す。したがって苦境時に財政支援の最低保証額が自動的に削減されたり、好況時に自動的に回復することが憲法で認められなくなる。州議会は、引き続き提案第98号を停止する権限を保有するが、停止の本質が変わる。メンテナンスファクターが存在しなくなるため、停止の結果、最低保証額への永続的な下方修正がなされることになる。同様に、財政非常事態時に、知事が提案98号の財政支援を独自に削減した場合、こうした削減もまた最低保証額を永続的に引き下げることになる。

未払いのメンテナンスファクターを単発の債務に転換する。本法案ではまた、未払いのメンテナンスファクター(推定38億ドル)を、単発の債務に転換する。この債務は、今後15年間をかけて完済される。(現行法とは対照的に)こうした債務の支払により、将来の提案第98号の最低保証額が増額されることはない。

最低保証額を上回る今後の支出が、保証額を永続的に引き上げることではない。現行法では、知事および州議会が、その年度の最低保証額に規定されている以上の金額をK-14に支出した場合、通常、高い方の支出水準が、翌年度分の財政支援の最低保証額の算定「基礎」となる。これにより、ある年度の規定よりも割り当てが高額な場合、一般にその後数年間のK-14教育への財政支援の最低水準が引き上げられることになる。本法案では、保証額を上回る今後の支出を単発の財政支援とみなすため、提案第98号の最低保証額が将来的に引き上げられることがなくなる。

未払い精算債務は、15年以内に完済される。1会計年度における提案第98号の財政支援の最低保証額の概算は、通常、予算制定後に改定される。改定の結果算定保

証額が増額となった場合、保証額と実際の割り当て水準の差額が、K-14教育の追加費用となる。これを「精算」という。過年度から繰り延べられた精算債務は、現在総額10億ドルを超えている。現行の制定法では、2006-07年度の初頭以降、毎年概算で1億5千万ドルが支払われることになっている。本法案では、こうした精算債務を15年以内に完済するよう規定している。

財政的影響

将来の経済成長および予算状況が不透明なため、本法案の変更が、K-14教育やその他のプログラムへの実際の州の支出にどのような影響を与えるかは予測不可能である。一般的に、テスト3および今後のメンテナンスファクターが撤廃されるため、知事による停止や削減が行使されない限り、年次の最低保証額の変更がこれまでより予測しやすくなる。

長期的にみると、最低保証額は減少する。しかし、長期的には、提案第98号の変更および本法案の関連項目の変更による実質的な影響として、以下に記載の通り、K-14教育への最低保証額が減少するものと思われる。

- K-14教育は州の一般財源予算の45パーセント程度を占めているため、予算が著しく不均衡になれば政策立案者はこの分野の削減を検討する必要があると考えられる。停止あるいは知事の削減のいずれかにより当該の支出が削減されたときは、州はその後数年間の財政支援の最低保証額の削減を回復する必要がなくなる。
- 最低保証額を上回る将来の割り当てを単発にする条項により、現行法に比べて最低保証額も低く抑えられる。例えば、本条項が2005-06年度に適用された場合、2005-06年度の予算の保証額を上回る概算7億4千万ドルの割り当てを一度だけの支出に転換する。この転換によって、2006-07年度の最低保証額が、現行法の場合と同額程度に抑えられる。
- 38億ドルの未払いのメンテナンスファクターを単発の債務に転換することにより、本提案では、38億ドルを長期にわたって財政支援の年間基礎額に回復する条件を撤廃する。

こうした変更を併せると、長期的には、現行法と比べて最低保証額が減少する結果となる。

K-14への支出への影響は不明。しかし、保証額が減少しても、学校への実際の支出が必ずしも減少するわけではない。政策立案者は、年次ごとに、最低保証で義務付けられている以上の金額を自由に支出することができる。

立法アナリストによる分析 (続き)

K-14教育の保証額を上回る支出をしても保証額が継続的に徐々に増額するということがなくなるため、将来の州議会および知事は、その年ごとに最低保証額を上回る金額を支出する可能性がでてくる。総合的にみると、本法案の提案第98号関連の変更により、K-14教育の年間予算は、州の政策立案者による年間財政支援に関する決定の影響を受けやすくなり、最低保証額による影響が弱まる結果となる。

本法案のその他の条項との相互作用。 提案第98号に関する変更自体が必ずしもK-14教育への支出を削減するわけではないが、本法案のその他の条項がそうした影響を及ぼす可能性がある。例えば、本法案の全体的な支出を抑制する範囲で、支出制限や知事の新たな権限による予算の削減が学校にも適用される可能性がある。

その他の変更

提案第42号の移行

現行法。 2002年に投票者は提案第42号を承認した。この法案では、自動車燃料の売上税を、一般財源から交通特別基金に移行するよう義務付けている。交通投資基金(TIF)と呼ばれるこの特別基金は、ハイウェイや道路、公共交通の設備改良および修復のための資金を負担する。

提案第42号には、移行すれば、一般財源のプログラムに重大なマイナスの財政的影響があると知事が認識(州議会が是認)した場合、その停止を認める条項がある。州の重大な予算不足対策の一環として、知事および議会は、2003-04年度に(8億6千8百万ドル) 提案第42号の移行を一部停止し、そして2004-05年(12億ドル)には完全に停止した。2003-04年度および2004-05年度の予算を通過させた州議会は、停止をTIFからの借入金とし、2007-08年度および2008-09年度の一般財源から返済されるとしている。

提案。 本法案は、2006-07年度以降、提案第42号の移行の停止を禁止する。2007年6月30日までに停止された移行の総額は、年間の返済額を支払い義務のある拠出総額の15分の1以上として15年以内に完済する。本法案では、州議会に対し、停止された提案第42号の移行の満期日前の返済によって保護されている公債を州または地方機関が発行する権限を認めている。

財政的影響。 提案第42号を停止をできないようにすれば、交通への資金援助の流れがより安定したものになる。

特別基金からの借り入れ

現行法。 上記に記載した提案第42号の借り入れに加え、知事および州議会は過去において一般財源の不足を補うためにその他の特別基金から利用可能な残高を借り入れている。こうした借入金の未払い額は2005-06年度末の時点で、およそ10億ドルに上るものと見積もられている。借入金の中には返済期日が指定されているものもある。その他のものは、予算の通例により、借入金は特定の特別基金の運営に資金が必要となった場合に返済するよう求められる。

提案。 本法案は、2006-07年以降(短期のキャッシュフローのための借り入れを除く)は、このような借り入れを禁止する。2006年7月1日時点における特別基金からの未払いの借入金は15年以内に返済されるものとする。

財政的影響。 総合的にみると、こうした条項により、一定の特別基金プログラムへの資金調達がより安定する結果となる。

州負担分の払い戻し請求への支払い

州憲法では、地方政府に課せられた新規のプログラムまたはプログラムの拡張については、州が地方政府に費用を支払うよう規定している。過去数年間において、知事および州議会は、学校やコミュニティカレッジの学区、および教育分野以外の地方政府(郡、市、特別区)が申請した州が負担すべき金額の払い戻し請求の支払いを先延ばしにしてきた。現行法では、州は、2004-05年度以前に発生し、未払いとなっている教育分野以外からの州負担分の払い戻し請求については15年以内に支払うよう義務付けている。教育分野からの未払い分の払い戻し請求への支払については、特に期限が設定されていない。本法案では、(1) 延滞となっている教育分野以外からの州負担分の払い戻し請求を州が支払う期間を5年に短縮し、(2) 延滞となっている教育分野からの州負担分の払い戻し請求については15年の期限を設定する。本法案には、学校に割り当てられた提案第98号の財政支援は、「最初に... 当該年度に発生した州の負担分の費用への支払いに充てられる」ことが明記されている。この規定により、州が委託した活動について、学校およびコミュニティカレッジの各学区に払い戻しをするため特定の資金を提供する州の現行の処理方法が変更される。

財政的影響。 こうした条項によって、今後5年間は州の費用を増加することになるが、その後の10年間で同程度の減額が見込まれる。

提案76号への賛成意見

提案第76号はSacramentoの混乱を收拾するために必要な、重要な改革のひとつです！

提案第76号に賛成することが、州の支出を管理します。

California州の予算システムは破綻しています。記録的な赤字と、不均衡な予算と、コントロール不能な支出を抱えています。

政治家は過剰支出に「否」と言えないようです。1999-2000年度以来、州の支出の増加は収入の増加の約2倍にもなっています。

「今年、Californiaは解決すべき予算の危機に直面するだろう。州知事の改革は... 州の財政責任を確立し、維持するという目標に向けた、長い道のりとなりそうだ。」

Contra Costa Times紙、2005年4月3日

予算専門家は、来年の財政赤字は60億円で、その後、毎年加算される赤字は40から50億ドルにのぼると予想しています。そのペースでいくと、州の赤字は今後5年の会計年度で220億から260億ドルに累積することになります。選択は簡単です。

提案第76号を通過させるか、車両税、所得税、消費税から固定資産税におよぶ増税を受け入れるかです。

提案第76号は、次のように州に適正な財政運営を行わせるための超党派的な解決策です。

- 過去3年間の税収平均増加率にあわせて支出を制限することで、好景気時に過剰支出した後に景気が低下しても、巨額の負債を抱えることがないようにする。
- 州知事と議会の協力を推進するための「抑制と均衡」を確立する。税収が低下した場合、州議会は無駄な支出を削減し、予算の均衡を図る。州議会が行動しない場合は、州知事が教育や公共安全、道路整備への資金を確保しつつ、無駄な支出を削減することができる。
- K-14教育への支出を安定化させる。無駄な支出を削減し予算を均衡させることで、増税することなく、州に必要なものにより多くの資金を確保することができる。
- 自動操縦の過剰支出に歯止めをかけ、政治家に責任を持たせる。

• ハイウェイや道路に対して支払われた税金が本来の計画に使用されることを保証し、予算均衡のためにこの資金が再び奪われるようなことがないようにする。

残念ながら、提案第76号の反対者たちは改革を望んでいません：

- 彼らはSacramentoの赤字と行き詰まりに何ら問題はないと考えています。
- 提案第76号を廃案にさせるためには手段を選ばず、投票者を惑わすためのテレビ広告に何百万ドルもの資金をつぎ込んでいます。
- 脅しの策略と不正確な明細書、明らかな欺瞞により、この提案が法執行機関への資金を削減するなど主張しています。それは真実ではありません。

「提案第76号は、私たちが新しい道路を作り、今の道路を修復できるよう、以前借り入れた資金の返済を求め、地方の法執行機関に対するこの用途の税金使用を削減するものではありません。」

Alan Autry, Fresno市長

提案第76号への「賛成」は：

- 増税なしに予算の均衡を実現します。
- 州議会と州知事の党派を超えた協力関係を促進します。
- 無駄な支出を廃絶し、増税することなく、道路整備、ヘルスケア、法執行機関や他の重要な計画により多くの資金を提供します。

Sacramentoの混乱を收拾するために、「提案第76号に賛成」票を投じてください。

ARNOLD SCHWARZENEGGER, 知事

TOM CAMPBELL, 局長
California州財務

SANDRA L. McBRAYER
前全米 最優秀教員

提案第76号の賛成意見に対する反論

以前のCalifornia州財務局長2人は次のように分析します。「提案第76号は州の予算手続きに混乱をもたらし、抑制と均衡のシステムを破壊します。学校への資金援助を切り詰め、ヘルスケアや公共安全などの地方公務の大幅削減を強制し、監視することも責任を課すこともなく、予算に対して抑制されない権力を州知事に与えるものです。」

提案第76号は予算の専門家や納税者擁護団体によって書かれたものではありません。たばこ、石油、保険、その他特定の利益のために圧力をかけている巨大ビジネスグループの代表たちによって書かれたのです。

提案第76号は学校への資金援助に「安定化」には役立ちません。毎年40億ドル以上学校への資金援助を削減し、投票者が承認した学校支援保証を撤廃しようとするものです。

提案第76号は新規の課税を阻止するものではありません。California共和党議会の議長ですら、提案第76号が「実際は増税を促すものだ」と述べています。

提案第76号は政治家に責任を持たせたり、超党派的な協力を推進しません。予算決定について無制限の権力を州知事に与えることで、私たちの抑制と均衡のシステムを破壊します。知事は誰にも責任を負わないことになるのです。

提案第76号は無駄な支出を終結させません。Orange County Register紙はこの支出規制を「まやかし」だと評しています。教育と公共安全に対する削減を強行しながら、実際、提案第76号はCaliforniaドライドプラム協会のようなプログラムへの削減を回避しています。

「提案第76号の公共安全への影響は、壊滅的なものになるでしょう。」と、California治安官調査組合議長のRon Cottinghamは警告しています。「警察、消防、ヘルスケア、その他不可欠な公務に必要な資金を州政府から奪い取るものです。」

提案第76号は「まやかし」であり、「悪案」です。反対票を投じましょう。

BARBARA KERR, 会長
California教員協会

DEBORAH BURGER, 会長
California看護師協会

LOU PAULSON, 会長
California消防士協会

提案第76号に対する反対意見

提案第76号は学校、ヘルスケア、警察、消防への資金援助を削減します。監視もなしに絶大な権限を新しく州知事に与えることで、私たちの抑制と均衡の民主的なシステムを弱体化させます。そして高額な増税への扉を開けるものです。

提案第76号は、California州の投票者たちが提案第98号を通過させたときに承認された、学校支援の最低額の保護を覆します。提案第76号は州知事が永久に学校への資金援助を削減することを、州民の投票なしに許可するものです。

Schwarzenegger知事が教育から取り上げた資金を返済するとの約束を破ったとき、生徒と学校は30億ドルを失いました。提案第76号が「返済義務を免除する」ということは、知事が学校の最低保障額に対し、今後この金額を返済する必要はなくなるということです。

提案第76号は学校が得るべき40億ドル（生徒一人当たり600ドル）以上の資金を、永久的に削減します。これは教師の不当解雇、より大きな学級、少ない教科書、少ない教材、低待遇の教師と生徒過密につながります。提案第76号によってCaliforniaの生徒一人当たりの教育支援は、West VirginiaやKentuckyのような州を下回ったままとなります。

提案第76号は、警察および消防、ヘルスケアに必要な何億ドルもの州の資金援助を、市や郡から奪い去るものです。信じがたいことに、「財政非常事態」が宣言された場合、この発案では教育、ヘルスケア、消防、警察などの必要不可欠な公務への資金援助を削減するよう定めています、「ポーカバレル」（地方優遇開発）の道路計画への削減は回避されるのです。

提案第76号はたった一人の人間、州知事の手で過剰な権力を持たせることにより、California州の抑制と均衡のシステムを攻撃するものです。あなたが現在の州知事を信用するとしても、将来の州知事がこの無制限の新しい権限を使って何をするかは、誰にもわからないのです。

提案第76号の下では、自分の側近に州の収入を過剰に見積もらせるだけで、どの州知事も「財政非常事態」を宣言することができます。財政非常事態が宣言されてしまえば、州知事は投票による承認も監視もなしに、自由に重要なプログラムを削減することができます。

提案第76号の下で、「州知事はどんな思いつきも実行でき、どんな政治的報復も行うことができる」とLos Angeles Times紙は警告し、提案第76号を「まったくひどい案」だとしています。

この発案はまた、州議会議員に過ちを犯させる新しい力を与えるものです。120人の議員中たった14人の反対で予算通過を永遠に阻止することで、これで政府は支出の自動操縦状態に陥ります。これが州知事に「財政非常事態」の宣言を許してしまい、知事は監視されることも責任を負うことも一切なしに、州の支出と予算の決定を「知事の裁量で」下す、新しく圧倒的な力を与えられるのです。

提案第76号が新規の税制導入を防ぐという主張は、まったくのでたらめです。この発案は、より高い税金を防ぐためには何の役にも立ちません。これが通過すれば、知事と州議会は投票者の承認なしに、自動車税や所得税、消費税を増税できます。California共和党議会の議長ですら、提案第76号が「実際は増税を促すものだ」と述べています。

California州民は提案第76号を受け入れる余裕はありません。この提案は教育、ヘルスケア、消防、警察を切り捨てます。私たちの抑制と均衡のシステムを攻撃します。そしてさらに高額な増税への扉を開けるのです。反対票を投じましょう。

BRENDA J. DAVIS、会長
California州PTA

HENRY L. “HANK” LACAYO、代表
California高齢者団体

WAYNE QUINT, JR.、会長
California法執行機関協会連合

提案第76号の反対意見に対する反論

提案第76号、適正予算法令への反対者たちはCaliforniaの予算危機に次のような解決策を提唱しています。

大いに支出し、巨額の負債を抱えて、赤字は増税で補う！

California州はこのようにして220億ドルの負債を抱えるに至ったのです。Californiaの収入に問題はありません。支出が問題なのです。私たちはこの破綻した予算システムを修復するために、提案第76号が必要なのです。

提案第76号が教育支援を骨抜きにする、警察や消防による保護に害をおよぼすなどというあきれた主張に惑わされてはいけません。

今年の教育支援額は記録的な30億ドル増加となり、現在、州の一般財源支出の50%以上を占めています。提案第76号は、教育が州の資金援助の第一の優先事項であると定める、現行の州法を支持します。

提案第76号はハイウェイや道路建設に対し支払われた資金を守ります。

「提案第76号は法執行機関の特別基金を永久的に保護し、政治家が警察や緊急業務を削減できないようにします。」

David W. Paulson, Solano郡地方検事

提案第76号は、私たちの州がCaliforniaの家庭と同じ基本的ルールを日々の指針とすることを目指す、真の改革です。そのルールとは、収入以上の支出をしないことです：

- 過去3年間の会計年度の平均収入増加率に合わせて州の年間支出の増加を制限することにより、州の予算増加を管理します。
- 私たちの経済の健全性を脅かす、支出の自動操縦を止めます。
- 予算決定に関する「抑制と均衡」を確立します。収入が低下した場合に州議会が無駄な支出を削減しなければ、州知事がそれを行います。これは歴代のCalifornia州知事が準拠していた条項と類似したものです。

「76号へ賛成」— 予算を確実に均衡させます。

www.JoinArnold.com

SEBASTIAN EDWARDS, Ph.D.、経済学部教授
California大学、Los Angeles校

ALAN BERSIN、教育長官
California州

JON COUPAL、会長
Howard Jarvis納税者協会

公式表題および要約

作成：司法長官

選挙区改訂。州民発案による州憲法修正案。

- California州の上院、下院、国会、査定平準局の各選挙区を改定する手続きを修正する。
- 本法案が可決され、国勢調査が実施された後に、新規の選挙区改定プランを採択する場合は、立法界の指導的立場の人々を選出した3名の退職裁判官からなる委員会を必要とする。
- 委員会は、立法機関および一般の意見を考慮し、また公聴会を開催しなければならない。
- 選挙区改定プランは、委員会によって採択され、州務長官に申請された時点で効力を生じる。投票者がプランを否決しても、次の全州の予備または総選挙に適用される。
- 投票者がプランを否決した場合、手続きが繰り返されるが、否決されたプランのもとに選出された公職従事者はその任期を全うする。
- 採択された選挙区改定プランに対する裁判所による再審理を要求する期間として45日が認められている。

立法アナリストによる州および地方政府への予測される財政的影響の要約:

- 選挙区改定プランに関わる一回限りの費用。州が負担する費用総額は150万ドル以下で、郡が負担する費用は100万ドル程度である。
- 2010年以降に選挙区改定の活動費用が削減される可能性があるが、実質的な影響は投票者の決定に左右される。

立法アナリストによる分析

背景

California州在住者は10年ごとの連邦国勢調査で勘定される。毎回の国勢調査の後、公務員選出に使用される選挙区境界線を調整するための州議会がCalifornia州憲法に基いて召集される。このプロセスは、「選挙区改訂」（または「定数は正」）とよばれるものである。選挙区改訂の主要目的は、各選挙区の人口が「合理的に均等」となるよう選挙区を確立することにある。選挙区改訂の影響を受けるのは、州議会（上院および下院）、査定平準局（BOE）、米国国会下院の選挙区である。

通例では、選挙区改訂プランは立法手続に組み入れられ、議会での法案通過ならびに知事による署名をもって法律となる。これまでは、議会および知事が選挙区改訂プランの合意に達しなかった場合、California州最高裁判所が選挙区改訂の監督を務めた。

提案

本法案は州議会、BOE、米国国会California州下院議員についての選挙区改訂プロセス変更のためにCalifornia州憲法を修正するものである。

退職裁判官委員会。本法案は、選挙区改訂プランを策定するための連邦や州の退職裁判官3名（「特別補助裁判官」）からなる委員会を必要とする。本法案は、当該裁判官がこれまでに特定の政党の職に就いたことがないなど、複数の条件を満たしていることを要求する。（特別補助裁判官の選出手続についての詳細は枠内で説明）

選挙区境界線の要件。本法案は、選挙区境界線の画定について新しい要件を追加する。それらの要件は次の通りである。

- 州議会およびBOEについて、選挙区の人口格差は1パーセントを超えてはならない。
- 上院議員地区は2つの隣接した下院議員地区から成り、BOE地区は10の隣接した上院議員地区から成るものとする。
- 本プランにより、郡および市の複数選挙区への分割は最小限にとどめられなければならない。

さらに、境界線画定の際に、委員会が支持政党やそのほか特定の事情に関する情報を考慮することはできない。

計画。本法案が承認され、その後実施される各連邦国勢調査をうけて、委員会は次回の予備選挙および総選挙についての選挙区改訂プランを策定することが要求される。

立法アナリストによる分析 (続き)

承認手続。プラン策定において、委員会は公聴会を開いて一般および州議会からの計画提案を受けることができる。一旦、委員会が選挙区改定プランを全会一致で承認すると、当プランは次回予備選挙および総選挙に使用されることとなる。州務長官は投票者の判断を促すべく、総選挙の投票用紙に当プランを記載する。投票者が当プランを承認した場合、次に選挙区改定が必要となる時点まで使用される。当プランが否決された場合、別の委員会が任命され、次回の予備選挙および総選挙に向けて新しいプランを準備する。

資金。本法案は、州議会が委員会の活動を支援する資金を州議会予算（州憲法により制限されている）から

準備しなければならないことを規定する。これには、選挙区改定およびコンピュータ技術分野における、法律やその他の専門家の雇用も含まれる。委員会への資金は、2001年の選挙区改定時に州議会が使用した金額の半分（2010年国勢調査後に始まる物価変動に合わせて調整）を上限とする。本法案に基づく最初の選挙区改定プラン（本法案承認後、次回の予備選挙および総選挙に向けて策定される）に関する資金は、州の一般財源から提供される。

財政的影響

委員会費用の許容額。州議会は2001年の選挙区改定に約300万ドルを使用した。本法案は今後の選挙区改定活動における委員会の費用を、物価変動に合わせてながらその半分の額に制限するものである。よって、今後の各委員会に対する本法案に基づく許容額の上限は約150万ドルとなる。

選挙区改定への1回限りの費用。現行法に基づき、次回の選挙区改定プランは2010年国勢調査後までは策定されないこととなる。しかし本法案は、法案承認に続いて次回の予備選挙に使用する選挙区改定プランの策定を必要とする。この選挙区改定プランの追加により、委員会活動に総額150万ドル以内の州負担の費用が1度だけ発生する。さらに、新しい選挙区境界線の導入のために各郡も1回限りの費用を負担することとなる。これには100万ドル程度の費用が予想される。

今後の選挙区改定費用への影響。本法案に基づいた今後の選挙区改定プラン（2010年以降）の準備は、現行法と同じスケジュールで行われる。委員会の選挙区改定費用が本法案により制限されることで、各選挙区改定活動に対する州の支出総額が減少する可能性がある。その余剰分は既存の上限の範囲内で他の州議会支出に充てることができる。しかし、投票者が選挙区改定プランを否決した場合、新しいプランの策定と導入のために州および郡負担の追加費用が発生することになる。したがって、10年ごとの今後の選挙区改定費用への最終的な影響は、投票者の決定次第となる。

選挙費用。本法案では、選挙区改定プランは投票者による承認を必要とするため、プランが投票者用紙に記載される度に州および郡負担の費用が発生する。これらの費用はおもに選挙関連資料の準備および郵送に関連するものである。プランの承認は現行の選挙と統合できるため、本法案による費用の増加は少ないと思われる。

提案 77 号のもとで選挙区改訂委員会を選出するための主なステップ

1. 司法議会（裁判所システムの管理機関）は、委員会のメンバーを務める意欲のある退職裁判官のリストを収集する。それら退職裁判官は、以下の経歴があってはならない。
 - 特定の政党の職に就いたことがある。
 - 任命委員会の指名後、支持政党を変更した。
 - 特定の政治筋から過去1年間に収入を得た。
2. 司法議会は、ボランティアリストから24名の裁判官を無作為に選出する。二大政党は、同等の比率を保たなければならない。
3. 立法界の指導的立場である四名（与党、野党から二名ずつ）は、選出された要員の中から12名の裁判官を指名する。指導的立場である者らは、自らの政党とは異なる党に所属する裁判官を三名ずつ指名する。その後、各指導的立場にある者は、指名された裁判官を一名除外することができる。
4. リストに残っている指名された裁判官から、委員会のメンバーを務める三名を無作為に選出する。二大政党は、それぞれ少なくとも1名の代表者を確保しなければならない。
5. 選出された裁判官は、今後5年間、自らが画定した選挙区に立候補しないことや公的な仕事（司法関係や教職以外）に就かないことを書面で誓約する。

提案77号への賛成意見

今こそ説明義務が求められている！

提案77号：「投票者の権限拡大法」により、ついに、政治家は州民への説明義務を負うことになる。

- California州民に対する、公平な選挙区の保障。
- 立法手続きにおける、有権者の最終決定権。
- 特別利益団体の影響力低下および政治献金の減少。

提案77号に賛成：有権者に決定権を与えるべきである。

問題点：California州の問題の多い選挙制度では、党派の政治家が、自らの属する選挙区の境界線を画定する（個人的利益のためにタウンだけでなく、近隣地域の分割まで行う）ことが可能となっている。結果：競争率が高くなり、再選が保証されるよう、また有権者への説明義務が課されないように、現職議員が選挙区を不正に操作しているため、政治家は有権者に対する説明義務がない。

かつては、有権者が政治家を選んでいて、だが現在では政治家が有権者を選んでいて、これが公正な事態だといえるだろうか。

「California州議員は、州下院議員定数80、州上院議員定数20、国会議員定数53、総定数153である自らの選挙区の画定に非常に長けている。理論的にいって、昨年11月（2004年）の議席獲得はまったく簡単なものであり、誰一人として政党を変った者はいなかった。」

2005年3月11日付Wall Street Journal

政治家は有権者に対しての説明義務を負わず、特別利益団体の選挙運動の献金者に対してのみ説明義務を負っている。

これこそが、記録的な赤字、予算配分の不均衡、抑制不可能な支出、増税の必要性が年ごとに悪化している原因である。

教育の向上、無駄な政府支出の削減、官僚主義の廃止、均等な予算配分に、議員が本気で取り組み、状況は好転するはずである。だが、これは、我々の選出した議員が我々の声に耳を傾けるようになるで、実現しないだろう。現行の制度の下では、議員が耳を傾けるのは、彼らの選挙活動の献金者に限られている。今こそ変革を実行するときである。

提案77—超党派的な投票者の権限拡大のための解決策

1. 新たな選挙区改定プランについて、有権者が投票できるよ

うにする。これにより、California州民の影響力を拡大し、特別利益団体の影響力を縮小させる。

2. 競争力があり公正な選挙区境界線を確保するため、(特定の政治路線を持たない超党派のプロセスによって選択された)退職裁判官からなる委員会によって、厳密なガイドラインに沿った新たな選挙区境界線を画定するようにする。
3. 有権者はその境界線について、承認または否認することができる。これにより、我々California州民の選挙への関与を実現できる。
4. ここで、再び、地域およびコミュニティが問題となる。現職議員が、自らの再選を保証する目的で、タウンや地域を分割し、自分の選挙区を決定できないようにする。

提案77は、良識的なものであり、超党派的な解決策である。以下の効果が期待される：

- California州の有権者に対する、公正かつ競争力のある選挙の保証。
- 立法手続きにおける、有権者の最終決定権。
- 政治家に対する説明義務の強制。
- 政治献金の影響力低下。

今こそ実行のときである。何年も変革への反対、過剰な支出、閉塞状態を続けてきた、二大政党のリーダーは、政治家に自らの選挙区決定を許してきた選挙区改定は改革が必要であり、これが公益と私利の衝突となっているため変革すべきであると、今年になってついに認めた。

今こそ改革実行のチャンスである。以下の効果をもたらす提案77号への賛成票をお願いします：

- 政治家に対する説明義務の強制！
- Sacramentoの浄化。
- 党政治の縮小化。
- 州民に選挙を管理する権限を戻す。

EDWARD J. “TED” COSTA, 最高責任者
州民代弁者団体

ARNOLD SCHWARZENEGGER, 州知事
California州

JOHN A. ARGUELLES, 元California州最高裁判所裁判官

提案第77号の賛成意見に対する反論

提案77号の提唱者たちは、有権者に、状況が好転すると信じ込ませようとしている。

だまされてはいけない！

特別利益団体は、特別選挙を要求し、欠点だらけの選挙区改定スキームを投票にかけるため、数百万ドルを費している。

実際に、2つの裁判所および3人の裁判官によって、すでに、この法案についての投票を実施すべきではないとの判決がでていいる。この判決によると、提唱者たちが通常よりも5年早く選挙区改定および定数は正を実施することは、法律違反である。

この問題の多いプランでは、政治家に説明責任を課することはできない... 提唱者は、特定の裁判官を選んでいいる！

これは、但し書きの部分を読めばわかるはずである。

- 1) 提案77号は、選挙区改定プランの実施前に、これを拒否する有権者の権利を奪うものである。
- 2) この選挙区改定のためのいわゆる「独立した」裁判官たちは、政治家によって意図的に選ばれたものである。
- 3) 有権者がこうした選挙区改定プランを否認するたびに、納税者は莫大な費用を負担することになる。

4) すべてが、投票で選ばれたわけでもないたった三人の裁判官からなる小委員会決定される。

5) この問題の多いアイデアが、我々の憲法に組み入れられる。

政治家は、過去25年間において、四度も、選挙区改定スキームを通過させようとしている。しかし、有権者の答えは否であった... 四度ともである。

提唱者は、有意義でわかりやすいプランでなく、この不公平かつ非民主主義的な選挙区改定法案を提出しているのである。

提案77号に反対投票してください。この提案は状況を悪化させるだけです。

www.NoOnProposition77.com

DANIEL H. LOWENSTEIN, 元委員長
California州公正政治慣習委員会

DEBORAH BURGER, 会長
California看護婦協会

HENRY L. “HANK” LACAYO, 州代表
California高齢者団体

提案第77号に対する反対意見

提案77号は状況を悪化させる

政治家は、状況に打開策を見出せなくなるたびに、新しいスキームをでっち上げてルールを変更しようとする。政治家は、過去25年間において、四度も、選挙区改定スキームを通過させようとしているが、そのたびに有権者は否と言ってきた!

今回、彼らのプランによって、納税者は莫大な費用を負担することになり、三人の裁判官および二つの裁判所は、これについての投票を実施することは違法であると判定している。

だまされてはいけない! 詳細についての規定を参照のこと。この不公平かつ非民主主義的な選挙区改定スキームは、抜け穴だらけである。

大きな問題点:

- 1) 選挙区改定プランが実施される前に、これを否認する有権者の権利を奪うものである。
- 2) 政治家は自らのために自らの選挙区を決定する目的で、裁判官を選ぶ。
- 3) 提案77号は、納税者が選挙区改定プランを拒否するたびに、彼らに莫大な費用を負担させるものである。
- 4) 投票で選ばれたわけでもないたった3人の裁判官がすべてを決定する。これは、公正でもなければバランスの取れたものでもない。
- 5) この実行不可能なスキームが我々の憲法に組み入れられる! プランは、有権者の承認を得ずに実施される

提案の選挙区改定プラン77号は、有権者の承認なしに自動的に実施される。これでは順序が逆である。有権者は、プランが実施された後ではなく、その前に承認すべきである。有権者が意見を述べるときには、後の祭りとなってしまふ。なぜ、提唱者は、有権者によるプランの承認を先に行わないのか。

それは政治家が依然として主導権を握っているからである

提案77号の下では、議会の議員によって、彼らの選挙区を画定するための裁判官が選出される。政治家は、二重に利益を得るわけである。すなわち、有権者を選択する権利を保持しつつ、その責任は裁判官に押し付けることができる。これでは、政治家の説明義務はありえない!

選挙費用の増大

有権者が選挙区改定プランを否認する場合、全体の手続きが一からやりなおしとなる。新しい裁判官、新しいプラン、さらなる選挙、さらなる派閥争い、そして何百万ドルもの税金の無駄遣いが発生する。これが選挙のたびごとに... 際限なく続く

提案第77号の反対意見に対する反論

提案77号「投票者の権限拡大法」の反対者は、既得権を有する政治家および現在の体制を守るために必死だ。彼らは、これまで同様、提案77号を今年の投票内容としないために、有権者の声に耳を傾けずにするむよう、反論している!

提案77号は、現在、不正な選挙制度をコントロールしている政治家および特別利益団体の権力を、有権者に戻すためのものである。有権者は最終決定権を与えられることになる。

事実上、政治家が選挙での勝利を保証されていれば、彼らは有権者に対して説明義務を負うことはない。提案77号は、この問題を解決するとともに、California州の選挙制度を改善し、すべての有権者の意見を公平に反映させるためのものである。

提案77号の反対者は、論点をそらすための反論を行っていることに注意すべきである。以下の重要な事実を留意すべきである:

- 反対者は、競争力を問われる選挙を望んでいない。反対者は、現在の体制維持に努めており、自らの権力を守るために必死である。
- 反対者は、政治家がCalifornia州の労働世帯に負担を課すことで、その特別利益団体を守り続けることを望んでいる。
- 選挙区改定プランについての有権者の承認は定期的に開

可能性がある... 有権者が最終的に承認するまで続き... すべてが納税者の負担となる!

たった3人の説明義務のない裁判官に与えられる過剰な権力 この選挙区改定スキームは、3500万人のカリフォルニア州民の将来を決定するにあたり、三人の退職裁判官に対し過剰な権力を付与する。これらの投票で選ばれたわけでもない裁判官は、有権者の意思をひっくり返すことを何とも思っていない。

このような形で憲法改正を行うことは許されない 提案77号は、我々の憲法を改正するものである。しかし、憲法は、California州の将来を実験する場ではない。神聖な書類を使った政治ゲームが行われようとしている。

州の大部分の地域において、適切な代表選出ができなくなる 提案77号の下では、三人の裁判官がすべて同じ地域の出身者であることもありえる。これが公正といえるだろうか。例えば、三人の北部California出身の裁判官によって、南部Californiaのコミュニティが分裂させられることがあるかもしれない。また、その逆もありうる。Central Valleyの有権者のための選挙区改定委員会の代表者が一人も存在しないということもありうる!

これによって、水の使用权および交通機関への助成金などの地域的な問題にどのような影響が生じるだろうか?

なぜ今これが行われようとしているのか? 彼らの真意は何なのか?

選挙区改定の実施は、国勢調査によってCalifornia州の人口が新たに規定された後となる2011年まで予定されていない。それにもかかわらず、特別利益団体は、この再編成プランを特別選挙にかけるために、何百万ドルも費やした。彼らの真意は何なのか?

我々は、政府改革を必要としている。だが提案77号はそれに対する回答ではない。

提案77号に反対投票してください。これによって、状況が良くなることはありません。

www.NoOnProposition77.com

DANIEL H. LOWENSTEIN、元委員長
California州公正政治慣習委員会

JUDGE GEORGE H. ZENOVICH、第5上訴地方裁判所、
退職陪席裁判官

HENRY L. "HANK" LACAYO、州代表
California高齢者団体

催される選挙で行われるため、反対者の言う莫大な選挙費用の発生というのは間違いである。

提案77号は、簡潔かつわかりやすい提案である:

- 退職裁判官による超党派委員会は、州議会および国会のための新たな、公正な選挙区の境界を確立する。
- 反対者は、政治家がCalifornia州の労働世帯に負担を課すことで、その特別利益団体を守り続けることを望んでいる。
- 公正な選挙区とは、競争のある選挙を指す。競争のある選挙によって、我々の選出した代表者は、選挙運動の献金者だけでなく、市民の声に耳を傾けるようになる。

有権者に最終決定権を与える以上に公正なことではない!

提案77号に「賛成」投票してください。州民の発言力を取り戻しましょう。

JOHN KEHOE、政策責任者
California州シニア提唱者連盟

JULIE VANDERMOST、代表者
California州女性指導者協会

NATIVO LOPEZ、代表者
メキシコ系アメリカ人弁護士協会

処方薬の割引き。州民発案による制定法。

- Californiaヘルスサービス部門の監視下で、処方薬割引きプログラムを設置する。
- 一定の低・中所得層のCalifornia州の居住者が、処方薬を割引き価格で購入できるようにする。
- 当該部門に以下の権限を与える。プログラムに参加する薬局と事前交渉で合意した割引き価格で処方薬を販売する契約を締結する。プログラムに参加する製薬会社と払い戻し協約について交渉する。
- 15ドルの年間申請手数料を課す。
- 製薬会社の払い戻し分を支払う預託金用の州基金を創設する。
- 当該部門は、資格リストを基に住民の認定資格を即座に決定する必要がある。
- 一般への浸透を促すためのアウトリーチプログラムを認める。
- 特定の条件のもとで、プログラムを終了することができる。

立法アナリストによる州および地方政府への予測される財政的影響の要約:

- 新規の医薬品割引きプログラムの管理費およびアウトリーチ活動費として、一回限りおよび継続的に州が負担する費用は、年間数百万から2-3千万ドルに上る可能性がある。こうした費用の大部分は、州の一般財源によって負担されるものと考えられる。
- 州が負担する費用は、州が医薬品の払い戻し分を回収した時点と、消費者が利用した医薬品の割引き分を薬局に支払う時点との資金の差額を補うため、2-3千万ドルに上る可能性がある。製薬会社からの払い戻し分の前払いで補充されないかかる費用は、州の一般財源が負担するものと考えられる。
- 金額は不明であるが、医薬品に割引きが適用されることにより、州および郡のヘルスプログラムの費用が大幅に削減される可能性がある。
- Californiaで販売される医薬品の価格および品質の変化によって州の収支に与える影響は不明である。

立法アナリストによる分析

背景

処方薬の保険適用。現在、州や連邦プログラムには、資格を有する者に対する処方薬の保険適用が実施されているものもある。ヘルスサービス部門（DHS）が管理する州のMedi-Cal Programは、低所得世帯の子供や成人に対して処方薬を提供している。州のManaged Risk Medical Insurance Boardは、Medi-Calの対象外となる低、中所得世帯の子供達に処方薬を提供するHealthy Families Programを管理している。

2006年1月より、連邦政府は高齢者や身体障害者を対象とした連邦のヘルスプログラムであるMedicareの加入者に対して、処方薬の保険適用を開始する。（Medicareに加入しているMedi-Cal加入者もこの対象に含まれる。）このほかの、州または連邦資金によるさまざまなプログラムにおいても、指定を受けた個人に対する薬剤費の部分的補助、または全面的補助が提供されている。

さらに、多くのCalifornia住民は民間保険に個人で加入するか、雇用主、または家族の雇用主から提供を受け、処方薬に対する保険適用を受けている。

医薬品割引きプログラム。Californiaほか複数の州では、民間組織と製薬会社が医薬品割引きプログラムを設置している。これらのプログラムは、医薬品を保険適用する州や連邦のプログラムへの加入資格がない者を含む特定の消費者に対し、割引き価格での処方薬の購入を補助するものである。たとえば、現行のCalifornia州法では、小売薬局はその薬局のMedi-Calプログラム参加の条件として、Medicareに加入している高齢者および身体障害者に対して処方薬を割引き価格で販売することが規定されている。

提案

この提案は、特定の州居住者が薬局で処方薬を購入する際の費用を削減するための、新たな州の医薬品割引きプログラムを策定するものである。本法案の概要は次の通りである。

立法アナリストによる分析 (続き)

割引きカードプログラム。新しい医薬品割引きプログラムでは、資格を有する者は薬局での医薬品購入の際に割引きを受けるためのカードを取得できる。本プログラムは、世帯の所得が連邦政府の定める貧困レベルの300パーセント（個人では約2万9千ドル、また4人家族では約5万8千ドル）にあるか、またはそれを下回る世帯のCalifornia州在住者を対象とする。Medicareの加入者も、Medicareで保険適用されない医薬品についての割引きカードを取得することができる。民間の健康保険、Medi-Cal、Healthy Families Programsや、その他の州または連邦資金の援助を受ける公共プログラムから医薬品の保険適用を受けている者は、この新しい医薬品割引きプログラムに加入することはできない。医薬品を保険負担するこれらの民間または公共の制度の加入を中止した後、通常最低3ヶ月間は医薬品割引きカードを取得できない。

新しい医薬品割引きプログラムはDHSが管理し、DHSは民間業者と契約して協力を得る場合もある。加入者は15ドルの年間手数料を支払うことで当プログラムに登録され、その後同額の年間手数料を支払い更新される。資格を有する者は、医薬品割引きプログラムに参加しているすべての薬局、医院、クリニックでいつでもプログラムに加入、もしくは再加入できる。新規加入および更新はインターネットのウェブサイトもしくは電話センターからも申請できる。DHSは申請を審査し、通常4日以内に資格を有する者に医薬品割引きカードを郵送する。

新しい医薬品割引きカードの所持者に対して割引き価格を実現するために、州は2種類の割引き方法について検討する。第一に、本プログラムへの参加を自主的に決定した薬局は、州との事前交渉で合意した割引き価格でカード所持者に処方薬を販売することに同意する。さらに、薬局は州が製薬会社と取り決めたすべての払い戻し金に基づいて価格をさらに割引きする。（この2番目の割引きについては、州は製薬会社から回収した払い戻し金を後で薬局に返済する。）

プログラムが機能するうえで十分な割引きを得られないと判断した場合やプログラム加入者が極端に少ない場合、DHSがプログラム運営に協力する業者を確保できない場合は、DHSは医薬品割引きプログラムを終了することができる。

医薬品割引きプログラム。本法案は、製薬会社とそのほかの民間団体によって運営される医薬品割引きプログラムとの合意を結ぶことをDHSに指示し、消費者が特定の

医薬品を購入する際に、利用できる最も率の良い割引き割引きカードによって自動的に提供されるようにする。

アウトリーチへの取り組み。本法案は、州民に新規の医薬品割引きプログラムについての情報を提供するアウトリーチプログラムの実施をDHSに指示する。

提案第79号の関連条項。今回の投票の提案第79号もまた、州の新しい医薬品割引きプログラムを策定するものである。提案78号と79号の主な相違点は、図1に示すとおりである。

投票者の承認を受けた提案の特定条項が別の承認を受けた提案の特定条項と対立する場合、より賛成投票数の多かった法案の条項のみが実施されることが州憲法で定められている。提案第78号は、本提案がより多数の賛成投票を得た場合、その条項が欠くことなく完全な形で実施され、また提案79号のように競合する法案のいかなる条項も実施されないことを明言する。

財政的影響

本法案は州および地方自治体に多くの財政的影響を与えることが予想される。支出もしくは節約となる可能性のある主な要因のいくつかを以下に述べる。

管理およびアウトリーチ活動への州負担費用。DHSは、本提案で策定する新しい医薬品割引きプログラムの実施に向けた管理およびアウトリーチ活動に、継続的な費用に加えて多大な立ち上げ費用を負担することとなる。

これには次の管理費が含まれる：

- 運営に必要な新しい情報技術システムなどの新規プログラムの設置。
- 医薬品割引きカードの申請者を受け付けるインターネットのウェブサイトおよび電話センターの運営。
- 医薬品割引きカードの新規申請および更新の手続き。
- 製薬会社との払い戻しに関する交渉および回収と、薬局への払い戻し金の前払い。
- 州の医薬品割引きプログラムと民間の医薬品割引きプログラムの調整。

州はここに提案したアウトリーチ活動に対し、この医薬品割引きプログラムについて消費者の周知をはかるためのラジオ、テレビ広告や資料、その他の広報活動の費用などの追加費用も負担することとなる。

総額では、年間約数百万から数千万ドルの管理およびアウトリーチ費用が州の負担となる。正確な財政的影響は、主に、アウトリーチ活動の範囲と医薬品割引きプログラムに加入する消費者の数に左右される。

立法アナリストによる分析 (続き)

図1 提案78号と79号の主な相違点		
	提案第78号	提案第79号
認定資格条件の概要	<ul style="list-style-type: none"> 世帯所得が連邦政府の定める貧困レベルの300パーセントにあるか、それ以下のCalifornia州在住者。(個人の年間所得が約2万9千ドルで、4人家族の年間所得が5万8千ドル。) そのような条項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯所得が連邦政府の定める貧困レベルの400パーセントにあるか、それ以下のCalifornia州在住者。(個人の年間所得がおよそ3万8千ドルで、4人家族の年間所得が7万7千ドル。) また、医療費が家計所得の5パーセントがそれ以上かかる者が家族にいる。
保険適用から除外される者	<ul style="list-style-type: none"> Medi-Cal、Healthy Families、民間の健康保険、あるいは州や連邦の資金によって援助されているヘルスプランや医薬品割引きプログラムにより外来薬剤費用負担の保険適用を受けている者(Medicareの受益者以外)。 医薬品割引カードの申請の3ヶ月前に、ほかの保険適用を受けていた者。 	<ul style="list-style-type: none"> Medi-CalやHealthy Familiesにより処方薬の外来薬剤費用負担の保険適用を受けている者(Medicareの受益者以外)。 そのような条項なし。
申請と更新料	<ul style="list-style-type: none"> 年間15ドル。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間10ドル。
製薬会社から払い戻し金を取得する方法	<ul style="list-style-type: none"> 製薬会社との交渉。 そのような条項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 製薬会社との交渉。 医薬品に関する払い戻し金を取得する目的で、新しい医薬品割引きプログラムをMedi-Calに連携する連邦政府の承認が必要。
企業、労働組合の援助	<ul style="list-style-type: none"> そのような条項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の企業と労働組合を援助する医薬品割引プログラムを設置する。
処方薬諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> そのような条項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品の費用とその入手方法を再検討するために、9名のメンバーで構成される委員会を新たに設立する。
医薬品不当利益行為を取り締まる法律に対する訴訟	<ul style="list-style-type: none"> そのような条項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 製薬会社が医薬品の販売によって不当利益行為を行なうこと民事違反行為と見なすことができるように州法を変更する。

立法アナリストによる分析 (続き)

これらの費用は、(1) 本法案により設立される新規の特別基金からこの目的に使用可能な資金、(2) この目的に対する民間からの寄付、(3) プログラムで徴収する加入費の一部により、部分的に相殺することが可能である。アウトリーチ活動に対して、継続的に州に寄せられる寄付金の額は定かではない。使用可能な特別基金や、州が徴収する手数料収入の額もまた定かではない。以上の事項を考慮すると、本プログラム費用の大部分は一般財源によって賄われるものと思われる。

「フロート」費用。本法案では、州は、薬局に医薬品を割引きした額の一部を返済することを要求される。この返済金は、州が製薬会社から受け取る払い戻し分の割引きに対するものである。

薬局への返済は、州に対する請求申請から2週間以内に行われなければならない。一方、製薬会社は、本法案により最低四半期ごとに払い戻し金を州に支払うよう求められる。これは、州が製薬会社からの払い戻し資金を調達する前に、薬局へ払い戻し分を支払う場合が多くなることを意味する。さらに、払い戻しについて支払い義務のある実際の金額に関して争議が発生すると、製薬会社の州に対する払い戻し資金の支払いがさらに遅れることになる。

州が払い戻し分を回収する時点と、州が薬局に支払いを行わなければならない時点で常時発生するこのような資金の差額をフロートと言う。フロートの費用は定かではないが、本プログラムへの加入者数の規模によっては数千万ドルに上る可能性がある。フロート費用は、主に、この新規プログラムの立ち上げ時の数年間に発生するものと思われる。プログラムが完全に軌道に乗った後は、製薬会社から回収した払い戻し分は薬局への返済に十分足りるはずである。

本法案は州が製薬会社と同意契約を結び、事前にいくらかの払い戻し資金を回収することを許容している。

このような前払いによって州が得る資金額は定かではない。払い戻し分の前払い額を上回るフロート費用は、州の一般財源が負担するものと考えられる。

州および郡のヘルスプログラムに対する経費削減の可能性。本提案に基づいて策定される医薬品割引きプログラムは、州および郡がヘルスプログラムに負担する費用を削減する可能性がある。

このような医薬品割引きプログラムによる割引きがない場合、医薬品の保険適用を受けない低所得者の一部は処方薬の購入を見合わせるかもしれない。治療されなかった病状が原因で結果的に入院が必要になる場合があり、それがMedi-Calプログラムの費用負担を増加させるのである。また、このような割引きがないために高価な医薬品を購入して資産を「すり減らし」、Medi-Calの資格を得る者もいるかもしれない。医薬品割引きプログラムによる正確なMedi-Calプログラムの経費削減額は定かではないが、プログラムに多数の消費者が加入すれば多大なものとなるだろう。

また同様に、医薬品割引きプログラムの提供が、州の他のヘルスプログラムの費用を削減する可能性もある。薬物治療を必要とする低所得者の医薬品購入の自己負担額を低減させることで、彼らは郡の病院やクリニックに頼ることが少なくなり、郡の貧困者救済に対する経費も削減することができる。これらの潜在的な経費削減の程度は定かではない。

その他の財政的影響。本法案はCalifornia州で販売される処方薬の価格と量に影響を与えると思われる。ひいては、消費者の手取り収入とならび、製薬会社や被雇用者にヘルスケアを提供する事業者の課税対象利益にも影響を与えることとなる。これらの変化は州の収入に影響する。また、販売される医薬品の価格と量の変化は、州の支出にも影響を与える。州の収支に対するこれらの要因の最終的な影響は定かではない。

提案78号への賛成意見

提案78号は、高い処方薬代を支払っているCalifornia州民に対し、ただちに真の援助を提供するものである。提案78号は、すぐに効果を発揮できる、実績のあるプログラムであり、数百万人もの高齢者や低所得者などの保険に未加入のCalifornia州民にとって不可欠な処方薬の割引を提供する。

Cal Rxとして知られている提案78号は、国内で最高の処方薬割引プログラムをCalifornia州民に提供する。これは、対象となるすべての処方箋について平均で31%、消費者に15ドル31セントの値引きを行う、Ohio州で既に実施され成功しているプログラムに改良を加えたものである。すべての処方薬大手製薬会社がこのOhio州のプログラムに参加している。

「このプログラムによって救われました。私の家では、夫の心臓病のための処方薬に払う費用が毎月150ドル減りました。私たちにとっては奇跡のような出来事です。」

Robin Ford, Ohio州Canton

提案78号は、このOhio州のプログラムを改良したものである。California州ヘルスサービス部門は、提案78号によって制定されるCal Rxプログラムは、対象となる数百万人のCalifornia州民に40%以上の値引きを実施できることになるだろうと述べている。州議員は、Cal Rxの処方薬価格は、カナダの処方薬価格にもひけをとらなくなるだろうと語っている。

提案78号の内容は以下のとおりである：

- このプログラムは、高齢者および世帯の年収が5万8千ドル以下の保険未加入者を対象とする。
- 製薬会社がCalifornia州民への市販価格の最低額にて、Cal Rxプログラムへ処方薬を提供し、薬局がさらに値引きを行う。州議員によると、平均の値引き率は通常の市販価格の40%引き以上になるといふ。
- 提案78号により、さらに、州民は新規および既存の無料医薬品プログラムが利用しやすくなる。つまり、消費者はさらに費用を節約できるようになる。
- 登録は簡単である。州民は、最寄りの薬局で申し込みを行うことができる。
- 提案78号の実施には、大げさな政府の官僚組織を必要とし

ない。値引きは、コミュニティにおいて、患者に対して直接行われる。

- 提案78号では、政府の決定したリスト上のものだけでなく、すべての医薬品が値引きの対象である。

「提案78号は、現在、低価格で処方薬を購入することのできない数百万人のCalifornia州民に真の希望を与えるものである。我々は、援助を必要とするすべてのCalifornia州民が処方薬を購入できるようにすることを望んでいる。提案78号はこれをかなえるものである。」

Rick Roberts, HIV/AIDS患者、活動家

提案78号は二大政党の支持を得ている。また、合衆国内の高齢者、患者、納税者および中小企業事業者を代表するグループに支持されている。Los Angeles Timesのニュース記事によると、提案78号は、「国内でも最も大規模な値引きサービスを提供する。」と言われている。

提案78号は、直ちに真の援助をもたらすものである。本提案を迅速に実施し、処方薬の大幅な値引きを開始することにより、California州の高齢者、低所得者、保険未加入者を援助することができる。

処方薬値引きに関する二通りの提案が投票にかけられるが、提案78号のみが効果を発揮するものである。もう一方の提案と異なり、提案78号は連邦政府の承認が不要であり、より広範囲の医薬品について値引きが実施でき、大規模な政府の官僚組織が不要で、公判弁護士による多額の訴訟発生することもない。

高齢者、納税者、消費者、患者の代弁者、ヘルスケア従事者、および中小企業事業者の方々、提案78号に賛成投票してください。

KRISTINE YAHN, RN, エグゼクティブディレクター
California患者ケアの会

CAROLYN PETERSON, RN, MS, AOCN,
管理責任者
コミュニティホスピス

DORIS LUNA, RN, 小児がん専門看護師
UC Davisメディカルセンター

提案第78号の賛成意見に対する反論

なぜ、California州民は高い医薬品代金を払わなくてはならないのか。それは、提案78号を資金援助している製薬会社が、高い価格を設定しているからである。

製薬会社が自発的に値引きを行うことを望んでいるとすれば、州民発案、あるいは新たなプログラムなど実施せずとも、製薬会社が今日からでも値引きを行うだろう。

- 提案78号の値引き率はこれまでより低く、対象となる州民数は少なくなる。また、78号では州は値引きを強制できない。この方式は、California州において既に失敗したものである。
- 提案79号は、納税者に対して数十億ドルの節約となっている、既存の体制を土台としている。これは、より多くのCalifornia州の中程度および低所得者に、実行可能で、より大規模な値引きを行うものである。

提案78号は、California州およびその他の地域で失敗に終わった方式を採用している。

2001年に、California州は、製薬会社の自発的な価格下げに依存するGolden Bear State Pharmacyを設立した。州は、参加に合意する製薬会社がほとんどいなかったため、これを閉鎖した。

提案78号は、失敗したこの方式と同じアプローチを採用している。

提案78: 値引き率の低下、対象者の減少、強制力なし

提案78号では、値引きを行わなかった場合に製薬会社には何の罰則も課されない。また、製薬業界は、提案78号を、これに参加しないことによって、いつでも無効にすることができる。提案78号では、どんな医薬品も、またましてやすべての医薬品を値引きする必要はなく、その値引き率はこれまでより低く、対象者は減少する。

だまされてはいけない：提案78号が提案79号よりも多くの票を獲得するということは製薬会社の勝利、California州の敗北となる。

このため、提案78号を通過させ、提案79号を否認させるために、製薬会社は5千万ドル以上の資金を提供している。また、このために、消費者、高齢者、労働組合、看護師、医師らは提案78号に反対し、79号に賛成しているのである。

BARBARA A. BRENNER, エグゼクティブディレクター
乳がん予防の会

RAMÓN CASTELLBLANCH, 政策アドバイザー
高齢者支援ネットワーク

KATHY J. SACKMAN, RN, 会長
California州看護師協会

提案第78号に対する反対意見

医薬品の圧力団体は、公正な医薬品価格のための真の解決策を阻止するために、これまでにない金額を費やしている。

提案78号は、論点をそらすために策定されたものであり、消費者、ヘルスケア、および高齢者のグループによって提案された真の値引き解決策である提案79号を阻止するために、処方薬の圧力団体から数千万ドルもの資金が提供されている。彼らのシニカルな戦略においては、両法案が過半数を獲得した場合、より多くの票を獲得したほうが立法化される。

新聞記事は、GlaxoSmithKlineからの850万ドルの献金は、「企業からCalifornia州選挙への最大の献金額であろう」と報じている。製薬会社は7月中旬までに提案78号に対し、5千万ドルを寄付している。これは、California州の歴史において、最も高額な州民発案による選挙運動となる勢いである。

製薬業界の議案通過運動を率いる、米国研究製薬工業協会バイスプレジデントJan Faiksは、Los Angeles Timesに対し、「製薬業界は[提案79号]を拒否するためなら「いくらでも」献金をするだろう」と語った。

提案78号は、製薬会社の自発的な値引きに依存：失敗が目に見えているプランである

提案78号は、製薬会社の自発的な価格値下げに依存しており、California州はこのプログラムを強制することができない。

California州は、2001年にこの自発的方式の実施を試みている。高齢者に対し処方薬の自発的な割引を提供するため、Golden Bear State Pharmacyが計画された。500以上の製薬会社が参加を促されたものの、同意したのは14社だけであった。この方式が不成功であったことから、州知事のSchwarzeneggerはこのプログラムを中止した。

ニュース報道によると、製薬会社は、このGolden Bear State Pharmacyに参加しなかった理由として、仮に参加したとすれば、California州の高齢者に提供するのと同様の払い戻し資金を連邦政府に対して提供せざるを得なくなると述べている。製薬会社は、四年が経った今、この考えを改めたのだろうか。我々は、現時点で製薬会社の自発的な価格値下げに任せられるのだろうか。答えは否である。

提案第78号の反対意見に対する反論

提案78号は、消費者に大幅な値引きを提供するOhio州の成功したプログラムに基づいている。Ohio州では、すべての大手製薬会社が参加している。提案78号は、Ohio州のプログラムに改良を加えたものであり、これよりもさらに大規模な値下げを実現する。

反対者でさえも、提案78号は、消費者にとって40%の値下げをもたらす可能性があることを認めている。なぜなら、これは、すでに実施されているプログラムを採用したものであり、提案78号は、長期にわたる裁判手続きを必要とするものではないからである。提案79号とは異なり、提案78号は、連邦政府の承認が不要である。提案78号は、ただちに実施することが可能であり、California州の数百万人の高齢者、低所得者、保険未加入者を高額な処方薬費用から救うものである。

また、Golden Bearプログラムとの比較は、的外れである。このプログラムは問題が多く、California州民に最大規模の値引きを可能にするためには連邦のルールの下では実行不可能であったため、州によって廃止された。提案78号は、まさにこの問題を修正するために作成されたものである。

今年、Schwarzenegger政府は、民主党と協力して、州議会で一致団結し、提案78号に規定されているCal Rxプログラムの支持にのりだした。

提案78号の割引は、いつでも無効になりうる

医薬品の圧力団体は、自発的な価格値下げに応じる製薬会社があまりに少なかった場合には、値引きプログラムを廃止することができる規定を提案78のなかにしのびこませている。

州民発案において述べられているように、提案78号は、参加する製薬会社の数があまりにも少なかった場合や値引きが十分でなかった場合、あるいは参加する消費者があまりにも少なかった場合、いつでも廃止することができる。

この間違った提案は阻止すべきである。この規定は製薬会社によって採用されたものであるため、製薬会社はいつでもこのプログラムを廃止でき、利潤を確保することができるのである。

割引対象者数の減少、割引率の低下

提案78号は、提案79号に比べ、その半分のCalifornia州民しか値引きの対象にならない。提案78号は、十分な医薬品保険のないがんや糖尿病の患者などの高額な医療費や、慢性的な病を抱える多数の保険未加入のCalifornia州民に対して、割引を提供しない。

提案78号によって提供される値引きは、製薬会社が定める「最低購入価格」に基づくものである。こうした値引きは、15パーセントから40パーセントまでにすることができ、提案79号の値引きと比べ、大幅に少ない。

高額な医薬品への真の解決策を阻止しようとする製薬業界が論点をそらすために提案している、提案78号に反対投票してください。

代わりに、公正な処方薬価格を実現するため、提案79号に賛成投票してください。

NANCY J. BRASMER、会長

アメリカ退職者California同盟

RICHARD HOLOBER、エグゼクティブディレクター

California消費者同盟

JACQUELINE JACOBBERGER、会長

California州女性有権者連盟

一部の議員が特別利益団体の圧力に屈して、議会でCal Rxが廃案になることがなければ、California州民は、医薬品の割引を受けることになってはいたはずである。

反対者たちは、提案78号は製薬会社によって無効にされる可能性があると同様指摘をしている。例えば、連邦の法律が変更した場合、California州民にとってより良い新しいプログラムが実施された場合などに、プログラムを廃止できるのは、州のみである。

提案78号は、高齢者、納税者、中小企業事業者、消費者、ヘルスケア代弁者、および患者グループを代表するいくつかのグループにより支持されている。この提案は、処方薬価格に関し、数百万人のCalifornia州民に対してただちに真の援助を与えるものである。提案第78号に賛成投票してください。

TOM MURPHY、代表

California州関節炎財団理事会

RUSTY HAMMER、代表

Los Angeles地区商工会議所

JAMES S. GRISOLIA, M.D.シニアバイスプレジデント

San Diego地区てんかん協会

公式表題および要約

作成：司法長官

処方薬の割引き。州の協定による払い戻し。 州民発案による制定法。

- 所得関連の基準を満たす Californian 住民に対して処方薬を割引き価格で提供する。資金は、Californiaヘルスサービス部門が交渉する参加製薬会社からの払い戻しによって調達される。
- 治療薬に相当しない医薬品を除き、このプログラムに対してMedicaidの最低価格を提供しない製薬会社とMedi-Calの契約を結ぶことを禁止する。
- 払い戻しは、州の資産部の基金に預託され、薬局への割引き分の払い戻しおよび管理費用の相殺のためだけに使用しなければならない。
- 払い戻し資金の少なくとも95%が割引き用資金に使用されなければならない。
- 監視役員会を設置する。
- 記載のとおり、処方薬を利用した不当利益行為を違法とする。

立法アナリストによる州および地方政府への予測される財政的影響の要約:

- 新規の医薬品割引きプログラムの管理およびアウトリーチ活動費として、一回限り、および継続的に州が負担する費用は、年間2-3千万ドルに上る可能性がある。こうした費用の大部分は、州の一般財源から負担されるものと考えられる。
- 州が負担する費用は、州が医薬品の払い戻し分を回収した時点と、消費者が利用した医薬品割引き分の資金を薬局に支払う時点の資金の差額を補うため、2-3千万ドルに上る可能性がある。製薬会社からの払い戻し分の前払いで補充されないかかる費用は、州の一般財源が負担するものと考えられる。
- 州のMedi-Cal払い戻し契約および新規の医薬品割引きプログラムの関連条項の制定により、大幅な純費用または節約の可能性があるがその金額は不明である。
- 金額は不明であるが、医薬品に割引きが適用されることにより、州および郡のヘルスプログラムの費用が大幅に削減される可能性がある。
- 薬品販売における不当利益行為にかかる訴訟に関して、本条項の制定に起因する費用および収入は不明である。
- Californiaで販売される医薬品の価格および品質の変化が州の収支に与える影響は不明である。

立法アナリストによる分析

背景

処方薬の保険適用。現在、州や連邦のいくつかのプログラムでは、資格のある個人に対する処方薬の保険適用が実施されている。またヘルスサービス部門（DHS）が管理する州のMedi-Calプログラムは、低所得の子供や大人に対して処方薬を提供している。

州のManaged Risk Medical Insurance Boardは、Medi-Cal対象とならない低、中所得世帯の子供達に処方薬を提供するHealthy Familiesプログラムを管理している。

2006年1月より、連邦政府は高齢者や身体障害者を対象とした連邦のヘルスプログラムであるMedicareの加入者に対して、処方薬の保険適用を開始する。（Medicareに加入しているMedi-Cal加入者

立法アナリストによる分析 (続き)

もこの対象に含まれる。)このほかの、州または連邦資金によるさまざまなプログラムにおいても、指定を受けた個人に対する薬剤費の部分的補助、または全面的補助が提供されている。

さらに、多くのCalifornia住民は民間保険に個人で加入するか、雇用主、または家族の雇用主から提供を受け、処方薬に対する保険適用を受けている。

個人に対する医薬品割引。Californiaほか複数の州は、民間組織や製薬会社との医薬品割引プログラムを設置している。これらのプログラムは、医薬品を保険適用する州や連邦のプログラムへの加入資格がない者を含む特定の消費者に対し、割引価格での処方薬の購入を補助するものである。たとえば、現行のCalifornia州法では、小売薬局はその薬局のMedi-Calプログラム参加の条件として、Medicareに加入している高齢者および身体障害者に対して処方薬を割引価格で販売することが規定されている。

Medi-Calへの医薬品払い戻し金。Medi-Calのような州のMedicaidプログラムにおいて、医薬品の正味価格が一般購入者の大半が支払う価格より低くなるよう、製薬会社は医薬品についての払い戻し金を提供することが連邦法で定められている。また州は、Medi-Calプログラムでこれら製薬会社の製造医薬品に優先的なステータスを付与する代わりに、製薬会社からの追加の払い戻しについて交渉する。優先的ステータスとは、医師が州からの事前認可なしに特定の医薬品を処方できることを指す。州が受け取る払い戻し分が、Medi-Cal加入者の薬剤費削減を助けることとなる。

Medicaidと州運営の他のプログラムとのリンク。いくつかの州では、医薬品割引プログラムを含む他のヘルスプログラムをMedicaidプログラムとリンクさせることで、製薬会社の処方薬に対するさらなる割引の実現を試みている。このアプローチは、製薬会社がMedicaid以外のプログラムに割引もしくは払い戻しを実施した場合に限り、Medicaidプログラムにおいてその会社の製品に優先的なステータスを与えることを認めるものである。合衆国最高裁

判所の2003年の決議は、これがMedicaidに依存する可能性がある個人を援助するなど、Medicaidの目標の達成を促進する限り、またこれの実施に対して連邦政府の事前承認を得る限り、各州はこれを実施しても良いと判断したと解釈される。

提案

この提案は、特定の州民が薬局で処方薬を購入する際の費用を削減させるために、新規に州の医薬品割引プログラムを策定するものである。本法案の骨子は以下の通りである。

割引カードプログラム。新しい医薬品割引プログラムでは、資格を有する者は薬局での医薬品購入の際に割引を受けるためのカードを取得できる。本プログラムは、所得が連邦貧困レベルの400パーセント（個人では約3万8千ドル、また4人家族では約7万7千ドル）と同等かそれを下回る世帯のCalifornia州住民を対象とする。所得額がより高い世帯で、医療費がその所得の5パーセントかそれ以上かかる世帯の個人も、この割引カードを使用することができる。Medicareの加入者も、Medicareで保険適用されない医薬品についての割引カードを取得することができる。Medi-CalおよびHealthy Familiesプログラムによって医薬品保険適用を受けている者は、この新しい医薬品割引プログラムに加入することはできない。

新しい医薬品割引プログラムはDHSが管理し、DHSは民間業者と契約して協力を得る場合もある。加入者は10ドルの年間手数料を支払うことで当プログラムに登録され、その後同額の年間手数料を支払い更新される。資格を有する者は、医薬品割引プログラムに参加しているすべての薬局、医院、クリニックでいつでもプログラムに加入、もしくは再加入できる。新規加入および更新はインターネットのウェブサイトもしくは電話センターからも申請できる。DHSは申請を審査し、通常4日以内に資格を有する者に医薬品割引カードを郵送する。

新しい医薬品割引カードの所持者に対して割引価格を実現するために、州は2種類の割引方法に

立法アナリストによる分析 (続き)

について検討する。第一に、本プログラムへの参加を自主的に決定した薬局は、州との事前交渉で合意した割引き価格でカード所持者に処方薬を販売することに同意する。さらに、薬局は州が製薬会社と取り決めたすべての払い戻し金に基づいて価格をさらに割引きする。(この2番目の割引きについては、州は製薬会社から回収した払い戻し金を後で薬局に返済する。)

Medi-Calプログラムへのリンク。本法案は、医薬品割引きカードを使用して購入する医薬品の価格削減を目的に、この新規の医薬品割引きプログラムをMedi-Calプログラムとリンクさせるものである。具体的には、製薬会社が新しい医薬品割引きプログラムに対して価格を割引して販売しなければ、DHSはその製薬会社とMedi-Calプログラムについての契約を締結してはならないことを本法案は明記している。ここでいう契約には、州が医薬品の払い戻し金を受け取るのと引き換えに、その医薬品にMedi-Calにおける優先的ステータスを付与するものも含まれる。製薬会社が医薬品に関するこのような契約に同意しない場合、当該医薬品は医師がMedi-Cal対象患者に処方する前に州の事前承認を受けることが現行どおり必要となる。加えて本法案は、製薬会社の会社名、またその会社がこの契約に応じたか否かを公表することを規定する。

本法案はこれらの要件が連邦法にのっとして実施することを規定する。さらに、これらの条項は他に同等の医薬品が存在しない医薬品について適用しないことを本法案は規定する。また本法案は、Medi-Calの受益者が既に処方を受けている医薬品については、事前承諾なしに継続して利用してよいものとする。

民間の医薬品割引きプログラム。本法案は、製薬会社とそのほかの民間団体によって運営される医薬品割引きプログラムとの合意を結ぶことをDHSに指示し、消費者が特定の医薬品を購入する際に、利用できる最も率の良い割引きが割引きカードによって自動的に提供されるようにする。

州の新規顧問委員会。本法案は9名の委員からなるPrescription Drug Advisory Board (処方薬顧問委員会)を設置し、委員会は州住民の処方薬の入手方法

とそれら医薬品の価格設定を審査、州職員に対し医薬品価格設定について助言と定期報告を行う。

アウトリーチへの取り組み。本法案は、住民に新規の医薬品割引きプログラムについての情報を提供するアウトリーチプログラムの実施をDHSに指示する。アウトリーチ活動はプログラムへの加入資格があると思われる住民にサービス提供をする高齢者福祉部門や他の州政府機関、地方政府機関、NPOが連携をとる。

事業および労働組織への補助。本法案は、被雇用者やその扶養者のために健康保険を購入している特定の事業および労働組織を援助する目的で、DHSに医薬品割引きプログラムを設置する権限を与える。DHSは医薬品の割引き価格を薬局と共に設定したり、被雇用者とその扶養者の代理として医薬品の払い戻し金を交渉することで、これら組織の薬剤費削減を援助することができる。

医薬品販売による不当利益行為。現行の州法はCalifornia州の処方薬販売価格やそれで得られる利益の上限を設定していない。本法案は州法を変更し、製薬会社や他の特定の団体の処方薬販売による不当利益行為を民法違反であるとする。不当利益行為の定義には、医薬品に対する「法外な価格」の要求、もしくは「不正かつ不当な利益を生じる価格や条件」の要求が含まれる。医薬品の不当利益行為は、司法長官による起訴、もしくは個人やその関係者、一般人の利益のために起こされる訴訟の対象となる。違反者は10万ドルもしくは損害額の3倍のいずれか額が大きい方を罰金として課され、さらに法的費用も支払う。

提案第78号の関連条項。今回の投票の提案第78号もまた、州の新しい医薬品割引きプログラムを策定するものである。提案78号と79号の主な相違点は、図1に示すとおりである。

投票者の承認を受けた提案の特定条項が別の承認を受けた提案の特定条項と対立する場合、より賛成投票数の多かった法案の条項のみが実施されることが州憲法で定められている。投票用紙にある別の法

立法アナリストによる分析 (続き)

図1 提案78号と79号の主な相違点		
	提案第78号	提案第79号
認定資格条件の概要	<ul style="list-style-type: none"> 世帯所得が連邦政府の定める貧困レベルの300パーセントにあるか、それ以下のCalifornia州在住者。(個人の年間所得が約2万9千ドルで、4人家族の年間所得が5万8千ドル。) そのような条項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯所得が連邦政府の定める貧困レベルの400パーセントにあるか、それ以下のCalifornia州在住者。(個人の年間所得がおよそ3万8千ドルで、4人家族の年間所得が7万7千ドル。) また、医療費が家計所得の5パーセントかそれ以上かかる者が家族にいる。
保険適用から除外される者	<ul style="list-style-type: none"> Medi-Cal、Healthy Families、民間の健康保険、あるいは州や連邦の資金によって援助されているヘルスプランや医薬品割引プログラムにより外来薬剤費用負担の保険適用を受けている者 (Medicareの受益者以外)。 医薬品割引カードの申請の3ヶ月前に、ほかの保険適用を受けていた者。 	<ul style="list-style-type: none"> Medi-CalやHealthy Familiesにより処方薬の外来薬剤費用負担の保険適用を受けている者 (Medicareの受益者以外)。 そのような条項なし。
申請と更新料	<ul style="list-style-type: none"> 年間15ドル。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間10ドル。
製薬会社から払い戻し金を取得する方法	<ul style="list-style-type: none"> 製薬会社との交渉。 そのような条項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 製薬会社との交渉。 医薬品に関する払い戻し金を取得する目的で、新しい医薬品割引プログラムをMedi-Calに連携する連邦政府の承認が必要。
企業、労働組合の援助	<ul style="list-style-type: none"> そのような条項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の企業と労働組合を援助する医薬品割引プログラムを設置する。
処方薬諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> そのような条項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品の費用とその入手方法を再検討するために、9名のメンバーで構成される委員会を新たに設立する。
医薬品不当利益行為を取り締まる法律に対する訴訟	<ul style="list-style-type: none"> そのような条項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 製薬会社が医薬品の販売によって不当利益行為を行なうこと民事違反行為と見なすことができるように州法を変更する。

立法アナリストによる分析 (続き)

案、提案第78号は、本提案がより多数の賛成投票を得た場合、その条項が欠くことなく完全な形で実施され、また提案79号のように競合する法案のいかなる条項も実施されないことを明言している。

財政的影響

本法案は州および地方自治体に多くの財政的影響を与えることが予想される。支出もしくは節約となる可能性のある主な要因のいくつかを以下に述べる。

管理およびアウトリーチ活動への州負担費用。本提案で策定する新しい医薬品割引きプログラムの実施に向けた管理およびアウトリーチ活動に対し、DHS、高齢者福祉部門、新規設置される処方薬顧問委員会は、継続的な費用に加えて多大な立ち上げ費用を共同で負担することとなる。

これは以下の管理費も含む可能性がある。

- 運営に必要な新しい情報技術システムなどの新規プログラムの設置。
- 医薬品割引きカードの申請者を受け付けるインターネットのウェブサイトおよび電話センターの運営。
- 医薬品割引きカードの新規申請および更新の手続き
- 製薬会社との払い戻しに関する交渉および回収と、薬局への払い戻し金の前払い。
- 民間事業および労働組織に対する医薬品割引き実現の援助。
- 州の医薬品割引きプログラムと民間の医薬品割引きプログラムの調整。

先に示したとおり本法案は、Medi-Cal対象患者に対する医薬品処方を州の事前承諾なしに許可するというMedi-Calの契約と、新しい医薬品割引きプログラムとをリンクさせるものである。これら条項の結果としてMedi-Cal対象患者への医薬品に対する事前承諾の追加が必要とされる限り、DHSはこの申請を処理するための追加の管理費用を負担することとなる。

州はここに提案したアウトリーチ活動に対し、この医薬品割引きプログラムについて消費者の周知をはかるためのラジオ、テレビ広告や資料、その他の広報活動の費用などの追加費用も負担することとなる。

これらの管理およびアウトリーチ費用（医薬品処方方の事前承認に対するMedi-Cal追加申請の処理と、事業および労働者への支援を含む）は、総額で年間およそ2-3千万ドルの範囲となる。正確な財政的影響は、主に、アウトリーチ活動の範囲と医薬品割引きプログラムに加入する消費者の数に左右される。

州負担のこれらの費用は、(1) 製薬会社から回収する払い戻し金の最大5パーセント分、(2) アウトリーチ活動支援のための民間からの寄付、(3) プログラムで徴収する加入費の一部により、部分的に相殺することが可能である。分析では払い戻し資金の5パーセントのみではこれらの州負担費用を相殺することはできないと示している。アウトリーチ活動に対して、継続的に州に寄せられる寄付金の額は不明である。州が徴収する手数料収入の額もまた不明である。以上の事項を考慮すると、本プログラム費用の大部分は州の一般財源によって賄われるものと思われる。

「フロート」費用。本法案では、州は、薬局に医薬品を割引きした額の一部を返済することを要求する。この返済金は、州が製薬会社から受け取る払い戻し分の割引きに対するものである。

薬局への返済は、州に対する請求申請から2週間以内に行われなければならない。一方製薬会社は、本法案により最低四半期ごとに払い戻し金を州に支払うよう求められる。これは、州が製薬会社からの払い戻し資金を調達する前に、薬局へ払い戻し分を支払う場合が多くなることを意味する。さらに、払い戻しについて支払い義務のある実際の金額に関して争議が発生すると、製薬会社の州に対する払い戻し資金の支払いがさらに遅れることになる。

州が払い戻し分を回収する時点と、州が薬局に支払いを行わなければならない時点で常時発生するこのような資金の差額をフロートと言う。フロートの費用は不明であるが、新しい医薬品割引プログラムへの加入者数の規模によっては数千万ドルに上る可能性がある。フロート費用は、主に、この新規プログラムの立ち上げ時の数年間に発生するものと思われる。プログラムが完全に軌道に乗った後は、製

立法アナリストによる分析 (続き)

薬会社から回収した払い戻し分は薬局への返済に十分足りるはずである。

本法案は州が製薬会社と同意契約を締結し、事前に払い戻し資金を回収することを許容している。このような前払いによって州が得る資金額は定かではない。払い戻し分の前払い額を上回るフロート費用は、州の一般財源が負担するものと考えられる。

医薬品割引きプログラムとMedi-Calのリンクによる州負担費用および経費削減。先に示したとおり、製薬会社がこの新しい医薬品割引きプログラムに対して医薬品を割引きすることに同意しなかった場合、DHSはその会社とMedi-Cal契約を締結してはならないことを規定している。この条項により、連邦政府や製薬会社、医師たちの将来の動向によっては、Medi-Calプログラムに対して追加費用や経費削減が生じる可能性がある。たとえば、この条項のために州が製薬会社からMedi-Calプログラムに対する医薬品の払い戻し金をあまり得ることができず、それが費用に影響する可能性がある。また一方で、この条項によって医薬品が優先的ステータスから排除された場合、その医薬品の処方数が減少し代替として安価な薬物治療となった場合は、それが経費削減となる。この条項によるMedi-Calプログラムへの実質的な財政的影響は不明であるが、多大となる可能性がある。

州および郡のヘルスプログラムに対する経費削減の可能性。本提案に基づいて策定される医薬品割引きプログラムは、州および郡がヘルスプログラムに負担する費用を削減する可能性がある。

このような医薬品割引きプログラムによる割引きがない場合、医薬品の保険適用を受けない低所得者の一部は処方薬の購入を見合わせるかもしれない。治療されなかった病状が原因で結果的に入院が必要になる場合があり、それがMedi-Calプログラム

の費用負担を増加させるのである。また、このような割引きがないために高価な医薬品を購入して資産を「すり減らし」、Medi-Calの資格を得る者もいるかもしれない。医薬品割引きプログラムによる正確なMedi-Calプログラムの経費削減額は定かではないが、プログラムに多数の消費者が加入すれば多大なものとなるだろう。

また同様に、医薬品割引きプログラムの提供が、州の他のヘルスプログラムの費用を削減する可能性もある。薬物治療を必要とする低所得者の医薬品購入の自己負担額を低減させることで、彼らは郡の病院やクリニックに頼ることが少なくなり、郡の貧困者救済に対する経費も削減することができる。これらの潜在的な経費削減の程度は定かではない。

医薬品販売による不当利益行為に関する条項についての州負担費用および収入。裁判所の仕事量の全体レベルが上がるかどうかによるが、地方予備裁判所への州の援助に対する本法案の財政的影響は不明である。本法案により発生する民事訴訟の数は不明である。また本法案により、司法長官が不当利益行為について訴追する追加的費用が生じる可能性がある。司法局はこれらの費用が年間1億ドル未満になると予想している。しかし、民事訴追が成功した場合に州が民事処罰で徴収する収入の範囲で、これら費用は相殺することができる。

その他の財政的影響。本法案はCalifornia州で販売される処方薬の価格と量に影響を与えると思われる。ひいては、消費者の手取り収入とならび、製薬会社や被雇用者にヘルスケアを提供する事業者の課税対象利益にも影響を与えることとなる。これらの変化は州の収入に影響する。また、販売される医薬品の価格と量の変化は、州の支出にも影響を与える。州の収支に対するこれらの要因の最終的な影響は定かではない。

提案79号への賛成意見

処方薬の価格が高騰し、必要な医薬品と他の生活必需品との選択を迫られているCalifornia州民の数は増加している。

処方薬に関して投票が行われる法案は二つある。提案78号は製薬会社に、提案79号は消費者、高齢者、保健機関、労働組合に支援されている。

製薬業界は、提案79号を廃案とするために「いくらでも」献金することを誓っており、California州の歴史上、恐らく最も献金額の多い州民発案の選挙運動を展開している。GlaxoSmithKlineやMerckなどの製薬会社は、それぞれ、1千万ドル近くを献金している。理由：

提案79号は、製薬会社に強制的な（「自発的」でない）値引きを課す

提案78号は、製薬会社の自発性に完全にゆだねるものである：値引きを行うかどうかの選択は製薬会社の自由である。しかし、California州は、以前に自発的な医薬品割引プランを試行している。製薬業界がこれに参加しなかったため、プログラムは2001年に解消された。

提案79号は、強制的なメカニズムを有する。

製薬会社が値引きを実施しない場合、州は、その会社との取引を停止し、値引きを実施する他の製薬会社から医薬品を購入する。

California州は、その購買力をもってすれば、最良の価格を得られるだろう。

アメリカ人は、先進国の多くの消費者に比べ、処方箋に支払う額が多い。これは、一つには、これら他の先進国の政府が、市民に代わり、製薬業界からの値引き交渉をしていることがある。

California州は、Medi-Calという機関を通じて同様に、50パーセント以上の値引きを交渉し、過去10年で50億ドルの節税を実現した。提案79号は、この成功例を元に、同様のメカニズムを利用して、対象者となるCalifornia州民への値引きを交渉するものである。その結果、消費者は、納税者でなく製薬会社に費用を負担させることにより、処方箋の個人負担額を減らすことができる。

提案79号の下では、対象者のCalifornia州民は医薬品値引き

カードを支給され、これを薬局で提示することにより、最大で50パーセント、またはそれ以上の割引を受けられる。

提案79号は、8百万人から1千万人のCalifornia州民に割引を提供する。

提案79号は、提案78号に比べ、ほぼ二倍のCalifornia州民が値引きの対象となる。対象者には次が含まれる：

- 収入の5パーセント以上を医療費に費やしている、高額な医療費を抱えるCalifornia州民；
- 所得が連邦政府の定める貧困レベルの400パーセント（3人の世帯で64,360ドル）以下の保険未加入者；
- Medicareを受けているが、Medicareで医薬品代がすべて負担されていないCalifornia州民；
- 高齢者、慢性的な病を抱える患者、および個人や会社の保険では医薬品代が十分に負担されていないその他の者。

提案79号は、患者、納税者、および雇用者の経済的負担を軽減する

提案78号よりも多くの州民に、安価な医薬品の購入を実現することにより、Medi-Calやその他の公共プログラムに頼らざるをえない、または納税者からの財源による緊急治療室を必要とする州民の数は減る。提案79号は、新しい購入プールの承認によって、雇用者の負担対象範囲となっている医薬品価格を値下げするため、雇用者の保険負担額を減らすことができる。

提案79号：多数の医療従事者、高齢者、消費者の代表団体に支持されている。

処方薬業界の不公平で高額な価格に対して立ち上がる。8百万人から1千万人のCalifornia州民に対し、最大50パーセント、あるいはそれ以上の、処方薬における強制可能な真の割引を実現する提案79号に、賛成投票してください。

HENRY L. "HANK" LACAYO、州代表
California高齢者団体

ELIZABETH M. IMHOLZ、西海岸事務所所長
消費者連合

LUPE ALONZO-DIAZ、主任幹部
California州ラテンアメリカ人保健連合

提案第79号の賛成意見に対する反論

製薬会社、医療従事者、および患者代表団体が提案79号に反対する十分な理由がある：

- この法案の内容は非常にお粗末であるため、法的異議の申し立てに何年もかかることになり、連邦政府の承認を得ることはできないだろう。
- この法案には、Maine州の同様のプログラムの失敗の原因となったものと同じ欠陥が存在する。
- 提案79号においては、公判弁護士によって、価格が高すぎる、または利益水準が妥当でないとする何千件の訴訟が起こされることになるだろう。さらに悪いことに、この法案は、公正な価格または利益の定義を示していない。

提案79号の提唱者は、真の課題をうやむやにするために製薬業界を糾弾しているのである。製薬業界は、提案79号に反論する多くの団体の一つにすぎない。高齢者、医師、看護師、納税者、中小企業事業者、および患者を代表する団体が、みな提案79号に反対している。提案79号は、また、心臓病、がん、てんかん、喘息、AIDS、狼瘡、およびその他多くの病気の患者団体のリーダーからも反対されている。

提案79号は、78号よりも広範囲の州民に医薬品の値引きを行うものではない。なぜなら、提案79号は実施可能ではないからである。何年も訴訟が継続し、一度も医薬品の値引きを実施できなかったMaine州の法案と同様、提案79号は実行不可能な約束である。そして、提案79号がたとえ実施されたとしても、その運営のために納税者が何百万ドルも負担する大規模な政府プログラムが設立され、現在州が受けている医薬品払い戻し額である4億8千万ドル以上が失われる危険がある。

投票にかけられる医薬品割引プログラムで実行可能なものは一つのみであり、それが提案78号である。提案79号にだまされてはいけぬ。79号は、California州にとって間違った処方箋なのである。

RODRIGO A. MUNOZ, M.D.、元代表
San Diego郡医療協会

JOHN MERCHANT、代表
訴訟乱用に反対するCalifornia州市民の会

CHRIS MATHYS、代表
Valley地区納税者連合

提案第79号に対する反対意見

我々は、みな、より安価な処方薬を、必要なCalifornia州民に提供することを願っているが、提案79号ではこれは実現できない。この提案は、実施に至らなかったために一度も値引きを提供することなく、結果的にMaine州で廃案となった、Maine州の問題の多い提案に基づいている。法的異議の申し立てに何年もかかったあげく結局実施されることのない、実行不可能な州民発案の約束などCalifornia州民は必要としていない。

「Maine州民は、California州の提案79号と同様に、医薬品割引プログラムに期待をかけていた。しかし、これは法廷において膠着状態に陥り、連邦政府からの承認を得ることはできなかった。このプログラムの失敗により、一人の患者も医薬品割引を受けることができなかった。」

Calvin Fuhrmann, MD, 連邦契約履行プログラム
Kennebunkメディカルセンター、Maine州

提案79号は公務員組合に支持されているが、この提案により、California州に何百万ドルも負担させるもうひとつの大規模な政府プログラムが設置されることになる。重要なプログラムの資金確保にさえ既に影響が出ている巨額の赤字予算を抱えている謙讓で、どうやって大規模な新しい政府プログラムを実施できるというのだろうか。それだけではなく、提案79号は、製薬会社から納税者が現在受けている4億8千万ドルを超える払い戻し金の維持を危うくするのである。

提案79号は、その大部分を連邦の資金によってまかなわれている州のMedi-Calプログラムを変更してしまうため、連邦政府は提案79号を承認する必要が生じる。連邦政府の民主党、共和党どちらの陣営においても、提案79号のようなプログラムはこれまで承認されたことがない。

提案79号がどうして連邦政府の承認を得られないのか。提案79号は、健康保険の加入者を含む、年収が7万7千ドルもある州民に対する医薬品の値引きを実施するために、貧困層の患者の健康を危機にさらすのである。提案79号は、製薬会社がこれらのより所得の多いCalifornia州民に対して大幅な値引きを行わない場合、Medi-Calに依存する貧困層の州民、高齢者、および身体障害を持つ患者を援助するための処方薬を供給できなくなると述べている。

提案第79号の反対意見に対する反論

提案79号が実現不可能な案であるなら、これを廃案にするために、なぜ製薬会社は5千万ドル以上も献金をしたのか。

提案79号は、California州の経験に基づいたものである

提案79号は成功した方式を基礎とし、強制可能な値引きを通じてCalifornia州の医薬品費用を低減する。

提案79号は、納税者からの税金を節約する

この値引きは、製薬会社および薬局から、消費者に対して行われる。これは、消費者のお金を節約するのみならず、必要なケアを提供し、さらに、ヘルスケアに使われる納税者からの税金をも節約する。

提案79号は、ただちに実施することができる

「激しい反対および製薬会社からの訴訟はあったものの、数千名ものMaine州民が、我々のプログラムにより、連邦政府の承認なしに医薬品の値引きを受けている。」

Maine州知事、John E. Baldacci, 2005年7月

提案79号は、California州民が必要な医薬品を購入する手助けをする

提案79号は、貧困層のCalifornia州民の健康を危険にさらすものではない。これは、最良の価格をCalifornia州民に提供するために、Medi-Calの医薬品プログラムが過去10年におい

「提案79号は、州の最も低い所得層および最も弱い個人への処方薬の供給をストップしかねないものである。」

Neva Hirschhorn, 主任幹部
北California地区てんかん協会

提案79号の隠された条項にもとづいて、公判弁護士は、製品の価格が高すぎる、製薬会社の利益が多すぎるといった申し立てをすることにより、取るに足らない訴訟を何千件も提出できる。この法案は、公正な価格または利益とは何かを定義していない。さらに悪いことには、公判弁護士は、こうした訴訟を起こすために依頼人を必要とせず、被告人から獲得する金額を全額、自分でキープすることができる!

「昨年11月に、California州民は、試験的な訴訟を防止するために、提案64号を通過させた。だが提案79号は、試験的な訴訟へのドアを再び開き、多数の取るに足らない訴訟によって法廷を混乱させ、処方薬の費用を増大させるだろう。」

John H. Sullivan, 会長
California州市民正義協会

過去に提出されたあまりに多くの州民発案と同様、79号はその約束を実現することはない。この提案は、何年にもわたる訴訟の結果、結局は連邦政府によって否認されることになるだろう。これにより、広範囲で大規模な政府プログラムが設立され、所得の低いCalifornia州民の健康を危険にさらした上、公判弁護士に利益となる大量の取るに足らない訴訟を我々の負担でまかなうことになるだろう。

提案79号はCalifornia州にとって間違った処方箋なのである。高齢者、納税者、保健機関代表、患者、および中小企業事業者のみならず、提案79号に反対投票してください。

TOM MURPHY, 代表
California州関節炎財団理事会
JOHN KEHOE, 政策責任者
California州シニア擁護連盟
RODNEY HOOD, MD, 会長
多文化協会

て利用した同様の成功したメカニズムを採用している。Medi-Calの患者が、必要な処方箋を得られないという事態を事前に回避するため、防護策はすでに取られている。

法廷をむやみに乱用している者があるとすれば、それは製薬会社である

製薬会社は、提案79号のような値引き案が立法化されるのを防止するために、国中で何件もの訴訟を起こしている。彼らは既に提案79号を阻止するための訴えを起こしているが、この訴えは裁判官によって却下された。

消費者、高齢者、および保健機関のみならず、提案79号に賛成投票してください。

以下のウェブサイトにて、参考となる情報が閲覧できます。

www.VoteYesOnProp79.org

BETTY PERRY, 公共政策責任者
California州高齢女性連盟

MICHAEL WEINSTEIN, 会長
AIDSヘルスケア協会

JACQUELINE JACOBBERGER, 会長
California州女性有権者連盟

公式表題および要約

作成：司法長官

電力会社。規定。州民発案による制定法。

- 電力会社を、記載のとおり、California公益企業委員会による管理および規制の対象とする。
- 電力の消費者が民間公益企業からその他の供給事業者へ切り替える許容範囲に制限を加える。
- 電力会社の委員会への登録をもって、同電力会社が規制に同意したものとみなす。
- 民間公益企業のみならず、すべての電力小売業者に対し、現在2017年までに要求されている規制に代わり、再生可能なエネルギー資源の調達を毎年最低1%増加し、2010年までに小売り販売の20%を再生可能なエネルギーから調達するよう要求する。
- 委員会、州議会、および電力会社に職務を委任する。

立法アナリストによる州および地方政府への予測される財政的影響の要約:

- California公益企業委員会の規制活動費として、州が負担する年間の管理費用は、おそらくごく少額から400万ドルの範囲であり、手数料収入によって賄われるものと考えられる。
- 本法案が電気料金に与える影響が不明なため、州および地方のコストおよび収入への実質的な影響は不明である。

立法アナリストによる分析

背景

電力事業に関する条項。 California州の住民は一般的に、次の3種類の供給者から電力供給を受けている。民間公益事業者（IOU）、地方公営公益事業者、電力供給会社（ESP）である。民間公益事業者は地理的に供給地域が定義されており、その地域の利用者に電力を供給することが法で定められている。州最大規模の3つのIOUは、Pacific Gas & Electric CompanyとSouthern California Edison Company、San Diego Gas & Electric Companyである。California 州公益企業委員会（PUC）は、IOUの電気料金と利用者への電力供給方法（一般的に「利用規約」と称される）を規制している。（この文書で一般的に使用される用語の定義については枠内を参照のこと。）

公営の電力公益企業とは、その管轄地域の住民および企業に電力供給を行う公営の事業体である。これらはIOUとは異なり、PUCの規制を受けない。主な公営の電力公益企業には、Los Angeles Department of Water and PowerやSacramento Municipal Utility District、Imperial Irrigation Districtがある。

ESPは居住地域の公益企業から電力供給を受けないことを選択した利用者に、電力を小売供給している。そのかわり、これらの利用者は、ESPと「直

接供給」契約を結んで電力を得る。ESPの利用者に対する電力供給は、地域設備の変電および配電システムを使用して行われる。現在18社のESPが州での運営認可を受けており、一般的に大規模な産業および商業事業者にサービスを提供している。ESPはまた、California州立大学の電力システムやCalifornia大学の複数のキャンパス、いくつかのコミュニティカレッジや学校地域など、州および地方政府の特定の事業体にも電力を供給している。

現行法でESPは事業免許についてのみPUC登録が必要で、その料金や利用規約はPUCの規制を受けていない。しかし、PUCはESPに対する特定の追加要求を申請しているところである。（次に内容を述べる。）

現在、州の電力の71パーセントはIOU、14パーセントは公営の電力公益企業、11パーセントはESP、4パーセントは州の水資源部門（主に州の水道事業運営）によりそれぞれ供給されている。

規制緩和と直接供給。 1990年代前半に、California州はIOU利用者の支払料金低下を最終的な目的として、発電事業に市場競争を導入することで電気事業の再構築プロセスに着手した。1996年に最終的に採用されたこの計画には、IOUが水力ならびに原子力発電所を保持しながら、化石燃料発電所を独立発電事業者に売却するという「移行」期間が含まれていた。PUCは

立法アナリストによる分析 (続き)

一般的に使用される用語 — 提案 80 号

- ✓ **地域別選択の統合** — 市や郡当局は各管轄区域の居住者、企業、地方自治体によるすべての電力の需要を集約し、現在地域内に供給している電力公益企業以外の電力会社からの供給でこの需要に応えること。
- ✓ **直接供給** — 電力の小売供給により、利用者は、居住地域に電力を供給している公益企業（公営や民間）からではなく、電力会社から直接電力を供給される。
- ✓ **ESP（電力会社）** — 居住地域に電力を供給している公益企業からの供給を受けないことを選択した利用者に、電力を小売提供する会社。ESPの利用者は、「直接供給」の利用者と見なされる。
- ✓ **IOU（民間公益企業）** — 民間の電力公益企業で、定義された地理的な供給地域を持ち、その地域で利用者に電力を供給するよう法で定められている。公益企業委員会は、IOUの電気料金と利用規約を規制する。
- ✓ **電力調達プロセス** — 公益企業委員会の監視の下、IOUが競争入札により長期的な電力供給を確保するプロセス。
- ✓ **PUC（公益企業委員会）** — 民間電力公益企業など、多様な企業を規制する州の機関。
- ✓ **再生可能エネルギーポートフォリオ基準** — 特定のスケジュールに従い、再利用可能な資源（風力や太陽熱など）からの発電電力の割合を電力会社が増やすという条件。
- ✓ **資源の適正条件** — IOUとESPが予想される需要を満たし、システムの信頼性を維持するために適切な電力を供給することを証明するように求めるPUCの条件。
- ✓ **時間帯別電気料金** — 電力供給費用が時間帯によって異なることから、利用者が電気を使用した時間帯別に異なる料金を課される電気料金体系。

この移行期間中もIOUの料金規制を継続した。しかし結果的に、電力購入と利用者の料金は競争市場において決定されるものであった。このような市場において、利用者はIOUに電力購入を一任するか、ESPの「直接供給」から直接電力を購入するか、どちらかを選択することができた。

2000年から2001年初頭にかけて起きたエネルギー危機を受け、この規制緩和プロセスは中断されることになる。当時の急激な電力需要と新規発電所への投資の遅れ、またその他の要素が重なって、電力不足と料金高騰を引き起こした。その時点では、2つのIOU事業者はまだ移行期間にあったため、PUCの料金規制を受けていた。これらIOUが急激に上昇する卸価格を利用料金に反映することは許可されておらず、経営破たんに近い状況に追い込まれることとなった。

このエネルギー危機に対応するため、州はIOUに代わって電力を購入し、規制緩和のいくつかの内容を中止した。この間、州はIOUの継続する発電所売却を中止させ、IOU利用者の新規の直接供給利用を一時停止した。現行法では、水資源部門がIOUを代行して結んだ長期の電力契約が終了するまで、この一時停止は継続される。最後の契約が終了するのは2015年である。

個人利用者による直接供給サービスの利用開始は現在禁止されているが、市または郡がその管轄内の住民、企業、自治体関連利用のすべての電力需要を統合すること、またESPなど地域IOU以外の電力会社からの統合の需要に応えることは、現行法により許可されている。このような種類の直接供給は「地域別選択の統合」といわれるものである。

長期的調達プロセスおよび資源の十分性についての要求。 現行法で定められた通り、現在PUCはIOUの競争入札による長期的な電力供給の確保を監督している。この競争による「調達プロセス」のもと、IOUは長期的な電力需要に応えるため、所有する発電所による電力供給と、他の発電事業者との契約による電力供給の組み合わせを選択する。PUCはIOUの最初の長期的調達計画を2004年4月に承認した。

さらにPUCは、IOUおよびESPの両者に対し、予想される需要に足りる電力を確保できることをそれ

立法アナリストによる分析 (続き)

ぞれ証明するよう求める規則を採択している。

再生可能エネルギーポートフォリオ基準。 現行法では、IOUや地域別選択を統合する供給者、ESPを含む電力供給者は、再生可能エネルギー資源（太陽熱または風力など）で発電した電力の割合を毎年1パーセントずつ増加させ、2017年までに電力供給全体の20パーセントまで引き上げるよう要求している。この要求は再生可能エネルギーポートフォリオ基準として知られるものである。

PUCはこの20パーセント要求を2010年までに加速して実現するという方針を採用したが、これは法律で要求されるものではない。20パーセント要求の達成後、再生可能エネルギー資源による電力比率の増加を電力供給者が継続することは、現行法では求められていない。

時間帯別電気料金。 一般的に、最大規模の電力消費者を除くすべての消費者に対する電気料金は、1日の時間帯や季節によって変更されない。IOUはより多くの消費者に適用される時間帯別電気料金システムを導入するよう、PUCに求める案を提出した。IOUの電力供給費用が時間帯によって異なることから、このシステムは利用者が電気を使用した時間帯別に異なる料金を課すことになる。たとえば、利用者は需要のピーク時はより高い料金を支払い、需要が低い時間帯は低い料金を支払う。時間帯別料金設定は、暑い夏の午後など電力供給の状況が厳しくコストの高い、消費者の需要がピーク時の電力消費を理論上抑制するものである。現在PUCは、規制手続きにおけるIOUの時間帯別料金設定に関する提案を検討しているが、このシステムをいかにして、より多くの消費者に適用するべきかについては決定していない。

提案

法案概要。 本法案は州の電力市場に関する多くの側面に働きかけるものである。これにはESPおよび直接供給の規制、電力調達プロセス、資源の十分性についての要求、再生可能エネルギーポートフォリオ基準、時間帯別電気料金の設置が含まれる。それぞれの点については下に述べる。

ESPの規制。 本法案はESPをPUCの「管轄、管理および規制」のもとに置くものである。本法案の定

める規制範囲は、エネルギー調達に関する要項の実施、契約基準、資源の十分性、エネルギー効率、需要対応、再生可能エネルギーポートフォリオ基準を含む。本法案はPUCのESP規制に関する権限を拡大するものであるが、PUCがESPの料金および事業内容を規制する範囲については特に定めない。

直接供給。 本法案は、利用者が現在電力供給を受けているIOUからESPに変更することを一般的に禁止するものである。現在ESPとの直接供給契約によりサービスを受けている利用者は、事実上の直接供給サービスの「既得権」に基づき、ESPからの電力供給を継続して受けてよいものとする。また直接供給利用者は特定の条件の下、IOUによる電力供給に戻ることができる。本法案は、現在または将来の地域別任意統合は規制しない。

調達プロセス。 本法案は、PUCによる長期的調達プロセスの実施を要求し、IOUの長期的調達プロセスを評価する際の一連の要素について検討するようPUCに指示するものである。PUCは一般的に本法案で示された要素について現在検討を行なっているが、現行法はこれら要素のすべてを検討するようは定めていない。

また本法案は、IOUの新規の電力調達方法の優先順位を、第一に「コスト効率のよい」エネルギー効率と節約プログラム、次に「コスト効率のよい」再生可能エネルギー資源、そして最後に従来のある化石燃料燃焼発電と定めている。この「ローディング順序」として知られる優先順位はPUCでは採用されているが、現在法律では定められていない。

資源の十分性についての要求。 本法案はシステムの信頼性を確実にするため、IOUとESPの両者に対し、適正な蓄えをもってピーク需要に対応する能力があることを証明するよう定める。これはPUCの現在の実施業務を法令化するものである。

再生可能エネルギーポートフォリオ基準。 本法案は、再生可能エネルギー資源利用の20パーセント要求に対するIOUおよびESPの対応期限をPUCの決定に合わせ、2010年12月31日に加速させる。また本法案は、電力供給者は20パーセント要求を達成すれば

立法アナリストによる分析 (続き)

再生可能エネルギーの比率を増加させる必要はないと明記している現行法の条項を削除する。

時間帯別電気料金。2006年1月以前に建てられた建物において、指定量を下回る電気量を使用している住民および小規模の商用利用者は、本法案の下では同意なしに時間帯別電気料金の支払いを要求されることはない。

法案修正。本法案は、本法案の「目的と意図」の達成に限り議会が法案を修正できるものとし、修正には両院における3分の2の投票可決と知事による署名を必要とする。本法案が、現行法で定められていないPUCの既存のプロセスと方針を法令化しようとするものであることから、たとえば電力市場の状況が変化した場合、本法案により、州がこれらの実施業務や方針を変更するのはさらに困難になるであろう。

財政的影響

本法案実施における州負担の管理費。PUCの管理費は、ESPを規制する本法案の下で拡大権限を委員会がどの程度行使するか大きく影響を受け、増加する可能性がある。PUCへの財政的影響は年間ごく小額から約400万ドルの範囲となる。PUCがESPの料金および事業内容を規制した場合、範囲の最大額に達するものである。しかし本法案は、エネルギー調達、資源の十分性、再生可能エネルギーポートフォリオ基準に関する現在のPUCの既存業務を法令化するだけの地域においては、PUCの費用を増加させることはない。現行法の下では、可能性のある費用追加は電気利用者が支払う料金によって賄われる。

州および地方の負担費用と経費削減に対する未知の影響。本法案が、州および地方政府の主な財政的へ与える影響は、電気料金が受ける影響にかかっている。

州および地方政府が電力の多大な消費者であることから、電気料金の変化は州の負担費用に影響を与える。本法案は州および地方政府が新規の直接供給契約を結ぶことを制限しているため、この法案はこれらの政府事業体が電気費用を削減する能力を奪うものでもある。

個人や企業がどれだけ電力に支払うかが連鎖的に企業の収益、個人所得、売上に影響し、政府の税金収入はさらにその影響を受けるため、州および地方の収入は、本法案による電気料金の変化に影響されると思われる。

実質的な影響はいくつかの相殺要素に影響されるため、本法案が電気料金（ひいては州および地方政府の負担費用および収入）に及ぼす影響を決定することは不可能である。例：

- 本法案が電力市場の構造についての確実性を増加させる範囲においては、市場への投資増加を促す可能性がある。新しい発電所の建設を含むこれらの投資は、電力供給を増加させ、電気料金を低下させる可能性がある。
- また一方で、本法案は利用者が新しいESPとの直接供給契約を結ぶことを禁止しているため、これが長期的に電力小売市場の競争を抑制することとなり、電気料金の上昇を招く可能性がある。

本法案が電力小売価格に与える影響は、PUCが本提案実施のために採用した規制の特定の構造を含む多数の要素に影響される。

提案80号への賛成意見

5年前、California州は電力供給危機による打撃を受けた。

Enronおよびその他のエネルギー供給業者は、我々California州民を人質として、何百億ドルにのぼる不当な料金を徴収した。こうした業者たちは電力供給市場を操作したことから、卸価格は1000%もつりあがった。California市民は、継続的な停電を余儀なくされ、巨額の経済打撃を受けたのである。

米国司法局によって提供されたオーディオテープの内容から、電力会社のEnronは、電力不足を引き起こすことによって「荒稼ぎ」していたことが明らかになった。ある電力会社は、「California州の貧しい高齢者からまきあげた大金」について笑い飛ばし、またある電力会社は、発電所の従業員に「ちよつと行って電力を遮断してくるよう」命じていたという。

California州の電力の規制緩和という試みは失敗に終わり、州民および企業は何十億ドルという負担を強いられている。

我々は、この大失敗から多くのことを学んだ。州は、この失態の始末をつけるためにいくつかの積極的な策を講じているが、まだ十分とはいえない。驚くべきことに、電力の十分な供給を求める法案は、昨年、州知事により拒否された。

これが、提案80号「電力規制緩和の撤廃および停電防止法」が投票の対象となっている理由である。

提案80号は、規制緩和による悪夢を二度と起こさせないために重要な改革である。

これにより、新しいクリーンな電力の供給に対する長期間の投資を実現するために必要な安定性がもたらされるのである。

提案80号では、そうした目的を達するため、以下の項目が実施される：

料金の値下げ。新しい発電源による最良の料金を利用者に提供するためには、互いの競争を促す独立した発電所および公益事業が必要となる。

十分な供給。すべての電力会社は、電力供給を中断させることがないように、十分な電力および予備の電力を備える必要がある。この明快な要件は、市場操作を排除し、システムの安定化をはかるために重要であるにもかかわらず、昨年、拒否された。

市場の安定性。電力会社が供給対象となる顧客数を把握できるため、将来の供給のための長期的な投資を行うことができ

る。驚くべきことに、規制緩和の提唱者たちは、不確実性が増大し、市場が不安定になるように議会を操作しているのである。

規制。電力会社がシステムを自由に操ることを不可能にするため、すべての電力会社を規制および管理の対象とする。

再生可能エネルギーおよびエネルギー効率性。再生可能エネルギーへの転換を加速させ、エネルギー効率の良いプログラムを最優先する。

利用者の保護。承諾なしに高額な使用時間制の料金を課されることがないように、小規模の利用者を保護する（特に夏季に重要である）。

提案80号は、州の消費者代表および法律専門家によって慎重に起草されたものである。これは、時の変化に応じてその目的にかなうよう、議会で修正することができる。

提案80号は、明確な目標を達成するための良識にかなった法案である：

California州は、強欲な電力会社によって不当に高額な料金を徴収されることは二度となくなるだろう。

また、電力不足による継続的な停電が発生したり、電力不足や市場操作による法外な電力料金を課されることは二度となくなるだろう。

そのかわり、提案80号は、California州民に最もクリーンで環境にやさしいエネルギーを、最も安価に提供することを意図するものである。

提案80号では、コスト効果の高いエネルギーソリューションに合理的にかつ長期的に投資することによって、将来的に安定した電力供給を確保できる。

このため、消費者、高齢者、環境保護論者、事業団体、労働者組織、マイノリティ団体、およびあらゆる階層の人々が提案80号を支援しているのである。

ROBERT FINKELSTEIN、主任幹部

公益事業改革ネットワーク (TURN)

RICHARD HOLOBER、主任幹部

California消費者同盟

NAN BRASMER、代表

アメリカ退職者California同盟

提案第80号の賛成意見に対する反論

提案80号は、California州のエネルギー政策を策定するための正しい方法ではない。この州民発案は、環境保護団体および州知事のSchwarzeneggerが、California州は再生可能なエネルギーについてより高い目標を設定すべきであると説得したとしても、2002年に設立された再生可能エネルギー目標と代わり映えないものになるだろう。この州民発案では、より規模を拡大した再生可能エネルギー計画を将来的に議会で通過させることがより困難となるだろう。

提案80号はCalifornia州にとって正しい方法ではない。提案80号に反対票を投じよう。

V. John White、主任幹部

エネルギー効率および再生可能エネルギー技術センター

我々は、White氏の意見に賛同する。提唱者たちの議論の不明瞭さは、提案80号がどれほどリスクの大きいものであるかを示すものである。Enronの騒動をもう一度引き起こしたいと思う人はいない。この投票は将来についてのものであり、過去についてのものではない。

提案80号の内容は非常にお粗末であり、リスクの大きいエネルギー政策である。消費者にとっても、環境にとっても良い点はない。エネルギー政策は州民発案による立法手続きで処

理するにはあまりに込み入った問題であり、公聴会を含む、より包括的なアプローチによって展開させていくべきである。

提案80号はどのような意味を持つのだろうか。

提案80号は、将来のエネルギー危機や停電を防止するものではない。事実、エネルギー危機が再び発生するのを防ぐためCalifornia州が必要としている、新しい発電所への投資の障害となりかねない。

提案80号によって、電気料金が引き下げられることはなく、顧客の選択肢は奪われてしまう。提案80号は、学校や病院などの電力利用者がより安価でよりクリーンなエネルギーを購入することを阻害するものであるため、必要な物品やサービスの価格は高騰し、環境破壊の恐れを生む。

提案80号はリスクが大きすぎる。利用者および環境を守ろう。提案80号に反対票を投じよう。

LES NELSON、会長

California州太陽エネルギー産業協会

DOROTHY ROTHROCK、共同議長

安定した電力供給を目指すCalifornia州民の会

TONY VALENZUELA、副会長

San Jose州立大学、施設・開発・運用部門

提案第80号に対する反対意見

提案80号は、利用者、環境および州経済に悪影響を及ぼしかねない、高リスクのアプローチである。この非常に問題の多い法案は、州のエネルギー供給のセキュリティを弱体化させ、安価な電力の供給や、風力、太陽光、地熱による環境にやさしい再利用可能エネルギー生成の構築を阻害する。

また、利用可能な電力会社、およびサービスの利用料などに関して、利用者の選択肢は大幅に狭くなる。このため、再び深刻なエネルギー危機が起こる可能性がある。なぜなら、提案80号は、California州のエネルギー政策策定のための正しい方法ではないからである。

公聴会も開催せず、州民発案による立法手続きによってCalifornia州のエネルギーシステムを再構築することは、あまりにリスクが大きい。そうではなく、このように重要な問題は、州の設備委員会やエネルギー委員会、消費者団体、中小企業事業者協会を含む、すべての関係者を含めた公聴会によって慎重に取り組まなければならない。

提案80号は、エネルギーの選択肢および価格の競争性を奪ってしまうため、コミュニティカレッジ、California大学や州立大学のシステム、地域の学区、病院、市や郡の政府などのCalifornia州の基幹公共施設の多くで、エネルギーのコスト削減が制限される、または削減が不可能となるだろう。そして最終的に、納税者、学生、教師および患者が、これらのより高額な電力のコストを負担することになるだろう。

提案80号は、利用者および企業の、より安価なサービスを提供する電力会社を選択する権利を奪うものである。我々の経済を支援するために、California州がそのインフラに対してより多くのジョブや投資を必要としている時に、提案80号は、不確実性とリスクという誤ったシグナルを州民に与えることになる。提案80号は、しばしば高給の職や新規の投資を創出するエネルギー業界の選択肢を奪うものである。

提案80号では、再生可能なエネルギー源により、州の発電基準を上回ることでできる見込みはほとんどないため、風力、太陽光、地熱の技術の採用について大幅な悪影響をおよぼす可能性がある。California州の自然発電事業の拡大にリスクが生じかねないのである。

電力についての規制は、州民発案の手続きによって取り決めるにはリスクが大きすぎる。この法案の欠陥の修正は非常に困難であるか、または不可能であろう。提案80号は、政策として正しいものではない。その理由は以下のとおりである。

- その規模を問わず、すべての利用者にとっての、エネルギー選択肢が限定される。
- 利用者からの需要があっても、太陽光、風力、地熱のエネルギー源の拡大のため、市場が制限される。
- 結局は納税者によって負担されることになる、コミュニティカレッジ、California大学および州立大学のシステム、病院、および地方政府のエネルギーコストが増大する危険がある。
- California州における将来的な職、事業投資に悪影響を及ぼす。
- California州の安定したエネルギー供給の未来のためにこれまで蓄積された努力が損なわれてしまう。

提案80号は、利用者の負担を増大するとともに環境に悪影響を及ぼす、高リスクの提案である。提案80号に反対票を投じよう。

LES NELSON、会長

California州太陽エネルギー業界協会

KARL GAWELL、主任幹部

地熱エネルギー協会

JAMES SWEENEY、エネルギー担当共同ディレクター

Stanford大学経済政策研究所、自然資源および環境プログラム

提案第80号の反対意見に対する反論

反対者の議論は、提案80号の反対意見になっていない。反対者は、利用者の選択であるとして、規制緩和を再び実施しようとしている！

前回の規制緩和でも、「利用者の選択」が強調されていた。利用者が「選択」したものは、より料金の値上げ、市場操作、および継続的な停電であった。

規制緩和は、信頼性のある電力システムを根本からだめにしてしまった。また、電力供給業者に市場操作を許してしまった。Enronは、California大学と契約を結んだにもかかわらず、義務を放棄した。州は、この失態の始末をつけるため、長期にわたる高額な契約を結ばざるを得なかった！通常の利用者には実質的な選択肢など何もなかったのである。

提案80号は、規制緩和を統制するとともに、将来において電力会社を責任追及できるよう保証するものである。これこそが、この提案に投票すべき第一の理由である。

反対者のその他の指摘は、まったくの間違いである。

再生可能なエネルギー？提案80号は、エネルギー需要の20%を再生可能なエネルギーから購入しなければならないとする期限を2017年から2010年へと前倒しするだけでなく、公共施設による再生可能なエネルギーの購入に関する現行の法に

より制限を撤廃する。この提案が、再生可能なエネルギーにどうして悪影響を及ぼさずだろうか。

州民発案による立法手続きの悪用？提案80号の主要規定は、議会を通過したにもかかわらず、電力会社のロビイストの求めを受け、拒否された。州民発案による立法手続きは、このために設置されているのである。

競争力？提案80号は、独立した電力会社と公共施設との間の競争力を促進することにより、利用者の負担を最小限に抑えて発電所を建設することができる。

電力会社の不安感を利用した戦術にのらないでください！もう失敗はたくさんである。提案80号は、電力システムを安定化し、停電を防止し、料金を引き下げ、すべてのCalifornia州民に利益をもたらすものである。

提案第80号に賛成投票してください。

MIKE MOWREY、国際関係バイスプレジデント、第9区
国際電気工組合、米労働総同盟産業別組合会議

HENRY L. (HANK) LACAYO、州代表

California高齢者団体

STEVE BLACKLEDGE、政策責任者

California州公共利益調査グループ (CalPIRG)

提案された法律の本文

提案第73号

この州民提案による法案は、California州憲法の第11条第8項の条項に基づいて、州民に提出される。

この州民提案による法案は、California州憲法に項を追加することにより州憲法を明示的に修正する。したがって、新規部分が明確となるよう、追加が提案されている条項はイタリック体で表記されている。

提案された法律

第1項 表題

本法案は、親の知る権利および児童保護についての州民提案と称され、引用されるものとする。

第2項 認定と目的の宣言

児童の健康と福祉を保護すること、児童の健康に関する危機について親への適切な情報提供を確実にすること、親子間の情報伝達と親の責任を推進することは、California州民にとって特別かつ疑う余地のない利益があり、また州民はそれに対して責任がある。

第3項 親への通知

California州憲法第1条に第32項を以下のように追加する。

第32項 (a) 本項の目的において、以下の用語は以下の通り定義されるものとする：

(1) 「妊娠中絶」とは、その手段による妊娠中絶が相当な可能性において受胎後まだ生まれていない子供である、胎児の死亡をもたらすことを認識した上で、妊娠がわかっている未成年女性の妊娠を妊娠中絶させるあらゆる手段の行使を意味する。本項の目的において、「妊娠中絶」にはいかなる避妊薬または避妊器具の使用も含まれない。

(2) 「医学的な緊急事態」とは、妊婦の死を防ぐために緊急の妊娠中絶が不可避である、あるいは対処の遅延が身体的主要な機能に重大かつ回復不能な障害をもたらす深刻な事態を招くという点において、医師の誠実な臨床的判断に基づき、妊娠している未成年者の健康状態が悪化しているとみなされる事態を意味する。

(3) 「通知」とは、医師またはその代理人によって署名、日付記入され、親または後見人に宛てて、その監督下にある未成年者が妊娠しており、妊娠中絶を依頼した旨を知らせる、書面による通知を意味する。

(4) 「親または後見人」とは、ある未成年者について、両親が法的な親権者であればそのどちらか一方、もしくは法的親権を持つ親または個人、法的後見人のいずれかを意味する。

(5) 「親または後見人の監督下にある未成年者」とは、法的に有効な婚姻関係にない18歳未満の女性で、米国の現役軍務に就いておらず、州法において親または後見人の監督からの自立宣言が認められていない者を意味する。本項の目的において、18歳未満の女性が妊娠したことにより親または後見人の監督から自立したとみなされることはない。

(6) 「医師」とは、California州の制定法および規制において、親または後見人の監督下にある未成年者に妊娠中絶を実施することを許可されたすべての者を意味する。

(b) 第1条第1項、もしくは、副項 (f) に規定された医学的な緊急事態とは一致せず除外される、本憲法または法律のいかなる条項にもかわらず、医師は、副項 (c) に規定された通り、医師または医師代理人が親または後見人のいずれかに書面による通知を直接手渡し、その直接の通知から最低48時間の考慮時間が経過するまで、もしくは、副項 (d) に規定された通り、郵便により通知が配達されたとき医師が推定し、その郵便配達推定時間から最低48時間の考慮時間が経過するまで、もしくは、副項 (e) に規定された通り、医師または医師代理人が親または後見人から通知に対し書面による権利放棄を受領するまで、もしくは、副項 (h)、(i)、(j) のいずれかに規定された通り、医師が裁判所から通知に対する権利放棄の写しを受領するまでは、親または後見人の監督下にあり、妊娠している未成年者に対し、妊娠中絶を実施しないものとする。あらゆる通知または権利放棄は、その写しを親または後見人の監督下にある未成年者の医療記録と共に保管する。医師または医師代理人は、親または後見人の監督下にある未成年者に対し、親または後見人が本項に規定された通りに通知を受領する旨を伝える。

(c) 書面による通知は、医師または医師代理人が親または後見人に直接手渡すものとする。通知用紙の書式は、州ヘルスサービス部門

がこれを規定する。通知用紙は英語およびスペイン語の両言語、英語およびCalifornia公式投票者情報ガイドが発行されているその他の言語でも提供される。

(d) 副項 (c) で定められた直接の手渡しの代わりに、書面による通知は、親または後見人の最新の住所をもって、親または後見人に宛てた書留郵便で行うことができ、書留受領通知と、郵便局員が認められた名宛人に限り郵便を配達する、受け取り指定配達を必要とする。時宜にかなった通知を確実にするため、これと同時に、書面による通知の写しを別途親または後見人に第1種郵便でも送付する。通知は、本副項の条項において、書留で送付された書面による通知の消印から2日目の正午をもってのみ配達推定されるものとし、通常の郵便配達が行われない日は数えない。

(e) 親または後見人の監督下にある未成年者の妊娠中絶を受けようとする通知、ならびに最低48時間の考慮時間は、親または後見人がこれを権利放棄することができる。権利放棄は、州ヘルスサービス部門が規定する書式の書面により、親または後見人の署名、日付、公証をもって行うものとする。書面による権利放棄は、親または後見人が医師または医師代理人に直接これを手渡した場合、公証の必要はない。書式は、以下の文を含む：「警告。親または後見人によって通知に関する権利が放棄されたとき医師または医師代理人に信用させる目的で、医師または医師代理人に対し意図的に虚偽の情報を提供することは、犯罪である。」権利放棄用紙は英語およびスペイン語の両言語、英語およびCalifornia公式投票者情報ガイドが発行されているその他の言語でも提供されるものとする。

(f) 通知は、親または後見人の監督下にある未成年者の医療記録において、副項 (a) のパラグラフ (2) に定義された医学的な緊急事態により妊娠中絶が必要であるとする、医師の誠実な臨床的判断を支持する医学的兆候を医師が保証する場合、本項においてはこれを必要としない。

(g) 通知は、本副項および副項 (h)、(i)、(j) のいずれかに従い権利放棄された場合、本項においてはこれを必要としない。親または後見人の監督下にある、妊娠している未成年者が、親または後見人に対する通知を許可しない場合、当該未成年者は少年裁判所に陳情書を提出できる。親または後見人の監督下にある未成年者が、本副項に従い、陳情書の提出を希望する場合、裁判所は、本項に従い要求される陳情書および届出の準備について、当該未成年者、もしくは当該未成年者に委託された者を補助する。陳情書は、当該未成年者の申請理由の特異性を説明しなければならない。裁判所は必ず、当該未成年者の身元を機密扱いにし、すべての裁判所手続きを非公開とする。陳情書提出において、提出費用は請求されない。親または後見人の監督下にある妊娠している未成年者は、少年裁判所における手続きに本人が出廷し、自ら、または任意に選択した法律顧問を伴い、陳情を述べることができる。裁判所は、当該未成年者に対し、公選弁護人を要求する権利がある旨の説明も行う。裁判所は、当該未成年者への訴訟上の後見人を指名する。審問は、親または後見人の監督下にある未成年者、当該未成年者の訴訟上後見人、当該未成年者の弁護人のいずれかの書面による要求をもって延期されない限り、陳情書提出から開廷日にして2日目の午後5時に行われる。訴訟上の後見人が延期を要求した場合、親または後見人の監督下にある未成年者、もしくはその弁護人の同意がなければ、開廷日にして2日以上延期は認められない。親または後見人の監督下にある未成年者は、審問の日付、時刻、場所について連絡される。判決は、案件の開陳から開廷日1日以内に下される。判事は、決定を支持する判事の実事認定と法的判断についての書類を含む、証拠記録の保持を命令する。

(h) (1) 判事が、親または後見人の監督下にある未成年者が妊娠中絶を受けようかどうかを決定できるほど十分成熟し、かつ十分な知識を有しているという明確で説得力のある証拠を認める場合、判事は親または後見人に対する通知の権利放棄を認める。

(2) 判事が、親または後見人に対する通知が親または後見人の監督下にある未成年者にとって最善ではないという明確で説得力のある証拠を認める場合、判事は通知の権利放棄を認める。親または後見人に対する通知が当該未成年者にとって最善ではないという認定が、親または後見人による身体的、性的、あるいは精神的虐待の証拠に基づいてなされる場合、裁判所は必ずその証拠がしかるべき郡の児童保護機関に認識されるよう取り計らう。

提案された法律の本文 (提案第73号続き)

(3) 判事がパラグラフ (1) または (2) に示した認定を行わない場合、判事は陳情を却下する。

(i) 判事が副項 (g) に示された期間内に判決に至らず、延期の要求やその認可がない場合、陳情は許可されたとみなされ、通知条件は権利放棄される。

(j) 親または後見人の監督下にある未成年者は少年裁判所の判決について、判決登録の後いつでも控訴することができる。司法議会は規則に従って、控訴の実務と手順、ならびに控訴に関する記録の準備と提出について時間と様式を規定し、これら手続きの文書書式を規定することができる。これらの手順は、控訴申し立ての提出から公判日にして3日以内に審問が行われることを必要とする。親または後見人の監督下にある未成年者は、審問の日付、時刻、場所について連絡される。判決は、案件の開陳から1公判日以内に下される。上訴裁判所は必ず、親または後見人の監督下にある未成年者の身元は機密扱いにし、すべての裁判所手続きを非公開とする。控訴提起において、申請費用は請求されない。控訴の判決は、案件の開陳から1公判日以内に下される。

(k) 司法議会は規則に従って、親への通知の権利放棄陳情、審問、判決登録に必要と思われる実務と手順を規定し、これら手続きの文書書式を指定することができる。各裁判所は、親または後見人の監督下にあり、陳情書を提出する未成年者の個人情報保護を確実にするために司法議会が規定する様式に従い、陳情書提出件数、副項 (h) のパラグラフ (1) または (2) により認められた陳情件数、副項 (i) により認められるとみなされた陳情件数、副項 (h) のパラグラフ (3) により却下された陳情件数、副項 (j) により却下され、認められた陳情件数についての判事による報告書を司法議会に毎年提出し、司法議会が、親または後見人の監督下にあり、陳情書を提出する未成年者の個人情報保護の目的で、各報告書に含まれる情報は一般開示前に裁判所または郡によって集約されるべきであるという決定をしない限り、これら報告書は一般に開示される。

(l) 州ヘルスサービス部門は、医師が親または後見人の監督下にある未成年者に実施した中絶に関する報告書の書式を規定する。報告書は、未成年者やその親(両親)または後見人の氏名を明らかにせず、未成年者やその親(両親)または後見人の身元を特定できるような他の情報を要求しないものとする。報告書には手続きの日付、親または後見人の監督下にある未成年者の出生年月、妊娠期間、妊娠中絶術の種類、妊娠中絶を実施した医師、妊娠中絶を実施した場所を記載する。報告書には、妊娠中絶が、副項 (c) により通知の手渡しから、もしくは、副項 (d) により親または後見人への郵便による通知の配達推定時間から最低48時間以降に実施されたかどうか、副項 (e) により親または後見人の通知に関する権利放棄の後で実施された妊娠中絶であったのか、副項 (f) により通知なしに実施された緊急妊娠中絶であったのか、副項 (h) のパラグラフ (1) または (2)、副項 (i)、副項 (j) のいずれかにより通知に関する司法上の権利放棄の後に実施された妊娠中絶であったのかについても、記述する。

(m) 親または後見人の監督下にある未成年者に対し妊娠中絶を実施する医師は、副項 (l) に従い規定された書式による報告書に日付記入、署名の上、1か月以内に州ヘルスサービス部門にこれを提出するものとする。当該医師の身元は守秘され、California州公文書法令による情報開示の対象とはならない。

(n) 州ヘルスサービス部門は、副項 (l) に指定された情報に基づき年次統計報告を集積する。年次報告には、副項 (m) に定められた通り、報告書を提出した医師の身元情報を記載しない。集積は、実施された郡ごとの月次の妊娠中絶件数、未成年者の年齢、妊娠期間、妊娠中絶術の種類、副項 (c) または (d) により親または後見人への通知の後に実施された妊娠中絶件数、副項 (f) により親または後見人への通知なしに実施された緊急妊娠中絶件数、副項 (e) により親または後見人の通知に関する権利放棄の後に実施された件数、副項 (h) のパラグラフ (1) または (2)、副項 (i)、副項 (j) のいずれかにより司法上の権利放棄の後に実施された妊娠中絶件数についての統計情報を含むものとする。年次統計報告書は、郡の公共衛生担当公務員および州議

会議員、州知事、州民がこれを利用できるものとする。

(o) 親または後見人の監督下にある未成年者に中絶を実施しながら、故意に、または怠慢により本項の条項に従わない者は、親または後見人の監督下にある未成年者、その法定代理人、あるいは不当に通知を拒否された親または後見人によって起こされる民事訴訟の損害についての責任を負うものとする。当該者は、本項に従う必要のある情報について、親または後見人の監督下にある未成年者、または他者が行った提示が真正であり真実であると、慎重で慮深い人物を納得させるに十分な証拠を当該者が信頼したと書面による証拠をもって立証する場合、本項において責任を問われない。本副項の下で起こされた法的措置の最終判決の確定以前のいかなる時点でも、親または後見人は、実際の損害額に代わり、法定損害賠償である1万ドル(\$10,000)を受け取るという選択を行うことができる。原告は、本項に従い賠償される損害額に加え、相応な弁護士費用についても賠償を受ける資格がある。本項のいかなる内容も、親または後見人の通常法における権利、もしくは、親または後見人の監督下にある未成年者に対する妊娠中絶による傷害に関して、個人、州、地方政府機関があらゆる者に対するあらゆる傷害または損害について制定法または通常法の下に有する、連邦法または州法における法律上、衡平法上、行政上のあらゆる救済方法を含む、責任理論において救済を受ける権利を、無効化、限定、または規制するものではない。

(p) 医師の患者である親または後見人の監督下にある未成年者以外の者、もしくは、その医師または医師代理人以外の者で、本項に従い通知が行われる、または行われた、もしくは、通知に関する権利放棄が受領された、もしくは、親または後見人の監督下にある未成年者が親または後見人の監督下にある未成年者ではないと医師または医師代理人に信用させる目的で、医師または医師代理人に対し意図的に虚偽の情報を提供したいいかなる者も、軽犯罪で有罪となり千ドル(\$1,000)の罰金が課徴される。

(q) 医師は、副項 (a) の (2) 項に定義された医学的な緊急事態の特定の事情、もしくは、同意の取得を妨げる当該未成年者の精神的無能力による場合を除いて、副項 (c) または (d) に従い行われた通知、もしくは、副項 (e)、副項 (h) のパラグラフ (1) または (2)、副項 (i)、副項 (j) のいずれかに従い受領された権利放棄に関わらず、親または後見人の監督下にある当該未成年者の同意なしに、親または後見人の監督下にある未成年者に対する妊娠中絶を実施してはならない。

(r) 何者かによる暴力、暴力行使の脅迫、食糧または居所の剥奪やそれについての脅迫を受け、妊娠中絶実施の同意を強要されている、親または後見人の監督下にある未成年者は、副項 (c) または (d) に従い行われた通知、もしくは、副項 (e)、副項 (h) のパラグラフ (1) または (2)、副項 (i)、副項 (j) のいずれかに従い受領された権利放棄に関わらず、少年裁判所に救済を求めることができる。裁判所は案件を迅速に考慮し、当該の強要を防ぐのに必要と思われる救済を図る。

(s) 本項は、本項が承認された選挙後90日間は効力がないものとする。司法議会はこの90日間に、規則、実務、また手順を規定し、副項 (k) に定められた書類を準備、使用に備える。州ヘルスサービス部門はこの90日間に、副項 (c)、(e)、(l) にそれぞれ規定された書類を準備し、使用に備える。

(t) 本項のいかなる条項、副項、文、節、成句、単語の1つ以上、もしくは、それらの個人または状況に対する適用が違憲または無効であると判断される場合、当該部分は分離可能であり、本項の残部は当該の違憲性または無効性に関わらず有効であることをここに宣言する。本項の各条項、副項、文、節、成句、単語は、1つ以上のいかなる条項、副項、文、節、成句、単語も違憲または無効であると宣言されうという事実に関わらず、投票者によって承認されているであろうものである。

(u) 本項に特に定められたすべての権利、義務、特権、条件、限定を除き、本項に記載されているいかなる内容も、妊娠中絶、またはその財源に関わる他の権利、義務、特権、条件、限定を付与、保護、また否定するものと解釈されないものとする。

提案された法律の本文 (続き)

提案第74号

この州民発案による法案は、California州憲法の第II条第8項の条項に基づいて、州民に提出される。

この州民発案による法案は、教育法の項を修正する。したがって、新規部分が明確となるよう、追加が提案されている条項はイタリック体で表記されている。

提案された法律

第1項 表題

本法案は、「子どもの利益優先法令」と称されるものとする。

第2項 認定と宣言

(a) Californiaの児童は、最良の教師を得てしかるべきである。

(b) 教師は現在、2年間のみ勤務後に本採用の地位を与えられる。専門家の考えでは、教師の最終的な素質と技術レベルは、2年間だけでは完全に評価できない。

(c) 教師の配属は生徒のニーズよりも教師の年功や在職期間の規則に重きが置かれ、最良の教育経験を生徒から奪っている。

(d) 教師が本採用の地位にある場合、以下のような現状がある。

(1) 組合が交渉した規則により、多くの場合教師は生徒のニーズや学校の最善の利益ではなく、年功によって役職への配属が求められる。

(2) 教師を交代させる場合、代わりの教師がどれほど有能に関わらず、手続きに15万ドル以上もかかる長期の訴えを経て初めてそれが可能となる。

(e) 生徒に最高の教育機会を提供するために、教師の人事配属をより柔軟にすることが早急に求められる。

第3項 目的と意図

本法案の制定にあたり、教師の人事配属において生徒のニーズに高い優先度が与えられることを確実にすることが、California州民の意図するところである。

第4項 教育法第44929.21項を、以下のように修正する。

44929.21. (a) 日常的な平均生徒数が250人以上の、あらゆる種類の学区または学級の職員で、学区により正規資格を必要とする役職に通年で連続3学年雇用された後、翌学年の正規資格を必要とする役職に再採用された者は、翌学年の開始時点で、当該学区の正規職員となり、またそのように分類される。

本副項は、1983-84会計年度より前に試用期間が開始された、試用期間中の職員にのみ適用される。

(b) 日常的な平均生徒数が250人以上の、あらゆる種類の学区または学級の職員で、学区により正規資格を必要とする役職に通年で連続2学年雇用された後、翌学年の正規資格を必要とする役職に再採用された者は、翌学年の開始時点で、当該学区の正規職員となり、またそのように分類される。

管理役員会は当該職員に対し、学区による正規資格を必要とする役職への職員の雇用が通年で連続2学年目の3月15日以前に、翌学年の当該役職への再採用または不採用についての決定を通知するものとする。管理役員会が本項に従って、もしくは3月15日以前に通知を行わない場合、職員は翌学年について再採用されたものとみなされる。

本副項は、1983-84会計年度中、またはその後の会計年度に試用期間が開始された、試用期間中の職員にのみ適用される。

(c) 日常的な平均生徒数が250人以上の、あらゆる種類の学区または学級の職員で、学区により正規資格を必要とする役職に通年で連続5学年雇用された後、翌学年の正規資格を必要とする役職に再採用された者は、翌学年の開始時点で、当該学区の正規職員となり、またそのように分類される。管理役員会は当該職員に対し、学区による正規資格を必要とする役職への職員の雇用が通年で連続5学年目の3月15日以前に、翌学年の当該役職への再採用または不採用についての決定を通知するものとする。管理役員会が本項に従って、もしくは3月

15日以前に通知を行わない場合、職員は翌学年について再採用されたものとみなされる。

本副項は、2003-04会計年度中、またはその後の会計年度に試用期間が開始された、試用期間中の職員にのみ適用される。

第5項 教育法第44932項を、以下のように修正する。

44932. 本採用職員の解雇理由。本採用または試用期間中の職員の反職業的行為に対する停職処分。

(a) 本採用職員は、以下のうち1つまたは複数の理由がなければ、解雇されないものとする。

(1) 反道徳的または反職業的行為。

(2) 1919年制定法の第188章、またはその修正により禁止されている犯罪的サンディカリズム行為の遂行、支援、または遂行の奨励。

(3) 不正。

(4) 不満足な勤務状況。

(5) 職務への明らかな不適性。

(6) 当該者による児童への指導や接触が不適だと思われる身体的または精神的状態。

(7) 州学校法、もしくは、州教育役員会または当該者を雇用している学区の管理役員会により、公立学校の統治のために規定された妥当な規則に対する継続的な違反または服従の拒否。

(8) 重罪または不道徳行為に関わる犯罪についての有罪判決。

(9) 第51530項の違反、もしくは、1947年制定法の1418章により追加された政府法規第1028項に示された行為。

(10) 職員が認識した上で共産党の党员であること。

(11) アルコール依存症または他の薬物中毒により、職員による児童への指導や接触が不適であること。

(b) 学区の管理役員会は、第44933項、第44934項、第44935項、第44936項、第44937項、第44943項、第44944項に定められた手順に従い、本採用の正規職員、または、日常的な平均生徒数が250人未満の学区では試用期間中の職員を、反職業的行為を理由に、無給で一定期間停職させることができる。この権限の付与は、政府法規第3543.2項、副項 (b) に従い、団体交渉協定を採用している学区には適用されない。

(c) 本採用の職員が、第3条第II章(第44660項以降)に従い実施された評価において2回連続で不満足な評価を受けた場合、本項で意味するところの不満足な勤務であるとされ、学区の管理役員会はその決定権において、第44934項および第44938項に関わらず、職員の評価報告に基づいた書面による通知により当該職員を解雇することができる。解雇通知の受領から30日以内に、当該職員は第44944項に従い実施される行政審判を要求することができる。

第6項 投票法案の対立

この法案と教師の終身在職権に関連した別の法案が、同じ州選挙の投票用紙に記載された場合、この別の法案の規定は、当法案と対立関係にあると見なされる。この法案に対する賛成票の方が多かった場合は、この法案の全条項が他に優先するものとみなし、別の法案の条項は無効となる。

第7項 可分性

本法令の条項のいずれか、または一部が、理由の如何に関わらず無効または違憲であるとみなされる場合、残りの条項はその影響を受けずに全効力を保持し、このために条項は分離可能とする。

第8項 改正

本法案は、その目的を推進するため、州議会の両議院において議員投票の3分の2以上で可決し、知事の署名を受けた法案により修正することができ、かかる法案は各議会での通過の前に最低14日間を与えられ、最終法案の写しは各議会の書記官により、一般および報道機関に公表されるものとする。

提案された法律の本文 (続き)

提案第75号

この州民発案による法案は、California州憲法の第II条第8項の条項に基づき、州民に提出される。

この州民発案による法案は、政府法規に本項を追加する。したがって、追加新規部分が明確となるよう、追加が提案されている条項はイタリック体で表記されている。

提案された法律

第1項 表題

本法案は、「政治運動目的の組合費使用を承認する公務員の権利に関する法令」と称されるものとする。

第2項 認定と宣言

California州民は、以下の事項を認定し、宣言する。

(a) 公務員は一般的に、労働組合に加入するか、加入の代わりにその労働組合に対し手数料を支払うことが求められる。

(b) 公務員の労働組合は、公的資金から支払われる組合員の給与から差し引いた組合費または手数料により運営されている。

(c) 通常これらの組合費または手数料の一部は、州および地方の議員候補者および投票法案を支持している労組幹部の政治目的を支援するために使用される。公務員の組合費または手数料は、自身の支持しない選挙候補者または投票法案への支援に使用されることが多々ある。

(d) 公務員が支持しない政治活動または候補者に対して金銭の提供を強要されることは、根本的に不正である。

(e) 公金が関わっていることから、州民は、労働組合の政治目的支援を目的とする組合費または手数料の使用を承認する権利が公務員に保証されるよう求める権利がある。

(f) 公務員の組合費または手数料を政治運動目的で使用することは非について公務員の発言権を保証するには、事前に承諾を得ることを必要とするのが公平かつ公正である。

第3項 目的と意図

本法案の制定にあたり、公務員の組合費または手数料を政治運動目的で使用することは非について公務員の発言権を保証することが、California州民の意図するところである。

第4項 政府法規表題9に第5.9章(第85990項以降)を以下のよう

第5.9章

85990. (a) すべての公務員労働組合は、副項 (c) に定める書式にて組合員または非組合員と組合の役員が署名し、事前の12ヶ月以内に受領された組合員または非組合員の書面による承諾がある場合を除き、第82013項副項 (a) に定義された献金団体に対する支払いのために、組合費、エージェンシーショップ費、その他労働組合員または非組合員が支払う手数料のいかなる部分をも、給与所得控除または直接徴収を介して、使用または調達してはならない。

(b) 副項 (a) は、合衆国法規表題26第501 (c) (3) 項に従い組織された慈善団体の利益のため、または健康保険やそれに類似した特定の労働組合員または非組合員に直接利益を与える目的のため、労働組合員または非組合員から徴収された組合費または手数料には適用されない。

(c) 副項 (a) に参照される承認は以下の書式に従うものとする。この書式の目的はかかる承認についての文書に限定される。書式の表題は、最小24ポイントの太字で「組合費または手数料の政治的使用に対する承諾、または、政治献金の依頼」とし、最小14ポイントの太字で以下と同じ文言を記す。

この文書に署名することにより、今後12ヶ月間、毎回の組合費またはエージェンシーショップ費から、組合が__00ドルを政治献金または支出として使用することを承認するものとします。()

この文書に署名することにより、今後12ヶ月間、毎回の組合費またはエージェンシーショップ費から、組合が__00ドルを(献金団体の名称) に対する政治献金として差し引くことを依頼するものとします。()

該当するボックスをチェックしてください。

(職員氏名)	(組合役員)
(組合名)	(日付)
(日付)	(署名)
(署名)	

(d) 副項 (a) に基づいて、組合費、エージェンシーショップ費、その他の手数料を政治献金または支出目的に使用する公務員労働組合は、副項 (c) に基づいて取得した個々の承認の写し、実際に徴収した資金の額と徴収日、献金団体に送金した資金の額と送金日、資金送金先の献金団体名を含む記録を保存すること。本副項に基づいて保存される記録に、職員の自宅住所や電話番号は含まない。

(e) 副項 (d) に基づき保存されるすべての記録の写しは、要請により委員会に送付されるが、California州公文書法令(政府法規表題1、第7部門、第3.5章(第6250項以降))の対象とはならない。

(f) 副項 (a) に基づいて、献金または支出を承認しない個人について、その個人の組合費、エージェンシーショップ費、その他の手数料を献金または支出の代わりとして増額してはならない。

(g) 副項 (a) および (d) に参照される組合費、エージェンシーショップ費、その他の手数料に献金または支出目的の資金が含まれている場合、副項 (a) に記された承認に署名しない個人に対する組合費、エージェンシーショップ費、その他の手数料からは、その額を減額するものとする。

(h) 本項の要件は、組合員または個人がこれを権利放棄することはできず、これら要件の権利放棄を雇用条件または雇用継続の条件としてはならない。

(i) 本項の目的において、「エージェンシーショップ」は1997年4月1日に制定された政府法規第3502.5項の副項 (a) の定義と同じ意味を持つ。

(j) 本項の目的において、「公務員労働組合」は1997年4月1日に制定された政府法規第12926項の副項 (g) に規定された目的において組織された労働組合を意味する。

第5項 本法案はその目的達成のため、自由に解釈できるものとする。

第6項 この法案と、公務員の同意なしに政治献金または支出目的で使用されている給与所得控除または組合費の使用に対する公務員の同意に関連した別の法案が、同じ州選挙の投票用紙に記載された場合は、この別の法案の規定は、当法案と対立関係にあると見なされる。この法案に対する賛成票の方が多かった場合は、この法案の条項がすべて他に優先するものとみなし、別の法案の条項は無効となるものとする。

第7項 本法案の条項のいずれか、または一部が、理由の如何に関わらず無効または違憲であるとみなされる場合、残りの条項はその影響を受けずに全効力を保持し、このために条項は分離可能とする。

第8項 本法案が投票者により承認されたものの、同じ投票用紙に記載され、本法案と対立関係にあるとみなされた別の法案がより多数の投票数を得て本法案より優先され、さらにこの対立関係にある別の法案が結果的に無効であるとされた場合、本法案が発効することは投票者の意図するところである。

第9項 本法案は、その目的を推進するため、州議会の両議院において議員投票の3分の2以上で可決し、知事の署名を受けた法案により修正することができ、かかる法案は各議会での通過の前に最低14日間を与えられ、最終法案の写しは各議会の書記官により、一般および報道機関に公表されるものとする。

提案された法律の本文 (続き)

提案第76号

この州民発案による法案は、California州憲法の第II条第8項の条項に基づいて、州民に提出される。

この州民発案による法案は、California州憲法の項を修正、削除することにより、明示的に修正するものである。したがって、既存の条項で削除が提案されるものは消し線で表示され、追加が提案されている条項は、新規の部分が明確になるようイタリック体で表記される。

提案された法律

第1項 表題

本法案は、「California州適正予算法令」と称されるものとする。

第2項 認定と宣言

(a) 過去4年間、California州は収入を何十億ドルも上回る予算を制定してきた。

(b) 州議会での予算通過は慢性的に遅く、均衡の取れた予算を通過させる能力に機関として欠けていると思われる。

(c) 多数の公益事業への支出および取り扱い件数が増え続ける対象受給者への給付金支給について、毎年の増加を法が保証しているため、支出は収入よりも速いペースで上昇し続ける。これらの法の変更を州議会が否決すれば、この自動操縦の支出増加がCalifornia州を破産に導くのは明白である。

(d) 2004年3月、州民は圧倒的多数で提案第58号、California州予算均衡法を制定した。州議会がその役割を果たせない場合に予算の非常事態に対応できるよう、California州適正予算法令が必要とされている。

(e) 予算案からの過剰な歳出予算に対する州知事の現在の拒否権や「修正」権では、現行法に定められた支出命令、もしくは年度中の収入減少、予期せぬ支出要求に対応することができない。

(f) 州議会が予算の非常事態に対応できない場合に、州が収入よりも多く支出するのを抑制し、さらなる負債を抱えたり、大幅な増税を強行したりすることがないよう、支出削減を行う州知事の権限が必要である。

(g) 州議会が制定する決められた支出公式に対する財政的義務を果たすため、州は何十億ドルもの資金を学校、交通基金、また地方政府から借り入れている。憲法はこのような予算のからくりを禁止し、現在の負債を悪化させることなく借入金返済をよう定めるべきである。

第3項 目的と意図

本法案の制定にあたり、以下を実現する包括的な予算改革を制定することが、California州民の意図するところである。

(a) 州が均衡の取れた予算を期間内に制定できるよう支援する手段を提供し、増税への圧力を軽減させる；

(b) 財政非常事態に州議会がその役割を果たせない場合、支出削減により予算の均衡を図るよう定める。

第4項 California州憲法第IV条第10項を以下のように修正する。

第10項 (a) 州議会を通過した各法案は州知事に提示されなければならない。州知事が署名した法案は、制定法となる。州知事は、反対理由と共に修正案を通過させた議会に差し戻すことにより、この修正案を拒否できるが、議会は、記録簿に反対理由を記入して、再審議に入る。その後、上下両院が記録簿に記入される氏名点呼投票によりこの法案を通過させた場合、3分の2の議員の賛成により、この法案は制定法となる。

(b) (1) 2年間の州議会で、2年目の再召集のために、上下両院休会のため州議会が休会となる日、またはそれまでに通過した、州議会、連邦議会、あるいはその他選挙区の境界線の決定あるいは変更法案で以外のすべての法案、またその後州知事の所有となり、その日から30日以内に差し戻されない法案は、制定法となる。

(2) 2年間の州議会において2年目の9月1日以前に州議会を通過し、それ以後州知事の手へ渡り、その年の9月30日あるいはそれまでに差

し戻されない法案は、制定法となる。

(3) 州知事に提出されてから12日以内に差し戻されなかったその他すべての法案は制定法となる。

(4) 州議会が特別審議を休会して法案の差し戻しと拒否のメッセージを阻止する場合、州知事が、その法案が提示されてから12日以内に、その法案と拒否のメッセージを州務長官事務所に届けることによって拒否しない限り、その法案は制定法となる。

(5) 本副項の paragraph (3) または (4) に従って、州知事が行動をとることが必要な期間の12日目が土曜日、日曜日、あるいは祝日に当たる場合、この期間は、土曜日、日曜日、あるいは祝日にあたらない、次の日にまで延長される。

(c) 2年間の州議会の初年度に提案された法案が2年目の1月31日までに提案された院により通過されなければ、その法案は、その院では以後討議されない。選挙を召集する制定法、課税あるいは現在の州通常支出のための歳出予算を規定する制定法、および、緊急制定法、州知事が拒否した後に通過した法案を除き、偶数年の9月1日以降には上下両院で法案は通過しない。

(d) 州議会は、2年間の州議会において2年目の11月15日を過ぎると、州知事に法案を提出しない。

(e) 州知事は、法案のそのほかの部分承認する一方で、歳出予算の項目を1つ以上削減あるいは除外することができる。州知事は、その行動の理由とともに、削減あるいは除外された項目の声明を法案に付け加える。州知事は、その法案を起案した院に、声明と理由の写しを送付する。削減あるいは除外された項目は、別に再審議され、法案と同じように州知事の拒否を無効にすることができる。

(f) (1) 2006-07会計年度以降の毎会計年度において、各年度の許容総支出の最高額は、前年度総支出を1で乗じ、それに paragraph (3) で定義する一般財源収入および特別基金収入の過去3年度の平均年間増加額を足して算出するものとする。

(2) paragraph (1) に基づく収入の平均年間増加額の算出には、可能であれば当該年度の実質収入額を使用する。実質収入額が不明の場合、財務部が通常の、透明なプロセスによりこれを概算するものとする。

(3) 「一般財源収入および特別基金収入」は、すべての税金、その他州によるあらゆる課徴金または取り立て金、その他2004-05会計年度において「一般財源」または「特別基金」収入源とみなされるすべての収入源を意味する。「一般財源収入および特別基金収入」は、連邦基金、信託および代理基金、事業基金、公債基金といった非政府出資基金を含まない。

(4) 非常事態にある会計年度には paragraph (1) により設けられる支出制限を超過する場合がある。「非常事態」とは、米国の敵による攻撃、あるいは攻撃の可能性や切迫した状況、伝染病の流行、火災、洪水、干ばつ、暴風雨、騒乱、地震、津波、火山噴火による災害状況あるいは州内における州民および財産の安全に対する危機的状況の存在を意味し、州知事がこれを宣言する。本項に従い制限を超過した支出は、翌年度の支出許容額を決定する支出基準の一部とはならない。

(5) 一般財源収入および特別基金収入の合計が、(1) 項により設けられた支出制限により、当該年度に支出できる額を超えた場合、この超過額は一般財源および各特別基金に比例配分されるものとする。各特別基金に割り当てられた収入の超過分は、その特別基金の翌会計年度の支出用として備蓄される。一般財源に割り当てられた収入の超過分は、以下の通り配分される。

(A) 25パーセントは予算均衡勘定へ割り当てられる。

(B) 50パーセントは予算条例に従い、以下の通り割り当てられる。(1) 第XVI条の第8項に準じたメンテナンスファクターの2005年6月30日時点での未払い分に対し、全額返済するまでとするが、各会計年度の割り当て額は2005年6月30日時点の残高の15分の1を超えないものとする；

(2) 赤字回復公債償還返済基金勘定科目に対し、経済回復公債法に従い発行された公債の未払い分を償却するまで、(3) 交通投資基金

提案された法律の本文 (提案第76号続き)

に対し、2003-04、2004-05、2005-06、2006-07の各会計年度に一般財源が借り入れた額を全額返済するまでとするが、各会計年度の割り当て額は2007年6月30日時点の残高の15分の1を越えないものとする。本サブパラグラフに従った資金の入金は、第XVI条、第20項、副項(f)の paragraphs (1) に定められた赤字回復公債償還返済基金勘定科目への振替を補足するが、それに代替するものではない。

(C) 25パーセントは、ここに信託基金として資産部に設置する学校、道路、ハイウェイ建設基金に対して割り当てられ、基金は州議会の承認を受けて、道路およびハイウェイ建設計画、および学校建設や近代化計画に使用することができる。本条項に従い学区に割り当てられる資金は、第16章の第8項の対象とならない。

(D) サブパラグラフ(B)または(C)に従い支出された資金は、パラグラフ(1)に従い翌年度の支出許容額を決定する目的における支出基準の一部とはならない。

(g) (1) 2004-05年会計年度の予算案の制定後に、州知事がその会計年度に一般財源準備金が、制定されたように、会計年度の予算案に基づき、一般財源準備金の予想をはるかに上回って増加する、またはその両方であると決定した場合、州知事は、財政非常事態を宣言する宣言書を発行し、議会にこの目的で特別審議を行わせることができる。宣言書は、財政非常事態の原因を明らかにし、州知事は、財政非常事態への対応を提案する法案とともに、宣言書を州議会に提出する。いずれかの四半期の終わりに、当該会計年度について、一般財源収入が財務部の予算見積もりを少なくとも年率にして1パーセントから1.5パーセント下回る割合で下がっていると判断した場合、あるいは、2006-07年会計年度の予算案の制定後に、州知事がその会計年度について、予算均衡勘定の残高が年度初頭にあった利用可能残高の半分を下回る額に落ち込むと判断した場合、州知事は財政非常事態を宣言する宣言書を発行し、議会にこの目的で特別審議を行わせることができる。宣言書は、財政非常事態改善に向けた法案の特徴を明示するものとする。

(2) 本憲法のいかなる他の条項にも関わらず、宣言書の発行後45日目まで、あるいは、その時点で第IV章、第12項の副項(g)に従い歳出予算に対する権限が与えられている場合は30日目までに財政非常事態を改善する法案が制定されない場合、州知事は財政非常事態改善の必要に応じて、歳出予算項目を削減することができる。州知事は独自の決定権で、歳出予算を均等比率において、あるいは不均等に削減してよいものとする。

債務返済に対する歳出予算、あるいは連邦法および規制に準拠する必要のある歳出予算、減額により州が当事者となっている契約に違反するおそれのある歳出予算については、削減は実施されない。

(3) 本憲法のいかなる他の条項にも関わらず、州知事が歳出予算を削減する権限は、あらゆる契約、団体交渉協定、または本パラグラフに追加される法案の発効日当日またはそれ以降に州の支払い義務が発生した、法に基づく他の給付に関するあらゆる一般財源支出にも適用される。

(4) パラグラフ(2)で説明される削減権は、当該会計年度の終了前で、財務非常事態の終了を宣言する知事発行の宣言書の発効日、もしくは、削減実施に必要な予算や法規が制定されるまで適用される。

(5) 州議会が、宣言書の発行後45日目までに財政非常事態に対応する法案を通過させて州知事に送ることを怠る場合、州議会は、その法案を通過させて州知事に送るまで、他のいかなる法案を討議することができず、また、州議会は両院を休会することができない。

(3) (6) 本項に従って財政非常事態に対応する法案には、その旨を明記する。

(h) 2006-07会計年度の予算案の制定後に、州知事がその会計年度について、総支出が副項(f)の paragraphs (1) により設けられた制限を越えることが予想されると判断した場合、州知事は支出超過の削減または解消を州知事命令法案で実施できる範囲で、州議会に提案、または実施する。当該会計年度終了後に、財務局長により当該年度の実際の支出がその年の最高許容額を超えていたと判断された場合、その判断が下される会計年度の翌年度について副項(f)の下で決定される支出の最高許容額から当該超過額を減額するものとする。

第5項 California州憲法第IV条第12項を以下のように修正する。

第12項 (a) 各暦年の最初の10日以内に、知事は議会に対し、説明書とともに、州歳出の提案および予想される州歳入の項目毎の明細を含む会計年度の予算案を提出する。提案した歳入が予想される歳入を上回る場合は、知事は、追加の歳入を提供する資金源を提案しなければならない。

(b) (1) 知事および次期知事は州政府機関、担当官、職員から、予算に必要と判断される情報の提供を要求する場合がある。

(2) 財務局長は少なくとも四半期ごと、また予算案が制定されていない会計年度には年度の初めに、州知事に州の収入および支出の現状を報告する。

(c) (1) 予算には、提案する支出項目を記載した予算案を添付するものとする。

(2) この予算案は予算担当の委員会の委員長によって即時に上院、および下院に提出するものとする。

(3) 議会は毎年、6月15日の深夜までに予算案を通過させるものとする。

(4) 予算案が成立するまで、議会は、その予算案が採択される予定の会計年度内の支出に対し資金を充当する別の法案を、検討事項として州知事に送付することはできない。ただし、知事に勧告された非常事態法案、もしくは、州議会の俸給や支出に対する歳出予算は例外とする。

(d) 予算以外の法案はすべて、複数の歳出予算項目を含むことはできず、また、特定の明確な1つの目的のためのものでなければならない。州の一般財源からの歳出予算は、公立学校への歳出予算を除き、記録簿に記入される指名点呼投票で議員の3分の2の賛成を獲得して上下院で通過しない場合には無効となる。

(e) 議会は、予算の提出、許可、執行、および全州政府機関の要求の申請手続きを管理する。

(f) 2004-05年度以降の会計年度では、当該会計年度に一般財源から充当する予算案で、その予算案の通過日時点の当該会計年度の一般財源からのすべての歳出予算と、第XVI条第20項に従い当該会計年度に一般財源から予算均衡勘定に振り替えられた金額を足した場合の総額が、予算案通過日時点での当該年度の一般財源収入予算額を超える場合、州議会は州知事への検討項目としてこれを送付せず、州知事も法制定に署名しない。一般財源の収入予算額は、州議会が通過させる予算案に示される。

(g) 本副項を追加する法案の発効日の会計年度、またその後の会計年度に、予算案が7月1日より前に制定されていない場合、その日の時点で、本憲法の他のいかなる条項にも関わらず、直前の会計年度の予算案、またその予算案へのあらゆる修正の歳出予算各項目で配分された額と同じ額が当該会計年度に配分されるものとし、債務返済に合わせて、その予算案または予算案への修正にある項目に適用されるのと同じ割合で、同じ目的のために、同じ資金源から、同じ条件において予算配分される。本副項に説明される歳出予算に対する権限は、当該会計年度に対して制定される予算案の発効日まで適用される。

提案された法律の本文 (提案第76号続き)

(h) (1) 2006年7月1日以降、特別基金から一般財源に資金を借入金として振替を行ってはならない。この期日より前に一般財源に対して貸し付けを行う目的で特別基金から一般財源に振り替えられ、2006年7月1日までに当該の特別基金に返済されない資金は、2021年7月1日までに当該の特別基金に返済されるものとする。

(2) 州の短期のキャッシュフローの必要を満たす目的の借入金について、本副項に含まれる禁止事項は、借り入れた年度と同じ会計年度内に借り入れ先の特別基金に負担額が完済される場合、もしくは、翌会計年度に対する予算案が制定された日から30日以内に返済される場合は、適用されない。

第6項 California州憲法、第XVI条の第8項を以下のように修正する。

第8項 (a) 州のすべての収入から、州によって公立学校制度および高等教育の公立施設の支援にあてられる金額を最初に確保する。

(b) 1990-91会計年度以降、州によって学区とコミュニティカレッジ学区の支援にあてられる金額は、以下の金額のいずれか高額な方を下回らないものとする。

(1) この金額は、第XIII B条に従い予算配分できる一般財源収入の割合としては、1986-87会計年度1986-87に一般財源収入から学区およびコミュニティカレッジ学区に予算配分された割合に等しい。

(2) 一般財源税収から学区およびコミュニティカレッジ区への割り当て総額が確実に第XIII B条に従い予算配分されるべき額と割り当てられた地方税収は、第8.5項の副項 (a) に従い割り当てられた収入を除き、第XIII B条、第8項、副項 (c) のパラグラフ (1) に従い就学者数と一人当たりの一般財源収入の変動について調整した、前会計年度の同じ内容の額の総額を下回らないものとする。本パラグラフは、California州の一人当たりの個人所得の成長率が、一人当たりの一般財源収入の成長率に0.5パーセント足した数値よりも低いか、それと等しい会計年度にのみ、効力を持つ。

(3) (A) 一般財源税収から学区およびコミュニティカレッジ区への割り当て総額が確実に第XIII B条に従い予算配分されるべき額と割り当てられた地方税収は、第8.5項の副項 (a) に従い割り当てられた収入を除き、就学者数と一人当たりの一般財源収入の変動について調整した、前会計年度の同じ内容の額の総額と等しい。

(B) さらに、0.5パーセントに前年の学区およびコミュニティカレッジに対して一般財源税収から第XIII B条に従い予算配分された割り当て総額を乗じた額と地方税収を割り当てた額は、第8.5項の副項 (a) に従い割り当てられた収入を除き、就学者数の変動について調整される。

(C) 本パラグラフ (B) は、ある会計年度のCalifornia州の一人当たりの個人所得の成長率が、一人当たりの一般財源収入の成長率に0.50.5パーセント足した数値よりも高い会計年度にのみ、効力を持つものとする。

(D) 本パラグラフは、本サブパラグラフを追加した法案が発効した年度の翌会計年度には、効力を持たない。

(c) どの会計年度においても、副項 (b) パラグラフ (1) に従って算出された額が、副項 (b) パラグラフ (2) に従って算出された額を一般財源収入の1.5パーセント以上の格差で超える場合、副項 (b) パラグラフ (2) または3に従って翌会計年度の州の援助額を算出する目的において、一般財源収入の1.5パーセントを超過している分は、学区やコミュニティカレッジへの割り当てとして考慮されない。

(d) 副項 (b) パラグラフ (3) に従って、もしくは、副項 (h) に従って、学区およびコミュニティカレッジ区に資金が割り当てられる会計年度に、学区およびコミュニティカレッジ区は、(1) 副項 (b) パラグラフ (2) が発効していた場合に当該パラグラフに従い予算配分された、一

般財源からの金額、もしくは、副項 (b) が停止されておらず、副項 (b) に従い予算配分された一般財源からの金額と、(2) 当該会計年度に実際に学区およびコミュニティカレッジ区に予算配分された一般財源の金額の差額と等しい額のメンテナンスファクターを受ける資格がある。

(e) 副項 (d) に従い決定される、学区およびコミュニティカレッジ区に対するメンテナンスファクターは、割り当てが満額となるまで、第XIII B条第8項副項 (c) パラグラフ (1) に従って、就学者数の変化に対し毎年調整され、また物価の変化に対しても調整される。メンテナンスファクターは、一人当たりの一般財源収入の成長率がCalifornia州の一人当たりの個人所得の成長率を超えた会計年度ごとに、州議会が決定する様式に従って割り当てられる。メンテナンスファクターは、当該会計年度の州議会で割り当てられる額が毎年削減される。ある会計年度に割り当てられるメンテナンスファクターの最低額は、税収からの一般財源収入に、税収による一人当たりの一般財源収入の成長率とCalifornia州の一人当たりの個人所得の成長率の差の2分の1を足した額で、メンテナンスファクターの合計金額を超えない値とする。

(f)

(d) いかなる会計年度においても、副項 (b) に従い、当該会計年度に必要とされる予算配分の最低額を超えた額が、学区およびコミュニティカレッジ区支援のために配分される場合、配分された超過分は、翌会計年度の州によるこれら団体への支援金額を、副項 (b) パラグラフ (2) に従い計算する目的において、学区およびコミュニティカレッジ区への割り当て分とはみなされない。

(e) (1) 修正前の副項 (d) に従い、本副項を追加する法案の発効日の翌会計年度より前に1年以上の会計年度に渡って発生したすべてのメンテナンスファクターの総額は、2021年7月1日までに返済されるものとする。本パラグラフに従うすべての会計年度におけるメンテナンスファクターの返済は、本副項を追加した法案の発効日より前に決定された当該会計年度についての割り当てが、学区およびコミュニティカレッジ区に分配されたのと同じ割合で、学区とコミュニティカレッジ区の間で分割される。すべての会計年度におけるメンテナンスファクター額の支払いは、翌会計年度の州によるこれら団体への支援金額を、副項 (b) パラグラフ (2) に従い計算する目的において、学区およびコミュニティカレッジ区への割り当て分とはみなされない。

(2) 本項により、2003-04年度以前の会計年度について学区およびコミュニティカレッジ区に対して割り当てが必要とされた額の残高で、本副項を追加した法案の発効日までに割り当てられなかった額は、その日付から15年以内に割り当てられるものとする。本パラグラフに従うすべての会計年度における割り当てられた増加分の総額は、本副項を追加した法案の発効日より前に決定された当該会計年度についての割り当てが、学区およびコミュニティカレッジ区に分配されたのと同じ割合で、学区とコミュニティカレッジ区の間で分割される。

(3) (A) 本項により、2004-05年度以降の会計年度について学区およびコミュニティカレッジ区に対して割り当てが必要とされる額の残高で、当該会計年度の終わりの時点までに割り当てられない額は、引き続き州の一般財源から監査官に対し、学区およびコミュニティカレッジ区への割り当て分のために予算配分され、これは副項 (b) に定められた計算の実施に必要な最終データの、財務部および教育長による認証の上に行われる。この認証は、当該会計年度終了後24ヶ月以内に完了するものとする。本パラグラフに従い予算配分される額は、学区およびコミュニティカレッジ区に対し当該会計年度中に行われた割り当てと同じ割合で、学区とコミュニティカレッジ区の間で分割される。

提案された法律の本文 (提案第76号続き)

(B) 州議会は、予算条例または他の制定法において、学区またはコミュニティカレッジ区が本パラグラフに従い割り当てられた資金を、指定された目的に使うよう要求することができる。

(f) (1) 2005-06会計年度より前に支払われていない、2004-05会計年度より前に発生した州の指示による費用に対する学区またはコミュニティカレッジ区の支払い請求は、2020-21会計年度までに支払われる。

(2) 副項 (b) に従い、ある会計年度について学区またはコミュニティカレッジ区に割り当てられる額は、当該会計年度中に発生した州の指示に対する費用を最初に支払うために区が使用する。

(g) (1) 本項の目的において、「就学者数の変化」、は日常的な平均出席者数の割合の変化で計算される。しかしながら、ある会計年度における前年度と当該年度の間での就学者数の減少に対して、2つ前の年度と前年度の間、また3つ前の年度と2つ前の年度の間でも減少があったのでない限り、調整は行われない。

(2) 本項の目的において、「メンテナンスファクター」は以下の差額を意味する。(A) 副項 (b) の、修正前のパラグラフ (3) ではなく、パラグラフ (2) が有効だった場合に、そのパラグラフに従い、ある会計年度に対して予算配分された一般財源の金額、あるいは、適用可能であれば、2005年1月1日より前に制定された法に従って副項 (b) が停止されておらず、副項 (b) に従い、ある会計年度に対して予算配分された一般財源の金額と、(B) 当該会計年度に実際に学区およびコミュニティカレッジ区に予算配分された一般財源の金額。

(h) 副項 (b) パラグラフ (3) のサブパラグラフ (B) は、第IV条の第12項に従い制定される法案中の一部となる、またはそれに含まれる場合に限り、1年間停止される。副項 (b) のすべての他の条項は、緊急制定法は第IV条の第12項に従い制定された法案中的一部分とすることができず、またそれに含まれないと定めた第IV条の第8項に従った緊急制定法の制定により、1年間停止される。

第7項 California州憲法、第XIX条の第6項を以下のように修正する。

第6項 本条において指定される税収を、以下の条件の1つが課される場合には、一般財源に貸し付けることができる。

(a) いかなる借入額も、借り入れたのと同じ会計年度内に借入元の基金に満額返済されるものとするが、翌会計年度についての予算案が制定された日から30日以内の遅延が発生する場合がある。

(b) いかなる借入額も、借り入れが行われ以下の事項のうちの一つが発生した日から3会計年以内に借入元の基金に満額返済されるものとする。

(1) 州知事が非常事態を宣言し、その非常事態が一般財源に深刻な経済的影響を及ぼすと声明した。

(2) 当該会計年度についての一般財源収入の総額が、当該年度の5月に州知事が州議会に対する報告書で推定した額において、第IV条の第12項に従い州知事が当該年度に提出する予算に明記された、物価と人口の変動に対して調整された前年度の一般財源収入の総額よりも、少ない。

(c) 本項に記載されているいかなる内容も、州議会が許可する第IV条、第12項の副項 (h) に記載されているいかなる内容も、地方交通機関、市、郡、または市と郡に対する、本条の対象となる基金からの、本条により許可された目的における融資を、州が法において許可することを禁止するものではない。本副項項に示された通り許可されたいかなる借入金も、共同出資口座、またはそれを継承する口座の金額に対して支払われる利率の利息と共に、その借入金の借り入れ期間中、資金の借入先に対して、その借り入れが行われた日付から4年以内に返済される。

第8項 California州憲法、第XIX A条の第1項を以下のように修正する。

第1項 州交通基金の公共交通口座、またはそれを継承した口座にある資金を、以下の条件の一つが課された場合に限り、一般財源に貸し付けることができる。

(a) いかなる借入額も、借り入れたのと同じ会計年度内に口座に満額返済されるものとするが、翌会計年度についての予算案が制定された日から30日以内の遅延が発生する場合がある。

(b) いかなる借入額も、借り入れが行われ以下の事項のうちの一つが発生した日から3会計年以内に口座に満額返済されるものとする。

(1) 州知事が非常事態を宣言し、その非常事態が一般財源に深刻な経済的影響を及ぼすと声明した。

(2) 当該会計年度についての一般財源収入の総額が、当該年度の5月に州知事が州議会に対する報告書で推定した額において、第IV条の第12項に従い州知事が当該年度に提出する予算に明記された、前年度の一般財源収入の総額よりも、少ない。

第9項 California州憲法、第XIX B条の第1項を以下のように修正する。

第1項 (a) 2003-04年度以降の会計年度において、販売および使用税法 (歳入および課税法、第2部門の第1部 (第6001項以降))、またはそれを継承する法による、州内での自動車燃料の販売、保管、使用、または他の消費についての税金から当該年度中に回収され、その法に従い州の一般財源に預け入れられたすべての金額は、ここに特別基金として州財務局に創設する交通投資基金に振り替えられるものとする。

(b) (1) 2003-04年度から2007-08年度までの会計年度について、交通投資基金の金額は、州議会による歳出予算を受けて、この条が発効した日2002年3月6日に議会に上程された歳入および課税法の第7104項に従い割り当てられる。

(2) 2008-09年度およびそれ以降の各会計年度について、交通投資基金の金額は、以下の目的に限って割り当てられる。

(A) 公共交通および大量輸送機関。

(B) 交通主要点の改善プロジェクト。州交通改善プログラムまたはそれを継承するプログラムを管理する法の対象となる。

(C) 道路およびハイウェイの整備、修繕、改築、または市および郡を含む、市が実施する暴風雨による損害の復旧工事。

(D) 道路およびハイウェイの整備、修繕、改築、または市および郡を含む、郡が実施する暴風雨による損害の復旧工事。

(c) 2008-09年度およびそれ以降の各会計年度について、交通投資基金の金額は州議会の歳出予算を受けて、以下の通り割り当てられる。

(A)

(1) 20パーセントは副項 (b)、パラグラフ (2) のサブパラグラフ (A) に示された目的に対し割り当てられる。

(B)

(2) 40パーセントは副項 (b)、パラグラフ (2) のサブパラグラフ (B) に示された目的に対し割り当てられる。

(C)

(3) 20パーセントは副項 (b)、パラグラフ (2) のサブパラグラフ (C) に示された目的に対し割り当てられる。

(D)

(4) 20パーセントは副項 (b)、パラグラフ (2) のサブパラグラフ (D) に示された目的に対し割り当てられる。

(d) (1) 副項 (a) に従った、州の一般財源から交通投資基金への収入の振替は、以下の条件が両方揃った場合、全体またはその一部を、2007-08年度より前のあるいずれかの会計年度の間停止することができる。

提案された法律の本文 (提案第76号続き)

(4)

(A) 州知事が、副項 (a) に従った収入の振替は、州の一般財源から資金を得ている政府の機能の範囲に、深刻な経済的影響を及ぼすことを言明する宣言を行った。

(5)

(B) 議会は、記録簿に記入される指名点呼投票で3分の2の賛成を獲得して議会の上院と下院をそれぞれ通過した法案に従って法を制定し、副項 (a) に従って当該年度の収入の振替停止を実施し、この場合当該法案には他の関連条項は含まない。

(2) (A) 2007年7月1日時点で、本副項に従った停止により州の一般財源から交通投資基金に振り替えられなかった収入総額は、2022年6月30日までに交通投資基金に返済する。

(B) 州議会は法により、適用可能な場合は、本パラグラフで必要とされる支払いを担保とする、州または地方機関による債券の発行を規定することができる。債券販売による収益は本条に即した目的と、債券発行および販売にかかる費用に充てられる。

(c) 議会は、記録簿に記入される氏名点呼投票で3分の2の賛成を獲得して議会の上院と下院をそれぞれ通過した法案により法を制定して、副項 (c) に示されたシェアの割合を変更することができ、この場合当該法案には他の関連条項は含まない。(a) は副項 (b) のパラグラフ (2) に示された目的に限り使用される。

第10項 California州憲法、第XIII B条の第6項を以下のように修正する。

第6項 (a) 州議会または州政府機関が、地方自治体に、新規のプログラムやより充実したサービスを義務付けた場合には、州は、地方自治体に対して当該プログラムやサービスのレベルの向上に伴う費用を払い戻す助成金を毎年支払うこととする。但し、州議会が以下の事項を義務付けた際には助成金を支払う必要はないが、そうする場合には除かれる。

(1) 影響を受ける地方政府機関が要請した議会の義務。

(2) 議会による、新しい犯罪の定義、または、現行の犯罪の定義変更。

(3) 1975年1月1日以前に制定された議会の義務、または、1975年1月1日以前に制定された法律を最初に実施する州知事命令または法律。

(b) (1) パラグラフ (2) で規定されている場合を除き、2005–06年度とその後会計年度について、および地方政府要求者のコストを法に基づいて州が支払うことが前の会計年度に決定されている命令について、州議会は以前に支払われなかった支払いの全額を、年間の予算法において予算配分するか、または法律に規定された方法によって年間の予算法が適用される年度の義務の行使を停止するものとする。知事が、第IV章、第10項、副項 (g)、パラグラフ (2) に従い義務に対する支払いの全部または一部を停止している場合、支払いが停止された当該会計年度における義務の遂行は停止される。

(2) 2005–06会計年度より以前に支払われなかった、2004–05会計年度より以前に発生した費用に対する支払い請求は、法律に規定されている通り、5年以内に支払われる場合があるものとする。

(3) 不動産従価税からの歳入を新しいプログラムまたはより高いレベルのサービスの費用のために地方政府に支払うために使用することはできない。

(4) この副項は、それが市、郡、または特別区に影響を与える場合に限り任務に適用される。

(5) 本副項は、将来、現在、または過去の地方政府の雇用から発生し、またそれらに影響し、それらに直接関連する、本項の対象となる義務を成立させる、地方公務員、その退職者、または地方政府の職員団体に対する手続き上の、または実質的な保護、権利、特典、雇用形態の提供または認知の要求には適用されない。

(c) 義務付けられた新しいプログラムまたはより高いレベルのサービスには、以前は州が完全に、または部分的に財政的責任を負っていた必要なプログラムについての、州議会による州から市、郡、または特別区への完全な、または部分的な財政的責任の移行が含まれる。

第11項 対立する投票法案

この法案と、予算配分、割り当て、分類、また州政府と教育支援のための州収入の支出に関連した別の法案が、同じ州選挙の投票用紙に記載された場合、この別の法案の規定は、当法案と対立関係にあると見なされる。この法案に対する賛成票の方が多かった場合は、この法案の全条項が他に優先するものとみなし、別の法案の条項は無効となる。

第12項 可分性

本法令の条項のいずれか、または一部が、理由の如何に関わらず無効または違憲であるとみなされる場合、残りの条項はその影響を受けずに全効力を保持し、このために条項は分離可能とする。

提案第77号

州民発案による本法案は、California州憲法第II条、第8項の条項に従って、州民に提出される。

この州民発案による法案は、California州憲法に対して、その各項に修正を加えることにより、明示的に修正するものである。この場合、既存の条項で削除が提案されるものは消し線で表記され、追加が提案されるものは、新規の部分に明確になるようイタリック体で表記される。

提案された法律

選挙区改定：投票者の権限拡大法

第1項 目的の認定と宣言

California州の州民は、以下の事項を認定し、宣言する。

(a) 州議会は、議員の私利私欲や政党の党利党略のためではなく、California州の州民の要求に機敏に対応するべきである。

(b) 議員や政党が自分に有利になるように選挙区を改定すれば、競合する候補者のない選挙区、議会制民主主義制度におけるイデオロギーの二極分化、California州民と州民によって選出された代表者との間に利益の食い違いが生じる結果となる。

(c) California州議会が2001年に採択した選挙区改定プランは、州民ではなく現職議員の目的に適ったもので、州民の反感を買っており、かつ公平で競合に基づく選挙から得られる州民の利益に真に向かう対立するものである。こうしたプランは2度と使用されるべきではない。

(d) 我々は、我が州政府の代議制が、万人に対して公平であり、公開審査を受け入れ、利害の対立がなく、そして、政府の権力は被治者の同意に由来するという原理に根差したものであるよう要求する。それに従い、California州の州民は、「選挙区改正：投票者の権限拡大法」をここに採択する。

第2項 公正な選挙区改定

California州憲法第XXI条を以下のとおり修正する。

第1項 (a) 副項 (b) に規定されている場合を除き、10年ごとの区切りの年に国会の指示に従って国勢調査を実施した年の翌年に、退職裁判官で構成される特別補助裁判官委員会は、上院、下院、国会、査定平準局の各選挙区の境界線を、本条の基準および条項に従って調整するものとする。

(b) 本項の発効日から20日以内に、州議会は、副項 (c) のパラグラフ (2) の条項に基づき、上院、下院、国会、査定平準局の各選挙区の境界線を調整する選挙区改定プランを採択する特別補助裁判官委員会を指名する。かかる境界線は次の全州の予備選挙および総選挙から副項 (a) または (i) に従って境界線が再び調整されるまで使用される。委員会は、プランが確実にタイムリーに採択されるようスケジュールおよび期日を設定する。本副項で規定されるプランの採択には、副項 (c) のパラグラフ (1) を除く、本条のすべての条項が適用される。

(c) (1) 副項 (b) に規定される場合を除き、州議会は、国勢調査を実施した年の翌年の1月15日までに、本条に従って上院、下院、国会、査定平準局の各選挙区の境界線を調整する選挙区改定プランを採択する特別補助裁判官委員会を、副項 (c) のパラグラフ (2) の条項に基づき指名する。

(2) (A) 特別補助裁判官の指名までに十分な時間があるうちに、司法委員会は、特別補助裁判官を引き受ける意思のある24名の退職裁判官を抽選により任命する。退職したCalifornia州または連邦の裁判官で、党派を基に選出された公職や政党の役職に就いたことがなく、最初に司法官に指名または選出されて以来投票者登録宣誓供述書に表明する支持政党を変更したことがなく、かつ過去12か月間において、州議会およびその委員会、米国会およびその委員会、政党、党派の候補者もしくはかかる候補者が管理する委員会から、報酬を得たことのない者のみが、特別補助裁判官に就任する資格を有する。24名の退職裁判官のうち1つの政党に属する者の人数が12名を超えてはならず、また、任命された退職裁判官のうちCaliforniaの2大政党を代表するそれぞれの人数が同数となるようにする。

(B) また、特別補助裁判官に選任された退職裁判官は、本条に従って自らが調整した上院、下院、国会、査定平準局の各選挙区から立候補しないこと、および特別補助裁判官に指名された日から最低5年の間は、司法職、司法官、教職を除く、California州の公務員または公職を引き受けないことを書面にて誓約しなければならない。

(C) 州下院議長、州下院内少数派総務、州上院臨時議長、州上院内多数派総務は、特別補助裁判官委員会の指名期日の5日前までに、司法委員会が任命した24名の退職裁判官の中から、それぞれ3名の退職裁判官を任命する。この場合、任命される退職裁判官は、任命する議員の政党と同じ政党の登録会員であってはならない。複数の議員が同じ退職裁判官を任命することはできない。

(D) 前述の立法機関の指導者が、何らかの理由により、本項に規定する期間内に必要な人数の退職裁判官を任命することができない場合は、州下院の書記長が、副項 (c)、パラグラフ (2) のサブパラグラフ (C) の条件に従って、当該議員の残りの被任命者を直ちに抽選により選出する。

(E) 退職裁判官の任命権を有する各議員は、また、特別補助裁判官委員会の指名期日の3日前までに、一回に限り、他のいかなる議員によるいかなる被任命者の氏名をも削除できる専断的忌避を行使することができる。

(F) 州下院の書記長は、前述の立法機関の指導者により選出され、リストに残っている被任命者の中から、特別補助裁判官に就任する3名を抽選により決定する。2大政党の各党から最低1名づつが抽選により選出されなかった場合は、この条件を満たすまで抽選は繰り返される。抽選によって2大政党の各党から最低1名づつの特別補助裁判官を選出できない場合は、残りの被任命者のリストからは代表が選出できない政党の特別補助裁判官についての抽選は、司法委員会が任命した最初の24名の退職裁判官の中から抽出される。但し、副項 (c)、パラグラフ (2) のサブパラグラフ (E) に基づき氏名が削除された退職裁判官が指名される可能性のない場合を除く。特別補助裁判官委員会に欠員が生じた場合は、書記長が、前述の立法機関の指導者が選出した残りの被任命者のリスト、または必要に応じて最初の24名の退職裁判官から氏名が削除された者を除いた中から、本副項に基づく構成条件を満たす後継者を直ちに抽選により選出する。

(d) 各特別補助裁判官には、第III条、第8項の副項 (j) に基づき、California州民報酬委員会の会員と同様に、一日につき公務に従事した場合と同額の報酬が支払われ、また旅費など必要経費の実費が払い戻される。特別補助裁判官の任期は、副項 (h) に基づきプランが承認または否決された時点で満了するものとする。

(e) 各特別補助裁判官は、贈与について、配属された裁判官プログラムの任務に就く高等裁判所の退職裁判官に課されるものと同じ制約の対象となり、かかる退職裁判官と同じの内容および形式の経済利益声明書またはそれに準ずる書類を提出しなければならない。

(f) (1) 特別補助裁判官の会議はすべて公示され、特別補助裁判官は、Bagley-Keene会議公開法 (政府法規表題2、第3部門、第1部、第1章の第9条 (第11120項以降) の条項、もしくは特別補助裁判官のすべての会議および議会が記録されることを前提とし、時折改正されたように、それに代わる法令の対象となる州の1つの機関とみなされる。特別補助裁判官は、選挙区改定プランの利点に関わる、一般の人々や州議会議員からの一方的かつ非公式な連絡を制限する手段を構築しなければならない。

(2) 特別補助裁判官委員会は、選挙区改定プラン案ならびに州議会議員や一般の人々からの意見を受け付け、それらを検討するためのスケジュールを作成し、公表する。特別補助裁判官委員会は、選挙区改定プランを検討するにあたって、州全域で最低3回の公聴会を開催しなければならない。かかる公聴会うちの最低1回は、特別補助裁判官が、副項 (f) のパラグラフ (3) に基づき選挙区改定プラン案を提出した後、かつ最終プランを採択する前に開催しなければならない。

(3) 選挙区改定の最終プランを採択する前に、特別補助裁判官は、当該プランを州議会に提出し、特別補助裁判官が設定した期間内において州議会が意見を述べる機会を設けるものとする。特別補助裁判官は、州議会からの提言により組み込まれたプランの変更箇所について、それぞれ書面に対応するものとする。

(g) 選挙区改定の最終プランは、特別補助裁判官の全会一致の採択による一回の決議で承認されるものとする。かかる最終プランは、州務長官に提出された時点で効力を生じ、次の全州の予備選挙および総選挙で使用され、また、副項 (h) に基づく州民発案により採択された場合には、本条に従って境界線の調整が再び必要となるまで、それ以降の選挙において引き続き使用される。

(h) 州務長官は、副項 (g) に基づいて規定される、その次の同総選挙において、選挙区改定の最終プランを、第II条、第8項に基づく州民発案による制定法として提案された法案と同じ要領で提出し、境界線の調整が再び必要になるまで次回以降の選挙においても使用するかどうかについて、投票者の承認または否決を問うものとする。投票名称については以下のとおりとする。「California州憲法第XXI条により規定され、かつ今回の選挙で使用されている、特別補助裁判官によって採択された上院、下院、国会、査定平準局の各選挙区の境界線を、境界線の調整が憲法上再び必要となるときまで使用すべきか?」

(i) 選挙区改定プランが副項 (h) に基づき投票者に承認された場合、そのプランは、境界線の調整が再び必要となるまで次回以降の選挙においても引き続き使用される。プランが副項 (h) に基づき投票者に否決された場合には、本条に従い次の全州の予備選挙および総選挙に使用される新たなプランの提案を目的として、副項 (c) のパラグラフ (2) に規定されている方法により、90日以内に新たな特別補助裁判官委員会を指名する。選挙区改定の最終プランに基づき選出された公職従事者は、投票者がその後の予備選挙および総選挙でこのプランを使用することを否決したとしても、その職務の任期を全うするものとする。

(j) 州議会は、特別補助裁判官委員会に対し、必要に応じて、備品、事務所、および選挙区改定やコンピュータ技術の分野の顧問や無所属の専門家など、委員の業務を支えるのに必要な職員を提供するために、第IV条7.5項を限度に、州議会の運営予算からかかる歳出予算を割り当てる。立法アナリストは、2001年にプランを作成した際に州議会が費やした金額の半額に基づいてCalifornia消費者物価指数に応じた調整を行い、当該歳出予算の最大限度額を算定する。副項 (b) に基づき選挙区改定を行うプランの場合に限り、委員会が責任を遂行している会計年度につき、2001年にプランを作成した際に州議会が費やした金額の半額と同額の額が、州の一般財源から特別補助裁判官委員会に割り当てられる。当該歳出予算に基づく基金の支出は、他の州の歳出予算に実施される通常の行政審査の対象となる。副項 (a) に基づいて選挙区改定を行うすべてのプランの場合は、歳出予算が割り当てられるまで、立法アナリスト事務局またはそれに準ずるものが、既存の財源、職員、およびサービスから、任務の遂行上の必要に応じて委員会に支給する。

提案された法律の本文 (提案第77号続き)

(k) 司法命令を除き、本条の条項が、ここに規定する選挙区の境界線を調整するの唯一の方法となる。

第2項 (a) 上院、下院、国会の議員および査定平準局の役員はそれぞれ小選挙区から選出されるものとする。各種の選挙区は、州の北部区域から順に番号がつけられ、最後は南部区域になる。

(b) 同種の選挙区の人口は、実現可能な限りほぼ均等になるようにしなければならない。国会議員の選挙区については、選挙区の人口の最大偏差が憲法上の連邦基準を超えてはならない。州議会議員および査定平準局役員の選挙区については、同種の選挙区の人口の最大偏差が、1パーセント、または連邦法でさらに厳しく規定されている場合はその基準を超えてはならない。

(c) 選挙区は、米国憲法、および連邦投票権法など、関連する連邦の制定法のあらゆる条件に準拠するものとする。

(d) 査定平準局の各地区は、隣接する10区域の上院議員地区から成り、上院議員地区は隣接する2区域の下院議員地区から成るものとする。

(e) 地区同士は隣接してなければならない。

(f) 選挙区の境界と、郡、市、または市と郡の地理的な境界線とが、できる限り一致するようにする。この点について、選挙区改定プランは、次の重要度に関する基準に従うものとする。(1) 極力郡全体で構成されるようにする、(2) 郡の分裂が最小限となるようにする、(3) 極力市全体で構成されるようにする、(4) 市の分裂が最小限となるようにする。但し、本項の前副項の条件に準拠する必要がある場合を除く。

(g) 各地区は、本項の前副項の条件に準拠する必要がある場合を除き、実行可能な限り規模を小さくする。小規模にする場合、可能な限り、人口が密集している区域に、人口の拡散している区域を組み入れるようにする。

(h) 国勢調査用の区画は、米国憲法の条件を満たすために必要な場合を除き、分裂してはならない。

(i) 在任者または政党に対する潜在的ないかなる影響についても考慮してはならない。在任者またはその他の候補者の居住地、あるいは選挙人の所属党派や投票歴に関するいかなるデータも連邦法で規定される場合を除き、プランの策定に使用してはならない。

第3項 特別補助裁判官が採択したプランが本条の条件に準拠していないとする訴訟または法的手続きは、当該プランが州務長官に提出されてから45日以内に申し立てをしなければならず、この期間に申し立てがない場合は、かかる訴訟または法的手続きは永久に排除される。プランが本条の要件に準拠しているかどうかについての裁判所に

よる再審理は、特別な救済への請願に基づき行われる場合がある。プランが本条に違反していると裁判所が認めた場合、裁判所は、特別補助裁判官に対し、本条にしたがい新たなプランを採択するよう命ずることがある。裁判所が、本条に適合するよう、必要な改善措置を講じるよう命ずる場合もある。

10年ごとの区切りの年に国会の指示に従って国勢調査を実施した年の翌年に、州議会が、上院、下院、国会、査定平準局の各選挙区の境界線を、以下の基準に従って調整するものとする。

(a) 上院、下院、国会の各議員および査定平準局の各役員は、小選挙区から選出されるものとする。

(b) 同種の選挙区の人口は、適度に均等になるようにしなければならない。

(c) 地区同士は隣接してなければならない。

(d) 各種の選挙区は、州の北部区域から順に番号がつけられ、南部区域が最後になる。

(e) 市、郡、または市および郡、あるいはあらゆる地理的な地域における、地理的な全体性は、本項の他の副項の条件に違反しない限り、可能な範囲で考慮される。

第3項 可分性

本法案のいかなる条項、もしくは本法案の個人あるいは状況への適用が無効となる場合、第XXI条、第1項の副項 (b) を含むがこれに限定されない、無効とされる当該条項もしくはその適用なしでも妥当な効力を生ずる可能性のある他の条項および適用については、その無効性は影響しないものとする。

第4項 投票法案間の矛盾

(a) 本法案と、上院、下院、国会、査定平準局の各選挙区改定に関連する別の法案が、同じ選挙において大多数の投票者によって承認され、かつ本法案への賛成票の方が別の法案よりも多い場合は、本提案の全条文が法的規制の効力を有し、前述の別の法案は無効となり、法的効力を持たないものとする。本法案が承認されたものの、前述の別の法案よりも多数の賛成票を得なかった場合は、本法案は法律で認められる範囲内において効力を生じるものとする。

(b) 本法案が投票者によって承認されたものの、同じ選挙で投票者が承認した別の矛盾する投票法案の法令により停止され、かつその後その矛盾する法案が無効となった場合は、本法案は自動発効され、全効力を有することとなる。

提案第78号

この州民発案による法案は、California州憲法の第II条第8項の条項に基づいて、州民に提出される。

この州民発案による法案は、衛生安全法規に項目を追加するものである。この場合、既存の条項で削除が提案されるものは、消し線で表記され、追加が提案される条項は、新規部分が明確になるようイタリック体で表記される。

提案された法律

第1項 目的の認定と宣言

California州の州民は、ここに以下の事項を認定し、宣言する。

(a) 処方薬は、急性および慢性的の疾病に対処するもので、生活の質を向上させる上で不可欠なものである；

(b) 処方薬は、便利で、費用効率がよく、費用のかさむ医学的治療の代用とすることができる；

(c) 処方薬の価格が手ごろになり、利用が増えれば、ヘルスケアの質が大幅に向上し、かつヘルスケアの費用総額が減少する。

第2項 California州薬局援助プログラム (CAL RX)

第112部門 (第130600項以降) を衛生安全法規に以下のとおり追加する。

第112部門 CALIFORNIA州薬局援助プログラム (CAL RX)

第1章. 一般条項

130600. 本部門は、California州薬局援助プログラムもしくはCal Rxと称され、引用される。

130601. 本部門の目的において、次の定義が適用される。

(a) 「規準価格」とは、製薬会社が提供する個別の医薬品の価格もしくはひとまとめの医薬品の総額で、個別の医薬品もしくはひとまとめの医薬品の市販価格の最低額を意味する。

(b) 「Cal Rx」とは、California州薬局援助プログラムを意味する。

(c) 「部門」とは、州ヘルスサービス部門を意味する。

(d) 「基金」とは、California州薬局援助プログラム基金を意味する。

(e) 「入院患者」とは、所見、診断、あるいは治療のために病院に収容され、一晩またはそれ以上留まることが見込まれる個人を意味する。

(f) (1) 「市販価格の最低額」とは、割引き、払い戻し、試供品などのすべてを含む、Californiaの卸売りまたは小売りの商業取引で入手可

能な個別の医薬品の最低購入価格を意味する。

(2) 政府機関による購入、連邦公共衛生法 (42 U.S.C. 第256b項) の第340B項に基づく購入、または連邦Medicaid払い戻し協約で規定されている名目価格は、市販価格の最低額から除外される。

(3) 救急病院またはその付属薬局に提示される購入価格については、処方薬が専らその病院の入院患者に使用される場合は、除外される。

(4) 卸売りまたは小売りの商業取引には、卸業者、小売りの薬局、薬剤給付管理会社、保健維持機構、または、免許所有の小売りの薬局、医師の診療室ならびに診療所で処方薬を直接あるいは間接的に販売する機関が含まれる。

(g) 「製薬会社」とは、事業および専門職務法規第4033項に規定される処方薬の製造会社を意味する。

(h) 「製薬会社の払い戻し」とは、医薬品の内容物の価格を実用可能な規準価格以下にするために必要な、個別の医薬品の払い戻し、またはひとまとめの医薬品の払い戻しを意味する。

(i) 「処方薬」とは、「注意：処方箋なしに調剤することは連邦法により禁じられています」、「処方のみ」、または同様の趣旨の注意書きが記載されている医薬品を意味する。

(j) 「民間の医薬品割引プログラム」とは、受給資格を有する個人に対して、割引または無料の医薬品を提供する、処方薬割引カードまたは製薬会社の患者援助プログラムを意味する。本部門の目的において、民間の医薬品割引プログラムは、保険あるいは第三支払機関のプログラムとは見なされない。

(k) 「受給者」とは、申込書の全項目の記入を完了し、Cal Rxの受給資格が有ると判断された居住者を意味する。

(l) 「居住者」とは、歳入課税法規第17014号に基づきCaliforniaに居住する個人を意味する。

(m) 「第三者業者」とは、第130602項の副項 (b) に基づき部門が契約を締結した公共または民間機関を意味し、薬剤給付運営会社または薬剤給付管理会社を含む場合もある。

130602. (a) California州薬局援助プログラムもしくはCal Rxをここに設立する。

(b) 部門は、Cal Rxの監視を行うものとする。Cal Rxを実施および運営するために、部門は第三者業者と契約する、あるいはMedi-Calプログラムの会計仲介を含む既存のヘルスケアサービスプロバイダーの加入者名簿や支払いシステムを利用することができる。

(c) いかなる居住者も、第130605項に基づき有受給資格者と判断された場合は、Cal Rxに加入することができる。

第2章 受給資格および申請手続き

130605. (a) Cal Rxの有資格者となるには、個人は、プログラムへの申請および再申請の時点で、次の条件のすべてを満たしている必要がある。

(1) 居住者であること。

(2) 世帯の所得が、第130606項に従い報告したとおり、修正1981年包括財政調整法 (42 U.S.C. 第9902項) 第673 (2) 項に従って米国保健社会福祉省が毎年改定する連邦貧困基準の300パーセント以下であること。

(3) 次のいずれかによって、全額または一部が支払われる外来薬剤費負担の適用を受けていないこと。

(A) 第三支払機関。

(B) Medi-Calプログラム。

(C) 児童の健康保険プログラム。

(D) 障害者医療扶助プログラム。

(E) 個人の外来薬剤費用の一部または全額を負担する州または連邦の基金を使用する、その他のヘルスプランまたは薬局援助プログラム。本部門の他のいかなる条項にもかかわらず、Medicareに加入している個人は、Medicareでは保険が適用されない処方薬のために、連邦法によって認められる範囲において本プログラムに加入することができる。

(4) Cal Rxに申請または再申請以前の3か月間に、パラグラフ (3) に規定されている外来薬剤費負担の適用を受けていない、ただし次のいずれかに該当する場合を除く。

(A) 保障の全額または一部を支払った第三者支払機関が、連邦破産法に基づき破産申告をした場合。

(B) 当該個人が、修正1974年従業員退職所得保障法 (29 U.S.C. 第1001項) に基づき、保護の対象となる退職プランから給付される保障の受給資格に該当しなくなった場合。

(C) 当該個人が、Medi-Calプログラム、児童の健康保険プログラム、または障害者医療扶助プログラムの受給資格に該当しなくなった場合。

(b) Cal Rxへの申請および一年ごとの再申請は、第130606項の副項 (d) に従って行うものとする。申請者、または申請者の保護者もしくは親権保持者は、申請者および申請者の配偶者ならびに子供に代わって申請または再申請をすることができる。

130606. (a) 部門または第三者業者は、居住者のCal Rxの受給資格を決定する申請書および再申請書を作成するものとする。

(b) 申請書では、最低限、次の事項のすべてを実施するものとする。

(1) 申請書に申請者もしくは申請者の代理人を記載しなければならない旨を明記する。

(2) 申請者または申請者の保護者もしくは親権保持者に対し、申請書に記載された情報が、申請者の保護者もしくは親権保持者が知らるか？ 信じる限り最も正確なものであることを証言するよう義務付ける。

(3) 意図的に虚偽の報告をした場合には偽証罪で処罰される旨を申請者に知らせる文を太字で明記する。

(4) 申請手数料および一年ごとの再申請手数料は、該当する申請書の提出時に支払う必要があり、その額が15ドル (\$15) であることを明記する。

(c) Cal Rxの受給資格の有無を判断する所得条件の査定において、部門は申請書に記載された所得情報を使用し、追加書類は要求しない。

(d) 申請および一年ごとの再申請は、Cal Rxの加盟薬局、医師の診療室ならびに診療所において、またはウェブサイトや訓練を受け部門に承認されたオペレータが配属されているコールセンターを通じて、あるいは第三者業者を介して、手続きができる。申請書を記入した薬局、医師の診療室、診療所、または第三者業者は、申請手数料を手続き費用の払い戻し金として保管する。申請者が既にCal Rxに加入していることが確認された場合、手数料は申請者に返還され、申請者には受給者としての現在の状況が通知される。

(e) 部門または第三者業者は、申請者のCal Rxへの加入に際し、薬局、医師の診療室ならびに診療所、ウェブサイト、訓練されたオペレータが配属されているコールセンター、あるいは第三者業者経由でも利用可能な、安全な電子申請手続きを利用できるものとする。

(f) 通常の業務時間中の場合、部門または第三者業者は、全項目が記入されたCal Rxの申請書を受領してから4時間以内は、受給資格の有無を決定する。部門または第三者業者は、受給資格有無の決定後、4日以内に受給者にIDカードを郵送する。

(g) 部門または第三者業者は、薬局を通じて送付された申請書についてはすぐにCal Rxを利用できるよう、薬局向けに有資格となった申請者の受給者ID番号を発行することができる。

130607. (a) 部門または第三者業者は、受給資格を決定したり、民間の医薬品割引プログラムで購入可能な医薬品の請求を処理する単一ポイントエントリーを提供する契約を、民間の医薬品割引プログラムと締結するよう努めるものとする。

(b) (1) 民間の医薬品割引プログラムでは、申請者の医薬品割引プログラムの受給資格の有無を決定するため、申請者はCal Rxの要求以上の情報を提供しなければならない場合がある。

(2) 申請者は、いかなる状況においても、Cal Rx参加のために、民間の医薬品割引プログラムへの参加を求められたり、あるいは民間の医薬品割引プログラムへの申請者の参加資格を決定する情報の開示を求められることはない。

(3) パラグラフ(2) にかかわらず、申請者は、民間の医薬品割引プログラムへの参加資格の決定に必要な情報を、自らの意思で開示または提供することができる。

提案された法律の本文 (提案第78号続き)

(c) 副項 (a) に従い、部門または第三者業者は、購入可能な医薬品について、Cal Rxまたは民間の医薬品割引プログラムを通して購入可能な処方薬の最大割引額を受給者に知らせるシステムを開発する。

(d) 第130606項の副項 (g) に基づき発行された受給者IDカードは、副項 (a) に準じて購入可能な医薬品の単一エントリーポイントとして機能し、第1363.03項に基づく統一処方薬カードに求められている法的条件をすべて満たすものとする。

第3章 実施および展望

130615. (a) 基金が利用可能な範囲において、部門は、第130607項の副項 (a) および (d) で規定されているとおり、単一エントリーポイントから利用可能なCal Rxおよび民間の医薬品割引プログラムを居住者に認知させるためのアウトリーチプログラムを実施する。アウトリーチ用品には医薬品の名前や外装は使用しない。副項 (b) に基づき、用品を提供している組織の名前は、用品の1か所に10ポイント以下のフォントで表示することができる。

(b) 部門は、州に代わって、Cal Rxを居住者に認知させるアウトリーチサービスまたは用品の贈与、遺贈、または寄付を受け取ることができる。政府法規第11005項、ならびに贈与、遺贈、または寄付には州職員の承認を義務付けている他のいかなる法規も、かかる贈与、遺贈、または寄付には適用されない。本項の目的において、アウトリーチサービスとは、主にアウトリーチ運動や計画の手配や実施などを意味するが、これに限定されるものではない。アウトリーチ用品とは、主に、冊子やパンフレット、チラシ、ポスター、広告品、その他の販促用品などのことをいう。

(c) 本項に基づき贈与、遺贈、または寄付として提供された広告品は、政府法規表題2、第3部門、第1部、第1章の第5条 (第11080項以降) の適用から除外される。

130616. (a) 事業および専門職務法規第2部門、第9章の第7条 (第4110項以降) に基づく免許を有する薬局は、Cal Rxに加盟することができる。

(b) 第130601項の副項 (g) に定義される製薬会社は、Cal Rxに加盟することができる。

130617. (a) 本部門は、入院患者を除く受給者に対して調査される処方薬にのみ適用される。

(b) Cal Rxで受給者が医薬品に対して支払う金額は、副項 (c) に基づく薬局の契約料金と同じ金額に、副項 (c) に基づき当該料金の一部として協定された調剤報酬を加え、適用となる製造会社の払い戻し額を差し引いた金額とする。

(c) 部門または第三者業者は、薬剤師の通常かつ慣習的な料金以外の料金については、加盟薬局と協定を結ぶことができる。この場合、第三者業者が締結した料金については、部門の承認を必要とする。

(d) 部門または第三者業者は、次の条件のすべてを満たす請求処理システムを提供するものとする。

(1) 副項 (b) の条件を満たす価格を請求する。

(2) 薬局に返金される割引額 (ドル) を薬局に提供する。

(3) 第130607項に基づき、民間の医薬品割引プログラムを利用するための単一エントリーポイントを提供する。

(4) 連邦社会保障法 (42 U.S.C.第1396r-8(g)項) 第1927項にその概要が記載されている医薬品使用状況調査基準に則した、医薬品使用状況調査による警告を薬局に提供する。

(e) 部門または第三者業者は、副項 (b) に基づき受給者に提供される割引額を、請求受理後、2週間以内に加盟薬局に支払うものとする。

(f) 部門または第三者業者は、Cal Rxにおける詐欺行為の発生を阻止するプログラムを開発する。

(g) 部門または第三者業者は、受給者がCal Rxの問題や苦情を報告するメカニズムを構築する。

130618. (a) 第130617項の副項 (b) および (c) に基づく規定の割引額を保証するために、部門または第三者業者は、Cal Rxの医薬品払い戻し協約について製薬会社と交渉するよう努める。

(b) 各医薬品払い戻し協約において、次のすべての事項が実施される。

(1) 当該製薬会社との協約に含まれる医薬品名を特定する。

(2) 医薬品の使用を巡る論争が生じた場合には、部門が当該医薬品を協約から削除することを許可する。

(3) パラグラフ (1) に規定されている医薬品が受給者に調査されるごとに、製薬会社が部門に払い戻し額を支払うよう義務付ける。

(4) 医薬品の払い戻しの支払額は、単品に適用される払い戻し額に、調査された品数を乗じて算出した金額と同額になるよう規定する。

(5) 全米処方薬プログラム協議会が設定した基準に則して、本協定の目的における単品の意味を定義する。

(6) 製薬会社に対し、最低でも四半期ごとに払い戻し額を部門に支払うよう義務付ける。

(7) 製薬会社に対し、部門からの要請に応じて、提示された単品の払い戻し額がパラグラフ (4) に準じたものであることを立証する証拠書類を提出するよう義務付ける。

(8) 製薬会社がCal Rxで提供する医薬品について、製薬会社に請求を監査することを許可する。製薬会社に提示される請求についての情報は、受給者の健康情報を保護する連邦および州のプライバシー保護法に準拠したものでなければならない。

(c) 最大の割引額を得るために、部門はCal Rxで購入可能な医薬品の数量を制限することができる。

(d) 本項に従って協定された医薬品の払い戻し総額は、Cal Rx受給者の医薬品購入費用の削減に充当される。議会は、毎年、本項の規定による割引における州の負担分の充当額を割り当てるものとする。

(e) 部門または第三者業者は、薬局に支払う払い戻しの見込み額を製薬会社から徴収することができる。払い戻しの見込み額は、本項に従って履行される払い戻し協約に記載されていなければならない。

(f) 第三者業者が協約した医薬品払い戻し協約は、部門による審査の対象となる。部門は、州またはCal Rx受給者にとって最善の利益にならないと認められる契約については解除することができる。

(g) 第三者業者は、第130617項の副項 (e) に基づく薬局への支払いを促進するために、製薬会社からの払い戻しを直接徴収することができる。部門は、第三者業者が徴収した基金の流用を阻止するシステムを構築するものとする。

130619. (a) 部門または第三者業者は、最低限、次のすべての事項が記載された月次報告書を作成する。

(1) 医薬品の使用状況。

(2) 薬局への支払額。

(3) 製薬会社から徴収した払い戻し額。

(4) Cal Rxに関して報告された問題または苦情の要約。

(b) 副項 (a) のパラグラフ (1) および (2)、(3) で報告される情報は、全米医薬品コードレベルとする。

130620. (a) 部門または第三者業者は、第130618項に基づいて受領した支払い額の全額を、州の資産部に創設されたCalifornia州薬局援助プログラム基金に預託するものとする。

(b) 政府法規第13340項にかかわらず、基金の資金は、第130617項に基づいて加盟薬局への支払い目的およびCal Rxの運営費の支払いのために、会計年度に関係なく部門に割り当てられる。他のいかなる法律の条項にもかかわらず、基金の資金を、その他のいかなる目的の支出、または、一般財源を含むその他のいかなる資金への貸し付けや振替に利用することはできない。

130621. 部門は、Cal Rxの実施および監視に必要な職員を採用することができる。

130622. 部門は、Cal Rxが連邦社会保障法 (42 U.S.C.第1396r-8項) 第1927項に基づく州の医薬品援助プログラムの条件を満たしていること、および本プログラムで提供される割引額がMedicaidの最低価格条件の適用外となっていることについての確認書を連邦のMedicareセンターおよびMedicaidサービスセンターに申請し、取得する。

130623. (a) 本部門に従って締結された契約や変更指令、およびプロジェクトやシステムの開発通知は、次のすべての適用外となる。

(1) 州の行政内規管理メモ03-10の競争入札条件。

(2) 公的契約法規第2部門の第2部 (第10100項以降)。

(3) 政府法規表題2、第5部門、第2部、第5章の第4条 (第19130項以降)。

提案された法律の本文 (提案第78号続き)

(b) 本部門に従って締結された変更指令は、契約修正を必要としない。

130624. 部門が次のいずれかを決定した場合、部門はCal Rxを終了することができる。

(a) Cal Rxの存続させるほど、参加者への割引きがない。

(b) Cal Rxへの申請者数が不足している。

(c) 部門が、信頼してCal Rxの運営を任せられる第三者業者を選定できない。

130625. 政府法規表題2、第3部門、第1部の第3.5章(第11340項以降)にかかわらず、ディレクターは、プロバイダー向けの報告書または同様の説明書を利用して、規制措置を講じなくても、本部門の全部または一部を実施することができる。

第3項 一般条項

(a) 法案間の矛盾

(1) 本法案は、包括的であるように意図されている。本法案と同様

の別の州民発案が同じ全州選挙の投票用紙に記載された場合、当該の別の発案の条項は本法案に矛盾するとみなすことが、州民の意図であるものとする。本法案への賛成票の方が多かった場合は、本法案の全条項が他に優先するものとし、別の法案の全条項は無効となる。

(2) 本法案が投票者に承認されたものの、同じ選挙で投票者が承認した別の矛盾する投票法案の法令により停止され、かつ、その後その矛盾する法案が無効となった場合は、本法案は自動発効とされ、全効力を有することとなる。

(b) 可分性本章の条項は分離可能である。本章のいかなる条項もしくはその適用が無効となる場合、その無効性は、無効な条項もしくは適用がなくても実行できる他の条項および適用に影響しないものとする。

(c) 修正本法令の条項は、州議会上院および下院でそれぞれ3分の2の賛成を得て議会通过し、州知事の署名を受けた制定法によって修正される。本法令への修正はすべて、法令を推進すべくものであり、その目的に一致する。

提案第79号

州民発案による本法案は、California州憲法の第II条第8項の条項に基づいて、州民に提出される。

この州民発案による法案は、衛生安全法規に項目を追加するものである。この場合、追加が提案される条項は、新規部分が明確になるようイタリック体で表記される。

提案された法律

CALIFORNIA処方薬価格低減法 (CAL RX PLUS)

第1項 第112部門 (第130500項以降) を、衛生安全法規に以下のとおり追加する。

第112部門 CALIFORNIA処方薬価格低減法 (CAL RX PLUS)

第1章 一般条項

130500. 本部門は、California処方薬価格低減プログラムもしくはCal Rx Plusと称され、引用される。

130501. California処方薬価格低減プログラムもしくはCal Rx Plusは、処方薬の価格を引き下げ、州の居住者のヘルスケアの質を向上させるために設立される。本プログラムは、製薬会社の払い戻しおよび薬局の割引きを利用して、California州民の処方薬の価格を引き下げのために、州ヘルスサービス部門によって運営される。

130502. California州の人々は、California州居住者が処方薬を利用できるようにするには、その価格を手ごろなものにすることが極めて重要であるとしている。本プログラムは、資格を有するCalifornia州の居住者に処方薬を手ごろな値段で提供する措置を州に講じさせるため、住民によって制定されるものである。このプログラムの結果、California州居住者の健康全般が向上し、健康的なコミュニティが形成され、また公共衛生や福祉が守られることになる。州の意図するところは、従業員への処方薬給付制度の提供やその給付金の支払いを雇用者に思いとどませたり、または、本プログラムの有資格のCalifornia州居住者を対象とする給付制度と同等の給付金を支払う雇用者提供の処方薬給付制度の代替とすることではない。

130503. Cal Rx Plusは、高額な処方薬代を支払っているCalifornia住民に対し、処方薬を安価で提供するものである。連邦法によって認められる範囲において、Cal Rx Plusは、規定のとおり、California州の住民に健康保険を提供している中小企業およびその他機関も利用することができる。

130504. 本部門の目的において、以下の定義を適用する。

(a) 「部門」とは、州のヘルスサービス部門を意味する。

(b) 「基金」とは、Cal Rx Plusプログラム基金を意味する。

(c) 「プログラム」とは、California処方薬価格低減プログラムもしくはCal Rx Plusを意味する。

(d) (1) 「有資格のCalifornia州の住民」とは、払い戻されない医療費の総額が世帯所得の5パーセントに相当する、またはそれ以上であるCaliforniaの居住者を意味する。

(2) 「有資格のCalifornia州の住民」とは、また、Medicareに加入している個人で、連邦法によって認められる範囲において、Medicareでは保険適用されない処方薬用に本プログラムに加入する者のことも意味する。

(3) 「有資格のCalifornia州の住民」とは、また、世帯所得が連邦政府の定める貧困レベルの400パーセント以下で、Medi-CalやHealthy Families Programによって全額または一部が支払われる外来薬剤費負担の適用を受けていないCalifornia州の居住者のことも意味する。

(4) 本副項の目的において、本部門に基づいて提示される薬剤費は、世帯の負担した出費額で、受給資格を決定する目的に用いられるものとみなされる。

(e) 「処方箋」とは、「注意：処方箋なしに調剤することは連邦法により禁じられています」、「処方のみ」、または同様の趣旨の注意書きが記載されている医薬品をいう。

第2章 処方薬の割引き

130510. (a) Cal Rx Plusの参加者が本プログラムを通じて医薬品に支払う金額は、加盟プロバイダーの通常かつ慣習的な請求額または副項(c) に基づく薬局の契約料金から、特定の医薬品に対するプログラム割引額、またはひとまとめの医薬品もしくは本プログラムが適用されるすべての医薬品の平均割引額を差し引いた金額と同額となる。

(b) 個別の医薬品に対するプログラム割引額を決めるにあたって、部門は、その医薬品の製薬会社が提供する払い戻し額および割引きの州の負担額を考慮するものとする。

(c) 部門は、薬局の通常かつ慣習的な料金以外の料金について、加盟薬局と契約を結ぶことができる。

130511. (a) 部門は、Cal Rx Plusを通して購入される処方薬が割引きされるよう、製薬会社と医薬品の払い戻し協約について交渉する。

(b) 連邦法に反しない範囲で、部門は、本プログラムの対象となる医薬品の正味価格が、そのMedicaidの最低価格に相当またはそれを下回るような、医薬品の払い戻し契約の締結に努めるものとする。部門はまた、連邦政府に提供される処方薬の価格に相当またはそれを下回る正味価格の契約の締結に努めるものとする。

(c) 最大の割引額を得るために、部門は本プログラムを通じて購入可能な医薬品の数量を制限することができる。

(d) 本項に従って協定された医薬品の払い戻しの95パーセント以上は、本プログラム参加者が購入する医薬品の価格の引き下げに充当される。

(e) (1) 事業および専門職務法規第2部門の第9章(第4000項以降)に基づく免許を有する薬局は、本プログラムに加盟することができる。

(2) すべての製薬会社が、本プログラムに加盟することができる。

130512. (a) 製薬会社がCal Rx Plusに対してMedicaidの最低価格に相当またはそれを下回る価格を提供しない場合、本項に従って、部門はMedi-Calプログラムの製薬会社との新規契約の締結ならびに既存の契約の延長をすることはできない。治療薬に相当する医薬品がないものについては、本条項は適用されない。

(b) 連邦法によって認められる範囲において、部門は、本部門に従って購入される処方薬について、Medi-Calの最低価格に相当またはそれを下回る価格での提供に同意しなかった製薬会社のいかなる医薬品に対しても、Medi-Calプログラムでの事前承諾を求めることができる。

提案された法律の本文 (提案第79号続き)

(c) 副項 (a) に基づき製薬会社との契約が無効になったり、本項に基づいて医薬品に事前承諾が必要となった場合においても、Medi-Calの受益者が、処方に従った治療の一部である医薬品について、当該受益者の治療上処方されなくなる前にその医薬品の継続的な使用を拒否されることがあってはならない。州ヘルスサービス部門は、州または連邦の法律に規定されているとおり、本項によって必要となる事前承諾の要求を承認または否認する。

(d) 本項は、連邦法に反しない範囲で施行されるものとする。

130513. 製薬会社の名前は、本部門に基づく部門との払い戻し協約締結の有無に関わらず、公開情報とされ、一般に公開される。

130514. (a) 各医薬品払い戻し協約において、次のすべての事項が実施される。

(1) 当該製薬会社との協約に含まれる医薬品名を特定する。

(2) 医薬品の使用を巡る論争が生じた場合には、部門が当該医薬品を協約から削除することを許可する。

(3) パラグラフ (1) に規定されている医薬品が参加者に調査されるごとに、製薬会社が部門に払い戻し額を支払うよう義務付ける。

(4) 製薬会社に対し、最低でも四半期ごとに払い戻し額を部門に支払うよう義務付ける。

(5) 製薬会社に対し、部門からの要請に応じて、払い戻しを立証する証拠書類を提出するよう義務付ける。

(6) 製薬会社がCal Rx Plusで提供する医薬品について、製薬会社に請求を監査することを許可する。製薬会社に提示される請求についての情報は、参加者の健康情報を保護する連邦および州のプライバシー保護法に準拠したものでなければならない。

(b) 部門は、薬局に支払う払い戻しの見込み額を製薬会社から徴収することができる。払い戻しの見込み額は、本項に従って履行される払い戻し協約に記載されていない限り、製薬会社から徴収することができる。払い戻しの見込み額は、本項に従って履行される払い戻し協約に記載されていない限り、製薬会社から徴収することができる。

(c) (1) 製薬会社は、延滞または未払いの払い戻しの利息を計算して支払うものとする。この利息は、単品の払い戻し額の前期損益修正や部門の運用率修正には適用されない。

(2) 州の払い戻し金の支払いについて、製薬会社は、本副項に追加された法令の効力発生日以降に発生した四半期分の延滞または未払いの払い戻し金の利息を計算して支払うものとする。

(d) 副項 (c) に基づく利息は、製薬会社に送付された運用率のデータを含む請求書を郵送した日付から38暦日で発生するものとする。利息は、製薬会社の支払いが郵送される日付まで継続的に発生するものとする。

130515. (a) 部門は、最低限、次のすべての事項が記載された月次報告書を作成する。

(1) 医薬品使用状況。

(2) 薬局への支払額。

(3) 製薬会社から徴収した払い戻し額。

(4) Cal Rx Plusに関して報告された問題または苦情の要約。

(b) 副項 (a) のパラグラフ (1) および (2) 、(3) で報告される情報は、全米医薬品コードレベルとする。

130516. (a) 部門は、次の条件のすべてを満たす請求処理システムを提供するものとする。

(1) 本部門の条件を満たす価格を請求する。

(2) 薬局に返金される割引額 (ドル) を薬局に提供する。

(3) 連邦法にその概要が記載されている医薬品使用状況調査基準に則した、医薬品使用状況調査による警告を薬局に通知する。

(b) 部門は、本部門に基づき参加者に提供される割引額を、請求受理後、2週間以内に加盟薬局に支払うものとする。

(c) 部門は、参加者がCal Rx Plusの問題や苦情を報告するメカニズムをCal Rx Plusに構築する。

第3章. CAL RX PLUSの申請、登録、アウトリーチ

130520. (a) 部門は、居住者のCal Rx Plusの参加資格を決定する申請書および再申請書を作成する。申請者または申請者の保護者もしくは親権保持者は、申請者や申請者の配偶者ならびに子供に代わって申請または再申請をすることができる。

(b) 申請では、最低限、次の事項のすべてを実施するものとする。

(1) 申請書に申請者もしくは申請者の代理人を記載しなければならない旨を明記する。

(2) 申請者または申請者の保護者もしくは親権保持者に対し、申請書に記載された情報が、申請者の保護者もしくは親権保持者の知らうるかつ信じる限り最も正確なものであることを証言するよう義務付ける。

(3) 申請手数料および一年ごとの再申請手数料は、該当する申請書の提出時に支払う必要があり、その額が10ドル (\$10) であることを明記する。

(c) Cal Rx Plusの参加資格の有無を判断する所得条件の査定において、部門は申請書に記載された所得情報を使用し、追加書類は要求しない。

(d) 申請および一年ごとの再申請は、Cal Rx Plusの加盟薬局、医師の診療室ならびに診療所にて、またはウェブサイトや訓練を受け部門に承認されたオペレータが配属されているコールセンターを通じて、手続きをすることができる。申請書を記入した薬局、医師の診療室、診療所、あるいは非営利のコミュニティ組織は、申請手数料を手続き費用の払い戻し金として保管する。申請者が既にCal Rx Plusに加入していることが確認された場合、手数料は申請者に返還され、申請者には参加者としての現在の状況が通知される。

(e) 部門は、申請者のCal Rx Plusへの加入に際し、薬局、医師の診療室ならびに診療所、ウェブサイト、訓練されたオペレータが配属されているコールセンター、非営利のコミュニティ組織、あるいは第三者業者経由でも利用可能な、安全な電子申請手続きを活用するものとする。

(f) 通常の業務時間中の場合、部門は、全項目が記入されたCal Rx Plusの申請書を受領してから4時間以内に、参加資格の有無を決定する。部門は、参加資格の有無の決定後、4日以内に参加者にIDカードを郵送する。

(g) 部門は、薬局を通じて送付された申請書についてはすぐにCal Rx Plusを利用できるよう、薬局向けに有資格となった申請者の参加者ID番号を発行することができる。

(h) 有資格であると判断されたCal Rx Plusの参加者は、12ヶ月間、または参加者が部門に登録を取り止める旨を通知するまで、登録される。

(i) 部門は、参加者に登録期間終了の30日前に通知する。Cal Rx Plusの参加者は、参加者が部門に登録基準に該当しなくなった旨を通知するまで、引き続き登録される。

130521. (a) 部門は、California州の居住者にCalifornia処方薬価格低減プログラムへの参加機会を認知させるためにアウトリーチプログラムを実施する。部門は、プログラムの参加資格があると思われる居住者にサービスを提供しているCalifornia州高齢者福祉部門およびその他の州政府機関、地方政府機関、非営利団体と連携しながら、アウトリーチ活動を計画する。アウトリーチ用品には医薬品の名前や外装を使用しない。

(b) 部門は、州に代わって、Cal Rx Plusを居住者に認知させるアウトリーチサービスまたは用品の贈与、遺贈、もしくは寄付を受け取ることができる。本副項に基づき、用品を提供している組織の名前は用品に表示されることは一切ないが、別の法律により規定されている場合には、一般および州議会に報告される。

130522. (a) 調査費用を顧客に請求しないものを含め、処方箋に従って調査された医薬品には、部門が承認した方法または法によって認められた方法でCal Rx Plusへの参加情報が付記されていない限り、ならない。

(b) この情報には、医薬品を低価格で購入する方法についてヘルスケア・プロバイダーまたは薬剤師に相談するよう勧める案内文を含むものとする。

(c) 部門が承認する、あるいは部門が作成し配信する個別文書の頒布をもって、本項の条件が満たされる場合がある。

第4章 製薬会社の患者援助プログラム

130530. (a) 部門は、参加資格を決定したり、こうしたプログラムで購入可能な医薬品の請求を処理する単一ポイントエントリーを提供する契約を、製薬会社およびその他民間の患者援助プログラムと締結する。

(b) 部門は、本部門に基づき、このプログラムまたは製薬会社およびその他民間の患者援助プログラムを通じて購入できる処方薬の最大割引額を参加者に提供するシステムを開発する。

提案された法律の本文 (提案第79号続き)

(c) (1) 部門は、他の割引きカードや患者援助プログラムへの申請者の参加資格の有無を決定するため、申請者に追加情報の提供を求めることがある。

(2) 部門が申請者に対し、本部門に基づき設立されたプログラムに参加するために、製薬会社の患者援助プログラムへの参加を求めたり、あるいは、製薬会社の患者援助プログラムへの参加資格を決定する情報の開示を求めることはない。

(d) 部門は、California州の居住者が製薬会社の患者援助プログラムのサービスの提供を受けていることを確認するために、製薬会社に対して次の情報のすべてを部門に提出するよう義務付ける。

(1) 製薬会社が、前年中に、無料または極めて低い価格でCalifornia州の居住者に提供した医薬品の総額。

(2) 製薬会社が、前年中に、無料または極めて低い価格でCalifornia州の居住者に提供した医薬品の処方箋または30日間の補給品の総数。

(e) 本部門に基づき発行されたCal Rx Plusカードは、副項 (a) に準じて購入可能な医薬品の単一エントリーポイントとして機能し、健康保険カードに求められる法的条件をすべて満たすものとする。

第5章 雇用者負担の健康保険 処方薬の割引き

130540. 部門は、中小企業、中小企業主共同購入、Taft-Hartley信託基金、その他の雇用者の従業員およびその扶養家族向けの健康保険を購入する機関を支援するために、処方薬購入プログラムを設立することができる。

130541. 従業員およびその扶養家族向けの保険を購入する雇用者またはその他の機関は、雇用者が、その従業員と扶養家族向けの健康保険の費用の50パーセント以上を支払っていない場合は、参加資格に該当しない。

130542. 部門は、医薬品の正味価格がCal Rx Plusプログラムに相当する医薬品の払い戻しが得られるように、かつ、そうした払い戻しの契約締結に努めるものとする。

130543. (a) 参加者が本プログラムを通して医薬品に支払う金額は、加盟プロバイダーの通常かつ慣習的な請求額または副項 (c) に基づく薬局の契約料金から、特定の医薬品に対するプログラムの割引き額またはひとまとめの医薬品もしくは本プログラムが適用されるすべての医薬品の平均割引き額を差し引いた金額と同額となる。

(b) 個別の医薬品に対するプログラム割引き額を決めるにあたって、部門は、その医薬品の製薬会社が提供する払い戻し額および割引きの州の負担額を考慮するものとする。

(c) 部門は、薬局の通常かつ慣習的な料金以外の料金について、加盟薬局と契約を結ぶことができる。

130544. 部門は、本章の作成および施行において、雇用者、California商工会議所、その他の雇用者団体、ならびに、California労働組合同盟AFL-CIOおよび消費者組織と協力するものとする。

第6章 運営管理

130550. 州の居住者向けの処方薬へのアクセスおよびその価格を審査し、処方薬の価格について長官に提言し、コミッショナー、州知事および州議会に定期報告書を提出する、処方薬諮問委員会(以下「委員会」)を設立する。

(a) 委員会のメンバーは、製薬会社から財政的な利害を受けず、また委員会に指名される前5年以内に製薬会社もしくはその機関に勤務したり、サービスを提供したことのない者とする。委員会のメンバーは、委員を務めた後5年間は、製薬会社に勤務してはならない。

(b) 委員会は、州全域の一般市民からの9名の代表者で構成される。州知事、州上院臨時議長、州下院議長は、それぞれ3名のメンバーを指名する。立法機関による被指名者は、交代任期で任務にあたる。

(c) (1) 州知事による3名の被指名者のうち、1名はMedicareに登録している65歳以上の個人、1名はCalifornia大学薬学部の関係者、1名は経済学者とする。

(2) 州下院議長による3名の被指名者のうち、1名は本部門により有資格となる消費者を代表すると認められる組織に属する消費者またはその代表者、1名は小売店の薬剤師、1名は企業割引きの医薬品購入プログラムの資格を有する雇用者を代表する公認組織に属する雇用主もしくはその代表者とする。

(3) 州上院臨時議長による3名の被指名者のうち、1名はTaft-Hartley信託基金の労務管財人、1名は医薬品適用保険に詳しい医師または看護師、1名はCalPERS委員会のメンバーとする。

(d) 委員会のメンバーの任期は、以下のとおりとする。

(1) (A) 知事に指名されたメンバーは、知事の要請により2年の任期を務めるものとする。さらに、2年の任期を越えた後も、知事が当該被指名者が委員会のメンバーとなることを決定しそれが認められるまで引き続き務めることができる場合には、さらにその後の2年間についても再指名が可能となる。

(B) 州上院臨時議長または州下院議長に指名されたメンバーは、4年の任期を務めるものとする。さらに、4年の任期を越えた後も、かかるメンバーの指名権を持つ者が当該被指名者が委員会のメンバーとなることを決定しそれが認められるまで引き続き務めることができる場合には、さらにその後の4年間についても再指名が可能となる。州上院臨時議長または州下院議長が、メンバーの任期満了後60日以内に決定を下さなかった場合、その地位は、前任者の任期満了日から計算して4年間の任期を務める個人が指名されるまで、欠員となる。

(2) 任期が満了となる前に欠員が生じた場合には、指名権のある者が、本章に基づいて、残りの任期を務めるメンバーを指名する。

(3) 本法令の発効日当日、州上院臨時議長が2年間の任期を務める3名のメンバーを指名し、州下院議長が4年間の任期を務めるメンバーを3名づつ指名する。それ以降の任期はすべて4年間とする。

(d) 欠員が生じた場合には、その発生日から30日以内に、欠員となったメンバーを選出および指名する方法で補充するものとする。

(e) 委員会のメンバーは、毎年、メンバーの中から議長を1名と、副議長を1名選出する。議長は、処方薬諮問委員会の会議を招集する権限を有する。

130552. 本部門の目的において締結された契約は、公的契約法規第2部門の第2部(第10100項以降)の適用外となる。薬局および製薬会社との契約は、入札または非入札方式により締結される。

130553. Cal Rx Plusを施行および運営管理するために、部門は第三者業者と契約するか、またはMedi-Calプログラムの会計仲介を含む既存のヘルスケアサービス・プロバイダーの加入者名簿や支払いシステムを利用することができる。第三者が協約した医薬品払い戻し協約は、部門による審査の対象となる。部門は、州またはCal Rx Plus参加者にとって最善の利益とならないことが認められる契約については解除することができる。

130554. (a) 部門は、本部門に基づいて受領した支払い額の全額を、州の資産部に創設されたCal Rx Plusプログラム基金に預託する。

(b) 基金は、本部門に基づく加盟薬局への支払い目的および本部門の運営費の支払いのために、会計年度に関係なく引き続き部門に割り当てられる。他のいかなる法律の条項にもかかわらず、基金の資金を、その他のいかなる目的の支出、または、一般財源を含むその他のいかなる資金への貸し付けや振替に利用することはできない。基金には、基金の資金から発生する利息も含まれる。

130555. (a) ディレクターは、本部門の施行にあたって当面必要となる規則を採択することができる。本項で承認される規則の採択、修正、撤回、もしくは再採択は、政府法規第11346.1項および第11349.6項の目的において、公共の秩序、健康と安全、あるいは一般の福祉の維持に必要なものとみなされ、部門は、これにより、速やかな措置を要する特定の実態を報告する条件の適用が免除される。

提案された法律の本文 (提案第79号続き)

(b) 副項 (a) に基づく規則の採択の代替案として、かつ、政府法規表題2、第3部門、第1部の第3.5章 (第11340項以降) にかかわらず、ディレクターは、プロバイダー向けの報告書または同様の説明書が2007年7月31日以降は効力をもたない場合は、かかるプロバイダー向けの報告書または同様の説明書を利用して、規制措置を講じなくても、本条の全体または部分的に実施することができる。副項 (a) に基づいて採択された規則は、2007年7月31日以降に整備するという意図のものである。

第7章 施行

130570. 司法長官自らの発議により、または部門もしくは50人以上の州の居住者の請願により、司法長官は、違反容疑についての調査を行う。

130571. 司法長官は、調査においてかかる問題への関連を認める前に、召喚状をもって、証人の立ち会いあるいは証言、および帳簿ならびに書類の提出を求めることができる。召喚状は、刑事事件の証人に対する召喚状と同じ形式のものでなければならず、本項に基づいて発行される召喚状には、刑事事件に関する法律の該当するすべての条項が適用される。本項に基づき、証言または帳簿、記録、通信文書の提出のために証人を召喚または要請するすべての調査あるいは審問は、召喚される個人の選択により公開または非公開とし、調査の対象となる法令に違反があったとされる郡で実施されるか、調査が請願によるものである場合には、請願者が居住する郡で実施される。

130572. 管轄権を有する裁判所は、命令により、司法長官の申請に応じて、証人の出頭、帳簿ならびに通信文書を含む書類の提出、または高等裁判所での証言と同じ方法および範囲で司法長官への証言を強要することができる。かかる命令に従わない場合、当該裁判所より不服従罪として罰せられることがある。

130574. 司法長官が本部門の違反容疑の調査を180日以内に実施しなかった場合は、自らの、そのメンバーの、あるいは一般市民の利益のために活動するいかなる個人もが、その他の救済措置に加え、差し止めによる救済および民事罰を求めることができる。この場合、民事罰は、10万ドル (\$100,000) 以下または損額額の3倍に、必要かつ妥当と認められる調査費用、専門家への妥当な報酬、および妥当な弁護士報酬を含む訴訟費用を加算した額とする。

第1.5項 第112.5部門 (第130600項以降) を衛生安全法規に、以下のとおり追加する。

第112.5 部門処方薬の不当利益行為

130600. 処方薬の不当利益行為は、違法であり、本項の条項により規制される。本項の条項は、処方薬の製薬会社、卸業者およびラベリング業者に適用される。処方薬の製薬会社、卸業者またはラベリング業者は、製薬会社、卸業者またはラベリング業者が以下の行為を行った場合、不法な不当利益行為に加担したものとす。

(a) 法外な価格を強要または要求する。

(b) 不正または不当な利益につながる価格や条件を強要または要求する。

(c) 州内において調合または供給される処方薬の販売、交換、配布、取引において、個人を不当に差別する。

(d) 本章の条項に対する報復として、本州内において、処方薬の販売または配布を故意に阻止、制限、削減、禁止する。

130601. 本部門に対する違反は民事違反であり、司法長官、または自らの、そのメンバーの、もしくは一般市民の利益のために活動するいかなる個人もが、その他の救済措置に加え、差し止めによる救済および民事罰を求めることができる。この場合、民事罰は、10万ドル (\$100,000) 以下または損額額の3倍に、必要かつ妥当と認められる調査費用、専門家への妥当な報酬、および妥当な弁護士報酬を含む訴訟費用を加算した額とする。

第2項 (a) 本法令は、その根本的な目的を全面的に推進するために、広義に解釈され、適用されるものとする。この州民発案の条項のいずれかが法律の他のいずれかの条項もしくは州議会によりかねて制定された他の制定法と直接的あるいは間接的に矛盾する場合、本州民発案と矛盾して撤回される範囲において、かかる条項を無効とすることが投票者の意図であるものとする。

(b) 本法令の条項は、州議会によって修正されることはない。但し、記録簿に記入される氏名点呼投票により通過させる場合、3分の2の賛成をもって上院および下院で可決された制定法によって、または、有権者が承認した場合にのみ有効となる制定法によって、当該条項の目的を推進する場合を除く。州議会による修正がないということは、本法令の修正された特定の条項の目的を推進しない限り、本法令の目的を推進するものとみなされる。州憲法の修正案に関する訴訟において、裁判所は、修正案が本副項の条件を満たすかどうかについて、独自の判断を下すものとする。

(c) 本法令のいかなる条項、またはいかなる個人もしくは状況へのその適用が無効とみなされる場合、その無効性は、無効な条項もしくは適用がなくても実行できる他の条項および適用に影響しないものとする。この目的の達成において、本法令の条項は分離可能である。

提案第80号

この州民発案による法案は、California州憲法の第II条第8項の条項に基づいて、州民に提出される。

この州民発案法案は、公共事務法規に対して、修正、撤回、および追加が盛り込まれています。このため、既存の条項に対して、削除が提案される条項は、消し線で印刷され、既存の条項に対して、追加が提案される状況は、イタリック体で印刷され、それらが新しいことを表しています。

提案された法律

第1項 本法案は「電力規制緩和の請願および停電防止法」と呼ばれ、引用されるものとする。

第2項 (a) California州の州民は、以下のすべてを発見し、宣言する。

(1) すべての消費者に公正かつ妥当な価格で電力を供給する信頼性の高い電力システムはすべてのCalifornia州民の健康および安全、幸福にとって欠くべからざるものである。

(2) 電力は現代社会において比類なき公共の利益である。貯蔵できないため発電時に全配電システムに同時に供給する必要がある、代替がきかない。わずかな数秒の送電停止が停電や大きな混乱の原因となる。

(3) California州における電力市場の規制緩和は構想に問題のある惨憺たる実験であり、継続的な停電や電力供給不足、市場操作をもたらした結果、California州の電力消費者は数十億ドルにのぼる過剰な価格を押しつけられることとなった。

(4) 規制緩和市場が生み出した金融危機と規制の不確実性により、投資に必要な発電所への投資は阻害された。

(5) 直接取引の承認を含む電力の規制緩和により、電力の供給を受ける消費者についての不確実性が生じ、これにより環境的に問題がなく信頼性の高い電力システムに必要な長期的な統合リソースの計画を遂行することが不可能となり、大口の消費者から小口の消費者へのコスト転嫁が可能となる。

(6) 過去の電力規制緩和の失敗にもかかわらず、推進派は再び州議会と公益企業委員会に対して、公共料金納付者とCalifornia州経済に一層の打撃を与える可能性のあるさらなる実験を行うよう強く求めている。

(b) この法案を成立させるに際し、次の政策目標を達成することを州民は意図している。

(1) すべての消費者が正当かつ妥当な価格で信頼性の高い電力サービスを確実に受けられるようにすること。

(2) リソースの適性を確保し不適切なコスト転嫁を防止するため、計画目的で安定的な顧客ベースを提供すること。そのためには、本法案にあるものを除き、新規の直接取引を許可してはならない。

(3) 小売電力サービスのすべての料金や条件を小売電力サービスのすべての供給者について非差別的な方法で公益企業委員会が規制し、すべての電力サービスの供給者が同委員会の管轄下とすること。

提案された法律の本文 (提案第80号続き)

(4) 現実的に実現可能な最大の範囲で環境への悪影響を最小限に抑える方法で電力システムを開発するようにすること。これには、各電力小売企業が遅くとも2010年12月31日までに適格な更新可能エネルギー源からの小売売上を最低でも20パーセントとする必要がある。

第3項 公共業務法第218.3項を以下の通り修正する。

218.3. 「電力サービスの供給者」は、第218項での定義通り、電力会社の営業地域内で消費者に電力サービスを提供する機関を意味するが、第218項の副項 (b) に準拠して特定のサービス顧客にのみ電力サービスを提供する機関は含まれず、また第218項で定義された電力会社もしくは管轄範囲内または地方の公営電力企業のサービス地域内で一般家庭および小規模の商用利用者に電力サービスを提供する公共機関は含まれない。「電力サービスの供給者」には、第218項の定義通り、電力会社の規制対象外の関連会社および子会社が含まれる。電力サービスの供給者は第394項の副項 (f) に従い、委員会および本法令の条項の管轄および管理、規制に準拠する。

第4項 公共業務法第330項を撤回する。

330. 本章を実行するに際しての指導を行うため、州議会は次のすべてを認めかつ宣告する。

(a) 州議会は、1996年6月10日に発効した料金から、一般家庭および小規模の商用利用者向けに2002年4月1日までの分につき最低20パーセントの累積値下げを行うことを意図している。2002年4月1日の値下げが条件を満たすものであったかを決定するに当たり、委員会は競争により調達された電力の費用および第840項に定義された価格引き下げ債 (値下げのための原資を調達するための債券 訳注) に関連する費用を除外するものとする。

(b) California州の住民および事業者、機関は電力に年間230億ドル近い金額を支払っており、電力の値下げは州および州の住民の経済を大いに利することになる。

(c) 公益企業委員会はCalifornia州の電力産業の再構築および公益産業の規制の改革に関する規則の作成および調査を行った。

(d) 集中的な公開再審査の過程を経た後、委員会は、料金納付者および州の利益は全体として、小売電力サービスは規制された料金で信頼性の高い電力サービスを独占的なサービス地域内で最終顧客に提供するという義務に則って電力会社が主に提供するという1997年1月1日時点の規制枠組みから、競争は電力の供給で許可され消費者は電力の供給者を選択する権利を認められるという枠組みに移行することが最良となると判断した。

(e) 発電市場における競争は革新および効率性、すべての市場参加者のサービス向上を促進し、多額の費用の必要な規制監督の経費削減を可能にする。

(f) 送電および配電システムへの電力の供給は現在規制されており、システムの安全性および信頼性、環境保護、すべての市場参加者の公正なアクセスを確保するため今後も規制される。

(g) 信頼性の高い電力サービスは州の住民および経済の安全および健康、福祉にとって最も重要なものである。州議会は、電力産業の改革により相互につながった送電システムの信頼性が向上し、電力の送配電システムのすべての利用者に連携強化と実行可能な指令を提供するものとしている。

(h) 重要なのは、十分な発電量の供給により州の市民および事業者向けに信頼性の高いサービスを維持することが可能となることである。

(i) 信頼性の高い電力サービスは、入念な検査および送配電システムの保守に依拠している。電力供給の信頼性を継続し向上するには、独立システム事業者および委員会はそれぞれ検査および保守、修理、交換の規準を設定するものとする。

(j) 州議会は、California州が西部地方の州と協定を締結することを企図している。この協定には、California州の小売消費者にエネルギーを販売するそれらの州にある公営および民間の公益企業が、実行可能な規準や指令に従い相互に接続された地方の送配電システム

の信頼性を守ることが必要となる。

(k) 発電市場で有意義な卸売および小売段階での競争を実現するには、次のすべてを実行することが必須となる。

(1) 独占的な送電機能を、独立した第三者の送電システムへのアクセスと価格設定を推進することにより競争的な発電機能から分離すること。

(2) すべての消費者に電力の競争的な供給者からの選択を認めること。

(3) 消費者と供給者に、送配電サービスへの公平で非差別的、比較可能なアクセスを提供すること。

(4) 委員会は適切に次の結論を下した。

(1) こうした競争は独立システム事業者および独立した電力取引所を設立して導入することが最善である。

(2) 発電は公平な競争で行われるべきである。

(3) こうした新規市場機関への参入者には市場への大きな影響力がなく、新規市場機関の運営が恣意的に行われることのないようにする必要がある。

(4) こうした新規市場機関は消費者の選択の段階的導入と同時に活動を開始し、こうした機関および副項 (s) から (w) で参照された他に転嫁不可能な移転費用回収メカニズムが1998年1月1日までに同時に存在する場合に州民の利益が最大となる。

(m) 州議会は、California州の公営電力企業および民間電力企業は送電施設の制御について独立システム事業者に責任を持つ旨明言すべきであるとしている。これらの公益企業は共同で連邦エネルギー規制委員会にすべての独立システム事業者の傘下企業について送電施設で設備投資に対する公平なリターンを生むような独立システム事業者についての価格設定方法を提唱すべきである。

(n) 競争的な市場において電力を購入する機会はCalifornia州の消費者に1998年1月1日までに実現可能な範囲で早急に入手可能とならなければならない。それによりすべての消費者は競争の利得を得ることが可能となる。

(o) 現在の規制の枠組みの下では、California州の電力会社は自社のサービス地域で消費者に電力を供給する特権を許可されていた。

(p) 連邦および州の政策に従い、California州の電力会社は発電所に投資し、自社のサービス地域でサービスを必要とするすべての消費者に非差別的に信頼性の高い電力サービスを供給するための義務契約を締結した。

(q) こうした投資や義務契約の費用は、電力会社が消費者に請求する電力料金で現在回収されている。

(r) 電力の送配電は引き続き、州の電力会社が所有し保守を行う施設が供給する公共の利益に徹した必須サービスである。

(s) 妥当な移行期間の間は電力会社にこうした費用および現在の発電関連の契約の今後の再交渉もしくは買取に関連する費用を含む発電関連の資産および負債についての費用項目を引き続き回収する機会を認めること、および委員会が1995年12月20日以前に競争的な発電市場での市場価格では回収不可能な電力料金における回収および1995年12月20日以後発生した1995年12月20日時点で存在した発電施設への追加投資を承認したこと、委員会の決定は妥当であり費用はこれらの施設を2001年12月31日まで保守を行うのに必要であるとの条件で回収されることは適切である。回収すべき費用を決定するに当たり、上記の市場資産のマイナスと下記の市場資産のプラスとを相殺することが適当である。

(t) 競争的な発電市場への移行は規則に則って行われ、電力システムの信頼性を保護し、これら電力会社の投資家に委員会が認めた発電関連の資産と負債に関連する費用を全額回収する公平な機会を与え、可能な限り迅速に完了するものでなければならない。

(u) 公益企業委員会の決定96-01-009により修正された決定95-12-063に記載された、消費者の選択および市場競争、業績に基づく料金決定を拡大するための移行は、公益企業でこれまで働いてきた

提案された法律の本文 (提案第80号続き)

従業員にとっては厳しいものとなる可能性がある。電力産業の改革に直接起因する公益産業の労働者の必要な削減は、希望退職および再教育、早期退職、再就職、関連給付金の提供により行われることが望ましい。従業員削減が社員都合か会社都合かによらず、こうした給付金に関連する妥当な費用は競争への移行費用に含まれるものとする。

(v) 移行に関連する費用は転嫁不可能な方法かつ電力会社の顧客の料金引き上げにつながらない形で特定の期間にわたり回収されるものとする。競争への移行の費用の例外が認められる場合、負担に対する転嫁不可の方針を守るため、例外費用の回収を別途定めるファイアーウォールを次のように作成するものとする。

(1) 一般家庭および小規模の商用利用者の合同等級のメンバーに認められた競争への移行費用の例外費用は、それらの利用者からのみ回収されるものとする。

(2) 一般家庭および小規模の商用利用者以外の合同等級のメンバーに認められた競争への移行費用の例外にかかる費用は、それらの利用者によってのみ回収されるものとする。委員会は、ファイアーウォールと料金凍結原則に反しない既存の費用配分権威をこれまでどおり維持するものとする。

(w) 州議会は、電力会社が一般家庭および小規模の商用利用者向けの競争への移行費用の一部を補填することを要求および可能とし、それにより消費者が1998年から2002年まで10パーセントの料金引き下げを受けるようにしている。電力会社は1997年6月1日までに、公益企業委員会のファイナンス為替形およびCaliforniaインフラストラクチャ経済開発銀行からの価格引き下げ債券について同時に申請を行い、競争への移行費用のファイナンスを行なう手段を確保するものとする。

(x) California州の公営の電力会社は、雇用や州経済の支援を含む多大な利益をすべてのCalifornia州民に提供している。本章に追加された法令に準拠し電力サービス業界の改革を行なうことは、引き続き州住民へのこうした利益にかなひ、また一般家庭および小規模の商用利用者に有意義かつ早急な料金引き下げを提供し、電力供給の競争を促進する。

第5項 公共業務法第365項を撤回する。

365項 委員会の活動は本章に準拠し、330項に記載の調査結果と宣言に一致するものとする。さらに、委員会は以下すべてをおこなうものとする。

(a) California州の電力会社が独立のシステム運営者および独立の電力取引所の設立、運営および委員会の管轄に準拠する送配電施設の決定、必要な範囲で第367項から376項により規定された費用回収メカニズムの承認についての許可を整備し連邦エネルギー規制委員会から取得することに努めること。また委員会は、独自システム事業者および独立した電力取引所に関連して連邦エネルギー規制委員会に先立ちすべての手続きに完全に参加するものとし、連邦エネルギー規制委員会が相互に接続された送電網の信頼性を強化する命令や手続を採用し、California州すべての公営公益企業にこの手続きへの完全な参加を奨励し、すべての市場参加者によりこの命令や手続の実行可能性を最大限に高めることに努力するものとする。

(b) (1) 電力の供給者と最終消費者との間の直接取引を第367項から376項にある他に転嫁不可能な費用の賦課を条件に承認すること。直接取引は、副項 (a) に表記のとおり、独立システム事業者および独立した電力取引所と同時に開始するものとする。同時の開始は、1998年1月1日までに実現可能な範囲で早急に実現されるものとする。委員会は、すべての消費者は直接取引に参加する権利を有するものとするを最終目的とする段階的導入スケジュールを作成するものとする。委員会が指示した直接取引に関する消費者資格の全段階的導入は、すべての消費者階級に公平なものとし、かつ運営およびそのほかの技術に関する考察に従って実現可能な範囲で早急に実現されるものとする。また、これは2002年1月1日までにすべての消費者につい

て完了するものとする。

(2) 消費者は、本項に基づき実施された直接取引の段階的導入に関係なく、少なくとも消費者の電力負荷の半分が第383項に基づき認定を受けた再生可能な資源提供源からのエネルギー供給である場合、直接取引の資格を有するものとする。ただし本項は、地方自治体の公共事業の管理役員会が承諾している場合を除き、地方自治体の公共事業により提供される電力消費者への直接取引の規定を妨げるものではない。

第6項 公共業務法第365.5項を撤回する。

365.5項 本章は、委員会が規定のサービスに関する料金、請求料金、期間、および条件の認定ならびに規制の手順を調査する権限の行使を妨げるものではない。委員会が、規定のサービスの認定と規制の手順が公共の利益となると判断した場合、委員会は、その調査結果と勧告を州議会に提出し承認を求めるものとする。

第7項 公共業務法第366項を撤回する。

366. (a) 委員会は、必要に応じて電力供給側と使用消費者間の直接取引を促進する措置を講じるものとする。消費者は、任意で電力負荷を統合する権利を有する。ただし各消費者が書面による同意の宣言によりこれを行なうことが前提となる。消費者による同意の宣言がない場合、消費者は既存の電力会社あるいはその株式譲受人によって提供されるサービスを継続して受領することとする。ただし、地域別選択を統合する供給者による統合は例外で、366.2項に従い完了するものとする。

(b) 消費者の電力負荷の統合は、委員会によってすべての消費者階級について承認されるものとする。これには小規模の商用利用者や一般家庭を含むが、これに限られるものではない。統合は、民間市場の統合者、特別区、あるいはそのほか市場機会によって利用される基準および個人消費者による書面による同意宣言によって同意を得て完了されるものとする。ただし、地域別選択を統合する供給者による統合は例外で、366.2項に従い完了するものとする。

第8項 第366項を、公共業務法規に以下の通り追加する。

366. (a) 2005年1月1日に直接取引を通じて電力会社のサービスを受けている消費者を除き、本法案の発効日以降は、小売電力サービスに関する新規の直接取引は許可されない。

(b) 2005年1月1日に直接取引を通じて電力会社のサービスを受けている消費者は、電力会社へ1年前に通知することで電力会社のサービスへ復帰することができるが、それ以後は新規の直接取引を行うことはできない。1年の満了通知の前に電力会社のサービスへ復帰する場合、消費者は電力会社の発電ポートフォリオ一括料金、もしくは現行の短期市場価格のいずれか高い方に等しい発電料金を1年の通知期間が経過するまで支払うものとする。

(c) 2005年1月1日に直接取引を通じてサービスを受けている消費者は、電力会社の発電ポートフォリオ一括料金もしくは現行の短期市場価格のいずれか高い方に等しい発電料金を、120日を上限に暫定的に電力会社から規定のサービスを受ける。消費者が120日間の終わりまでに新規の直接取引を行わない場合、その後、新規の直接取引は行えず、1年間は規定サービスの料金で、その後は発電ポートフォリオ一括料金で、電力会社からのサービスを引き続き受けるものとする。

(d) 委員会が決定した決定02-11-022では、消費者は直接取引で電力を購入する条件として、原価回収の不足分を支払うことに責任を有し、完全に回収できるまで原価回収の不足分を引き続き支払うものとする。

(e) この項に記載されているいかなる内容も、地域別選択の統合に関して第366.1および366.2項の条項を変更しない。

第9項 公共業務法第394項を以下の通り修正する。

394. (a) 本項で使用されている「電力サービスの供給者」は、電力会社の営業地域内で消費者に電力サービスを提供する機関を意味するが、第218項での定義通り、電力会社は含まれない、第218項の副項 (b) に準拠して消費者の負荷を満たすためにのみ電力サービスを

提供する機関は含まれず、また第218項で定義された電力会社もしくは管轄範囲内または地方の公営電力企業のサービス地域内で一般家庭および小規模の商用利用者に電力サービスを提供する公共機関は含まれない。「電力サービスの供給者」には、第218項での定義通り、電力会社の規制対象外の関連会社および子会社が含まれる。

(b) 各電力サービスの供給者は委員会に登録するものとする。登録の前提条件として、電力サービスの供給者は宣誓、宣言、または宣誓供述書のもと、以下の全ての情報を委員会へ提出するものとする。

(1) 法律上の名称とCalifornia州で事業を営んでいる電力サービス供給者のその他の名称。

(2) 現在の電話番号。

(3) 現住所。

(4) プロセスのサービス代理人。

(5) 法人を設立した州および日付(ある場合)。

(6) 顧客サービス担当者数もしくは顧客からの問合せに対応する人員数。

(7) 提供するサービスの種類についての簡単な説明。

(8) 州または連邦の消費者保護法または規制に基づいて、登録前の過去10年以内に、会社か会社所有者、パートナー、役員、取締役役員に対して課された民事、刑事または規制処罰もしくは刑罰、また会社もしくは会社の所有者、パートナー、役員、取締役役員に対するあらゆる種類の重罪の有罪判決の開示さらに、各電力サービスの供給者はすべての電力サービスの供給者に適用される委員会の決定により指定された電力サービスの供給者の所有者やパートナー、マネジャーの指紋を提供するものとする。委員会は司法省へ完全な指紋カードを提出するものとする。これらの指紋は司法省が利用できるものとし、司法省は連邦捜査局に全国の犯罪履歴の照会のためこれらの指紋を送付する。委員会は電力サービスの供給者の登録資格を決定するため本項に定めるとおりに実施された全国の犯罪履歴の照会から入手した情報を利用する。

(9) 財政的実行可能性の証明委員会は財政的実行可能性を決定する統一基準を設定し、遅くとも1998年3月31日までに一般の意見を考慮するためこれら基準を公表するものとする。電力サービスの供給者の財政的実行可能性を判断するにあたり、委員会はサービスを提供する潜在的登録者としての消費者数、提供する電力の見込みキロワット時数、一般家庭および小規模の商用利用者が不正行為または不履行の際に適切な手段がとれるように別に適切な基準を考慮するものとする。

(10) 技術、運営能力の証明委員会は技術、運営能力を判断する統一基準を設定し、遅くとも1998年3月31日までに一般の意見を考慮するため公表するものとする。

(c) 第394項の副項(a)の要件にすべての点において準拠していない本項の発効日前に委員会が承認した登録出願については、前述にもかかわらず、本項の発効日の90日以内である限り効力を持つものとし、電力サービスの供給者は委員会が満足いくよう登録出願の補完を行なう。委員会は、副項で定められた時間内に必要とする情報が補完されていない登録については停止とし、第394項の副項(a)に完全に準拠していると確認するまで復活しないものとする。

(d) 本項の発効前に委員会に登録した管轄内における小売電力の消費者にのみ統合サービスを提供する公共機関は、第366項で説明されているように、本章のもとで登録の対象外となる範囲で登録を自主的に取り消す。

(e) 市場へ再参入する前に、登録が取り消されている電力サービスの供給者は第394.1項の要件を満たす正式申請を委員会へ出願し、委員会のすべての適用規則に準拠するため電力サービスの供給者の

適性および能力を実証するものとする。

(f) 委員会への登録は委員会の認可機能の行使であり、電力サービスの供給者が提供するサービスの料金または条件の規則を制定しない。本部に記載されているいかなる内容も、電力サービスの供給者が提供するサービスの料金また条件を規制するための権限を委員会に与えるものではない。

(f) 委員会への登録は委員会の認可機能の行使であり、電力サービスの供給者の登録は、委員会によるサービスの料金および条件についての管轄および管理、規制に電力サービスの供給者が同意することである。委員会は電力会社の管轄および管理、規制の運用と同様に電力サービスの提供において、電力サービスの供給者の管轄および管理、規制などを行使するものとする。この行使には以下を含むが、それらに限られるものではない: エネルギー調達や契約の基準および要件、資源の妥当性についての要件、エネルギー効率、需要対応要件、再生可能なエネルギーポートフォリオ基準、コスト転嫁を防止するための消費者間における適切な原価配分。

第10項 公共業務法第399.15項を以下の通り修正する。

399.15. (a) まだ満たされていない長期の資源ニーズを満たすため、委員会はすべての電力会社に毎暦年に小売の最終消費者に販売している総キロワット時の指定割合を適格な再生可能エネルギー源から発電量の最少量調達することを要求する再生可能ポートフォリオ基準を設定するものとし、公的資源法規の第15部、(第25740項以降)、第8.6章、第399.6項、パラグラフ(2)に基づき十分な資金が利用可能であれば、適格な再生可能の市場を上回る原価を補うものとするが、以下のすべてに従うこととする。

(1) 電力会社は、本項の副項(c)に基づき設定された市場価格を上回る適格な再生可能エネルギー資源についての長期契約の締結は要求されないものとする。

(2) エネルギー委員会は、市場を上回る原価について本条に準拠していれば、再生資源信託基金の新規再生可能資源会計から公的資源法規の第15部(第25740項以降)、第8.6章に基づき適格な再生可能エネルギー資源に対してエネルギーの補助支出を提供するものとする。不均衡な電力料金や過剰なエネルギー販売、既存の資源からの発電量減少、送電の改良などの適格な再生可能エネルギー資源の購入に関連する間接費には、エネルギーの補助支出が適用されないが、委員会が認めたとおりの料金で電力会社が回収可能とする。

(3) 年間調達目標を設定するため、委員会は2001年に適格な再生可能エネルギー資源から調達した小売販売の実際の割合に基づいて各電力会社に対し初期基準を設定するものとし、適用可能な範囲で、第399.12項の副項(a)に従い今後調整するものとする。

(b) 委員会は、各電力会社に対する年間調達目標を以下の通り実施するものとする。

(1) 2003年1月1日以降、各電力会社は、副項(a)に従い、適格な再生可能エネルギー資源の調達合計を最低1年あたり小売販売の1パーセント分増加させ、遅くとも2017年12月31日までに、適格な再生可能エネルギー資源から小売販売の20パーセントを調達することとする。適格な再生可能なエネルギー資源から小売販売の20パーセントを1年間で調達する電力会社は、次年度の適格な再生可能エネルギー資源からの調達を増加しなくてよいものとする。

(1) 2003年1月1日以降、各小売業者は、副項(a)に従い、適格な再生可能エネルギー資源の調達合計を最低1年あたり1パーセント増加させ、遅くとも2010年12月31日までに適格な再生可能エネルギー資源から小売販売の20パーセントを調達することとする。

(2) これらの目標を設定する目的でのみ、委員会は、水質法規の第

提案された法律の本文 (提案第80号続き)

80100項に従い、水資源省が小売消費者へ販売しうるすべての電力を電力会社の小売販売の計算に含めるものとする。

(3) 電力会社が、本副項に従い設定した年間目標を達成するためある年の適格な再生可能エネルギーを十分に調達できなかった場合は、適格な再生可能エネルギーの市場価格を上回る原価を補うため、公的資源法規の第15部(第25740以降)、第8.6章、第399.6項、パラグラフ(2)に従い、十分な資金が利用可能であれば、不足分を補完するため適格な再生可能エネルギーを次年度以降に追加で調達するものとする。

(4) 委員会の承認した市場価格と併せて、エネルギー委員会からのエネルギーの補助支払が適格な再生可能エネルギー資源の市場価格を上回る原価を補うには不十分である場合、委員会は電力会社が年間調達義務をエネルギーの補助返済を利用して適格な再生可能エネルギー資源を調達できる数量まで制限することを許可するものとする。

(c) 委員会は、以下を考慮し、再生可能エネルギー発電事業者との契約期間に対応した条件について電力の市場価格の決定方法を設定するものとする：

(1) 委員会の承認のとおり電力会社の一般調達に従い決定された固定価格契約の電力の長期市場価格。

(2) 新規発電施設の電力の固定価格に関連する長期所有権や運営、固定価格燃料費。

(3) ベース負荷やピーク時、限定供給発電量を含むさまざまな製品価値。

(d) 再生可能なポートフォリオ基準の設置は、1978年の連邦、公益事業規制政策法(公法95-617)の委員会による実施を構成しないものとする。

(e) 委員会は、副項(c)に従い市場価格の計算およびその他の再生可能エネルギーポートフォリオ基準政策を策定するにあたりエネルギー委員会と協議を行なうものとする。

第11項 第2.4章(第400項以降)を、公共業務法規第1節第1部に以下のように追加する。

第2.4章 信頼性の高い電力サービス法令

400. 本章は「信頼性の高い電力サービス法令」として知られ、引用されるものとする。

400.1. 委員会および州議会は以下すべてをおこなうものとする。

(a) 消費者に確実に正当かつ妥当な価格で供給するという電力企業の義務を復活させ確認する。

(b) 市場操作の機会を排除し、原価に基づく新規発電所の建設や操業、競争力ある電力の卸調達を許可することで消費者に対し最高の価値を保証する。

(c) 資源の十分性および妥当な料金の電力を確保するため、規制に従い長期的な統合リソース包括計画を策定し消費者や環境、電力システムの信頼性を保護する。このようなプロセスには、最優先事項として、すべての費用対効果の高いエネルギー効率および節約プログラムへの資金調達や費用対効果の高い再生可能資源から提供される電力の割合を増加させることを含むものとする。

(d) 正当かつ妥当な価格で、すべての負荷要求に供給できる適切な発電能力がピーク需要および計画ならびに操業の予備に与えることができるようにするため、地域における信頼性やシステムの信頼性を確保するために必要な場所や時間において、資源の十分性の要件を設置、施行する。資源の十分性についての要件は、すべての負荷を供給する機関に無差別に適用するものとする。

(e) 一般家庭および小規模の商用利用者が1か月あたり1000キロワット未満を平均利用し、占有建物は2006年1月1日以前に建設されたことを条件として、分散発電、配電の信頼性との一貫性、環境保護および環境改善などの新しい革新技术の利用を推進する機会を、書面による肯定的な同意のない場合、消費者は時間帯別料金スケジュールに従いサービスを受けるに当たり必要とされないものとする。

400.2. (a) 電力会社は、第451項により、電力会社より非常時サービ

スを購入する消費者を含め、正当かつ妥当な価格で信頼性の高い電力サービスを消費者へ計画し、提供する義務を有する。

(b) 本章の目的のため、「電力サービス」には、新規および再発電した発電資源、コジェネレーション、再生可能発電資源、送配電資源、使用電力の測定や請求、費用対効果の高いエネルギーの効率性およびその他需要削減資源に対する資金調達、発電施設の保守請負を含む十分な訓練を受けた公益産業の労働者を適切な規模で採用することなどの発電会社が所有し調達した発電資源を含む資源の十分かつ効率的な供給が含まれる。

400.3. (a) 公益企業委員会は、主要目的として公共料金納付者に対する最高の価値を実現するため、資源の選定および調達のプロセスを設置するものとする。

(b) 委員会は、価格、信頼性、安定性、効率性、コスト効率、システム影響、資源の多様性、公共事業の財政面の健全性、リスク、環境パフォーマンスを考慮して、電力会社が承認した長期統合リソース計画に合致する、公共事業および公共事業が所有する発電との契約の下で、公共事業以外の発電の多様化したポートフォリオを維持することで、各電力会社は公共料金納付者に対する最高の価値を実現するものとする。

(c) 資源選定プロセスは、代替資源オプションの利得および費用を比較するために以下のアプローチを利用して、副項(a)と(b)に記載されているように公共料金納付者に対する最高の価値を実現する。

(1) 公共事業以外の発電についての競争的勧誘。

(2) 公共事業以外の発電についての双務契約。

(3) 委員会が規制する原価基準の公共事業の所有する発電。

(d) 本法令の目的として、「公共事業以外の発電」とは、電力会社以外の機関が所有、運営する電力の発電施設を意味し、「負荷を供給する機関」には、第9604項に定義のとおり、州営水道事業または消費者の自家発電として一般に知られる州の水質資源開発システムである地方の公営電力企業を含まない。

400.4. (a) 委員会は、独立システム事業者と協議を行ない、資源の適切な要件を確立し、正当かつ妥当な価格で地域における信頼性やシステムの信頼性を確保するためにその時点およびその場所でもしくはその場所に供給可能であり必要とされる、ピーク需要を満たすためのすべての負荷要求に応え予備の計画および運営を行うための適切な物理的発電能力が利用可能であることを確認するものとする。

(b) 委員会は、すべての負荷を供給する機関に無差別に、供給の妥当性についてのこれら要件を実施し、施行するものとする。

(c) 委員会が設置した供給の妥当性についての要件は、以下のすべてを提供し、保証するものとする。

(1) システム全体および地域の配電の信頼性。

(2) 予備の計画および運営が必要とされる場所および時期を含む、すべての負荷要件を満たすための適切な物理的発電能力。

(3) 予備の計画及び運営を含む、将来の負荷要件を満たすための、新規の発電能力への適切かつタイムリーな投資。

(4) 市場への影響の緩和。

(5) 電力供給能力。

(6) 需要を満たすために必要に応じて、需要に先立って最低でも3年前の、新しい資源を構築するために負荷を供給する機関による資源取引契約。

(d) 第394.25項に従い登録を取り消しまたは停止する権限に準拠し、委員会は、供給の妥当性についての要件強化のために採用した規則および規制に準拠しない電力サービスの供給者の登録を一定期間、停止または取り消すものとする。

第12項 州議会は、本法案の目的と意図の達成に限り、両院における3分の2の賛成投票と知事による署名を得て法令を修正することができる。

第13項 本法令の条項は分離可能である。本法令のいかなる条項もしくはその適用が無効とみなされる場合、その無効性は、無効な条項もしくは適用がなくても実行できる他の条項および適用に影響しないものとする。

投票者法案の権利

1. 有効な登録を行っている有権者は一票を投じる権利があります。

有効な登録を行っている有権者とは、米国内に居住する米国市民で18歳以上、重罪の有罪判決により拘留中あるいは仮釈放中でなく、現住所のもとで有権者として登録している者を言います。

2. 投票者名簿に氏名が掲載されていない場合は、仮投票を行う権利があります。

3. 投票所が閉まる前に列に並んでいた場合は、一票を投じる権利があります。

4. 脅迫されることなく無記名投票を行う権利があります。

5. 票を投じる前に間違いがあったと気づいた場合は、新しい投票用紙を受け取る権利があります。

最終的に票を投じる前であればいつでも、間違えて記入したと思う場合は、投票用紙を新しいものに交換してもらう権利があります。不在投票者は、選挙日の投票所が閉まる前までであれば、間違えて記入してしまった投票用紙を新しい投票用紙と交換してもらうよう選挙役員に要請することができます。

6. 介助なしに投票ができない場合は、投票時に介助を受ける権利があります。

7. 記入済みの不在者投票用紙は、郡内のどの選挙区にでも返送できます。

8. 英語以外の別の言語での選挙資料を作成するに十分な数の居住者が選挙区内にいる場合には、その言語の選挙資料を作成する権利があります。

9. 選挙手続きについて質問する権利があり、選挙手続きを視察する権利があります。

選挙区管理役員会および選挙役員に選挙手続きについて質問し、回答を得る、または回答を提供できる適切な役員を紹介してもらう権利があります。しかし、執拗な質問によって選挙管理役員会の仕事に差し障りが生じる場合には、選挙役員は質問への回答を打ち切ることができます。

10. 選挙に関する違法行為や詐欺行為に気づいた場合は、最寄りの選挙役員または州務長官事務所に通知する権利があります。

これら投票者の権利が否定されたと思われる場合、あるいは選挙に関する詐欺行為や不正行為に気づいた場合は、州務長官の秘密厳守フリーダイヤル**投票者保護ホットライン**

1-800-339-2865までご連絡ください。

Secretary of State
1500 11th Street
Sacramento, CA 95814

FIRST CLASS MAIL
U.S. POSTAGE
PAID
SECRETARY OF
STATE



州特別選挙

次の言語の投票者情報ガイドが必要な場合には、
以下の番号までお電話ください。

English: 1-800-345-VOTE (8683)

Español/Spanish: 1-800-232-VOTA (8682)

日本語/Japanese: 1-800-339-2865

Việt ngữ/Vietnamese: 1-800-339-8163

Tagalog/Tagalog: 1-800-339-2957

中文/Chinese: 1-800-339-2857

한국어/Korean: 1-866-575-1558

TDD: 1-800-833-8683

www.voterguide.ss.ca.gov

公式投票者情報ガイド

選挙費用を削減する努力の一環として、州議会は、同姓の投票者が複数居住する宛先にはパンフレットを1部だけ郵送する権限を州と郡に与えています。パンフレットを2部以上ご希望の場合は、郡選挙役員に書面でご連絡いただくか、
1-800-339-2865までお電話ください。

